

第 55 号議案

安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市税条例等の一部を改正する条例

(安城市税条例の一部改正)

第 1 条 安城市税条例（昭和 44 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 35 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 35 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金

等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第35条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第35条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2中第19項を第20項とし、第16項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第73条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに係るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を

適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第73条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条第1項中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料とし

て用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで」を「平成３１年４月１日から令和２年３月３１日まで」に、「平成３０年度分」を「令和２年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで」を「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」に、「平成３１年度分」を「令和３年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

附則第１６条第４項中「３輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで」を「平成３１年４月１日から令和２年３月３１日まで」に、「平成３０年度分」を「令和２年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで」を「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」に、「平成３１年度分」を「令和３年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	３，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第１６条の２を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第１６条の２ 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）

に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 76 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 78 条及び第 79 条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 2 条 安城市税条例の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 16 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

（安城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 安城市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年安城市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、安城市税条例附則第 15 条の次に 5 条を加える改正規定（同条

例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第4条 安城市税条例等の一部を改正する条例(平成30年安城市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、安城市税条例第46条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受

けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の１５日前までに、これを市長に提出しなければならない。

１５ 第１３項の規定の適用を受けている内国法人は、第１０項の申告につき第１３項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

１６ 第１３項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第５１項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第１３項前段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

１７ 第１３項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第１５項の届出書の提出又は法人税法第７５条の４第３項若しくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第１３項後段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第１条第４号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第５号中「３項を」を「８項を」に、「平成３２年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条第６号中「平成３２年１０月１日」を「令和２年１０月１日」に改め、同条第７号中「平成３３年１月１日」を「令和３年１月１日」に改め、同条第８号中「平成３３年１０月１日」を「令和３年１０月１日」に改め、同条第９号中「平成３４年１０月１日」を「令和４年１０月１日」に改める。

附則第２条第２項中「平成３３年度」を「令和３年度」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改め、同条第３項中「第１２項」を「第１７項」に改める。

附則第７条中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改める。

附則第９条第１項中「平成３２年１０月１日」を「令和２年１０月１日」に改め、同条第２項中「平成３２年１１月２日」を「令和２年１１月２日」に改め、

同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び第4条の規定 公布の日

(2) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和元年10月1日

(3) 第1条中安城市税条例第35条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定、第35条の3の2、第35条の3の3及び第35条の4第1項の改正規定並びに附則第10条の2中第19項を第20項とし、第16項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第15項の次に1項を加える改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和2年1月1日

(4) 第2条中安城市税条例第26条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(5) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第6条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の安城市税条例（次項及び第3項並びに附則第4条において「2年新条例」という。）第35条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第35条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき安城市税条例第35条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第35条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第35条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の安城市税条例第26条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 2年新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の安城市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の安城市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方税法の改正等に伴い、必要があるため。

第 56 号議案

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和 44 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項の前の見出し及び同項から第 9 項まで、第 10 項（見出しを含む。）、第 12 項並びに第 13 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 16 項中「第 36 項」の次に「、第 40 項」を加える。

附則第 17 項（見出しを含む。）中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の前の見出し及び同項から第 9 項まで、第 10 項（見出しを含む。）、第 12 項並びに第 13 項の改正規定並びに附則第 17 項（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の安城市都市計画税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 31 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋について課税標準の特例を設ける等する上で、必要があるため。

第 5 7 号議案

安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

安城市行政財産目的外使用料条例（平成 1 3 年安城市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1 9, 4 4 0 円」を「1 9, 8 0 0 円」に改め、同表安城市立中学校体育館の項中「7 5 0 円」を「7 6 0 円」に、「1, 2 9 0 円」を「1, 3 1 0 円」に、「1, 5 1 0 円」を「1, 5 3 0 円」に、「8 6 0 円」を「8 7 0 円」に改め、同表安城市立中学校夜間運動場の項中「2, 4 7 0 円」を「2, 5 1 0 円」に、「1, 2 3 0 円」を「1, 2 5 0 円」に改め、同表三河安城駅連絡通路広告物掲示場の項中「7 7, 2 5 0 円」を「7 8, 6 8 0 円」に、「1 0 7, 1 2 0 円」を「1 0 9, 1 0 0 円」に、「1 1 4, 3 3 0 円」を「1 1 6, 4 4 0 円」に、「1 1 7, 4 2 0 円」を「1 1 9, 5 9 0 円」に、「4 8 4, 1 0 0 円」を「4 9 3, 0 6 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行政財産の目的外使用の許可を受けた者について適用し、同日前に行政財産の目的外使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定する必要があるため。

第 5 8 号議案

安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 3 年安城市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 2 中

3 8 0 円	4 5 0 円	5 7 0 円	1, 1 4 0 円
1, 9 8 0 円	2, 3 0 0 円	2, 9 4 0 円	5, 8 7 0 円
1, 4 4 0 円	1, 6 7 0 円	2, 1 3 0 円	4, 2 6 0 円
2 9 0 円	3 4 0 円	4 5 0 円	9 0 0 円
2 9 0 円	3 4 0 円	4 5 0 円	9 0 0 円
8 1 0 円	9 5 0 円	1, 2 1 0 円	2, 4 4 0 円
6 1 0 円	7 3 0 円	9 2 0 円	1, 8 6 0 円
1, 0 3 0 円	1, 2 1 0 円	1, 5 5 0 円	3, 0 8 0 円

を

1 9 0 円	2 3 0 円	2 9 0 円	5 7 0 円
8 2 0 円	9 5 0 円	1, 2 2 0 円	2, 4 5 0 円
9 6 0 円	1, 1 3 0 円	1, 4 4 0 円	2, 9 0 0 円
4 6 0 円	5 3 0 円	6 8 0 円	1, 3 7 0 円

」

「

3 8 0 円	4 5 0 円	5 8 0 円	1, 1 6 0 円
2, 0 1 0 円	2, 3 4 0 円	2, 9 9 0 円	5, 9 7 0 円
1, 4 6 0 円	1, 7 0 0 円	2, 1 6 0 円	4, 3 3 0 円
2 9 0 円	3 4 0 円	4 5 0 円	9 1 0 円
2 9 0 円	3 4 0 円	4 5 0 円	9 1 0 円
8 2 0 円	9 6 0 円	1, 2 3 0 円	2, 4 8 0 円
6 2 0 円	7 4 0 円	9 3 0 円	1, 8 9 0 円
1, 0 4 0 円	1, 2 3 0 円	1, 5 7 0 円	3, 1 3 0 円
1 9 0 円	2 3 0 円	2 9 0 円	5 8 0 円
8 3 0 円	9 6 0 円	1, 2 4 0 円	2, 4 9 0 円
9 7 0 円	1, 1 5 0 円	1, 4 6 0 円	2, 9 5 0 円
4 6 0 円	5 3 0 円	6 9 0 円	1, 3 9 0 円

に、

」

「

「

1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	を	1, 0 3 0 円	1, 0
------------	------------	------------	---	------------	------

3 0 円	1, 0 3 0 円	に改める。
-------	------------	-------

別表第 3 中	7 7 0 円	8 9 0 円	1, 1 4 0 円	2, 2 8 0 円	を
	6 8 0 円	7 9 0 円	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	
	1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円		

7 8 0 円	9 0 0 円	1, 1 6 0 円	2, 3 2 0 円	に改める。
6 9 0 円	8 0 0 円	1, 0 1 0 円	2, 0 3 0 円	
1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円		

別表第 4 中	8 2 0 円	9 5 0 円	1, 2 2 0 円	2, 4 6 0 円	を
	2 5 0 円	2 8 0 円	3 7 0 円	7 6 0 円	
	1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円		

8 3 0 円	9 6 0 円	1, 2 4 0 円	2, 5 0 0 円	に改める。
2 5 0 円	2 8 0 円	3 7 0 円	7 7 0 円	

1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	
------------	------------	------------	--

」

「

別表第5中

6 9 0 円	8 0 0 円	1, 0 2 0 円	2, 0 6 0 円
4 6 0 円	5 3 0 円	6 8 0 円	1, 3 7 0 円
1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	

を

」

「

7 0 0 円	8 1 0 円	1, 0 3 0 円	2, 0 9 0 円
4 6 0 円	5 3 0 円	6 9 0 円	1, 3 9 0 円
1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	

に改める。

」

「

別表第6中

3 1 0 円	3 6 0 円	4 7 0 円	9 5 0 円
2 7 0 円	3 1 0 円	4 1 0 円	8 3 0 円
3 3 0 円	3 9 0 円	5 1 0 円	1, 0 2 0 円
6 0 0 円	7 0 0 円	9 0 0 円	1, 8 2 0 円
1 5 0 円	1 8 0 円	2 4 0 円	4 9 0 円
5 4 0 円	6 2 0 円	8 0 0 円	1, 6 2 0 円
1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	

を

1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	
------------	------------	------------	--

」

「

3 1 0 円	3 6 0 円	4 7 0 円	9 6 0 円
2 7 0 円	3 1 0 円	4 1 0 円	8 4 0 円
3 3 0 円	3 9 0 円	5 1 0 円	1, 0 3 0 円
6 1 0 円	7 1 0 円	9 1 0 円	1, 8 5 0 円
1 5 0 円	1 8 0 円	2 4 0 円	4 9 0 円
5 5 0 円	6 3 0 円	8 1 0 円	1, 6 5 0 円
1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	
1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	

に改める。

」

「

別表第7中

9 4 0 円	1, 1 0 0 円	1, 3 9 0 円	2, 8 1 0 円
7 4 0 円	8 7 0 円	1, 1 1 0 円	2, 2 3 0 円
5 5 0 円	6 5 0 円	8 3 0 円	1, 6 7 0 円
1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	

を

」

「

9 5 0 円	1, 1 2 0 円	1, 4 1 0 円	2, 8 6 0 円
---------	------------	------------	------------

7 5 0 円	8 8 0 円	1, 1 3 0 円	2, 2 7 0 円
5 6 0 円	6 6 0 円	8 4 0 円	1, 7 0 0 円
1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	

に改める。

」

「

別表第8中

9 6 0 円	1, 1 3 0 円	1, 4 2 0 円	2, 8 8 0 円
2 6 0 円	3 0 0 円	3 9 0 円	7 9 0 円
3 7 0 円	4 3 0 円	5 5 0 円	1, 1 2 0 円
3 7 0 円	4 3 0 円	5 5 0 円	1, 1 2 0 円
1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	1, 0 2 0 円	

を

」

「

9 7 0 円	1, 1 5 0 円	1, 4 4 0 円	2, 9 3 0 円
2 6 0 円	3 0 0 円	3 9 0 円	8 0 0 円
3 7 0 円	4 3 0 円	5 6 0 円	1, 1 4 0 円
3 7 0 円	4 3 0 円	5 6 0 円	1, 1 4 0 円
1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	1, 0 3 0 円	

に改める。

」

「

別表第9中

4 1 0 円	4 8 0 円	6 0 0 円	1, 2 3 0 円
4 0 0 円	4 6 0 円	5 9 0 円	1, 2 0 0 円
5 2 0 円	6 1 0 円	7 8 0 円	1, 5 7 0 円

を

1, 020円	1, 020円	1, 020円	
---------	---------	---------	--

」

「

410円	480円	610円	1, 250円
400円	460円	600円	1, 220円
520円	620円	790円	1, 590円
1, 030円	1, 030円	1, 030円	

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2から別表第9までの規定は、この条例の施行の日以後に福祉センターの利用の許可を受けた者について適用し、同日前に福祉センターの利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定する必要があるため。

第 59 号議案

安城市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市社会福社会館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年安城市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項ただし書、第 12 条及び第 13 条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

「

	370 円	440 円	810 円
別表中	1,030 円	1,210 円	2,250 円
	1,250 円	1,460 円	2,710 円

」

「

	370 円	440 円	820 円
を	1,040 円	1,230 円	2,290 円
	1,270 円	1,480 円	2,760 円

に改め

」

る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項ただ

し書、第 12 条及び第 13 条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に安城市社会福社会館の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市社会福社会館の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定するほか、使用料に係る所要の規定の整理をする必要があるため。

第 6 0 号議案

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 6 年安城市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第
6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 条中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の
改正等に伴い、必要があるため。

第 6 1 号議案

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和 4 7 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（その 2）し尿（定額制）の項中「6 3 0 円」を「6 4 0 円」に、「5 8 0 円」を「5 9 0 円」に改め、同表し尿（従量制）の項中「1, 0 3 0 円」を「1, 0 4 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に収集するし尿に係る手数料について適用し、同日前に収集したし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、手数料を改定する必要があるため。

第 6 2 号議案

安城市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

安城市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例（昭和 5 2 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 診断書の項中「1, 0 8 0 円」を「1, 1 0 0 円」に改め、同表死亡診断書の項中「1, 6 1 0 円」を「1, 6 3 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、文書料を改定する必要があるため。

第 6 3 号議案

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和 3 3 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改める。

第 2 7 条中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改め、同条第 2 号中「2 7 万 5, 0 0 0 円」を「2 8 万円」に改め、同条第 3 号中「5 0 万円」を「5 1 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 0 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方税法施行令の改正に伴い、必要があるため。

第 6 4 号議案

安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市介護保険条例の一部を改正する条例

安城市介護保険条例（平成 1 2 年安城市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」を「平成 3 1 年度及び令和 2 年度」に、「2 2, 2 1 8 円」を「1 7, 4 5 7 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 3 1 年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1 7, 4 5 7 円」とあるのは、「3 0, 1 5 3 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 3 1 年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「1 7, 4 5 7 円」とあるのは、「3 9, 6 7 5 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 3 条第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 3 0 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、介護保険法施行令の改正に伴い保険料の軽減措置を拡充するほか、所要の規定の整理をする必要があるため。

第 6 5 号議案

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例（平成 1 0 年安城市条例第 4 3 号）
の一部を次のように改正する。

別表中	「		を	「	
	5 3 0 円	3, 2 4 0 円		5 3 0 円	
	2, 1 6 0 円	4, 3 2 0 円		2, 2 0 0 円	
	1, 6 1 0 円	3, 2 4 0 円		1, 6 3 0 円	
	2, 1 6 0 円	4, 3 2 0 円		2, 2 0 0 円	
	」			」	

「		「	
5 6, 1 6 0 円	2 2 4, 6 4 0 円		
4 7, 5 2 0 円	1 9 0, 0 8 0 円		
3 4, 5 6 0 円	1 3 8, 2 4 0 円		
2 5, 9 2 0 円	1 0 3, 6 8 0 円		
」		」	

3, 300円
4, 400円
3, 300円
4, 400円

に、

」

47, 520円	190, 080円
38, 880円	155, 520円
25, 920円	103, 680円
17, 280円	69, 120円
2, 160円	8, 640円
1, 080円	4, 320円
2, 690円	10, 800円
1, 340円	5, 400円
3, 240円	6, 480円

を

」

57, 200円	228, 800円
48, 400円	193, 600円
35, 200円	140, 800円
26, 400円	105, 600円
48, 400円	193, 600円
39, 600円	158, 400円
26, 400円	105, 600円
17, 600円	70, 400円
2, 200円	8, 800円

に改める。

1, 100円	4, 400円
2, 730円	11, 000円
1, 360円	5, 500円
3, 300円	6, 600円

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に安城市総合斎苑の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市総合斎苑の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定する必要があるため。

第 6 6 号議案

安城市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

安城市民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 1 年安城市条例第 2
2 号）の一部を次のように改正する。

別表中多目的ホールの項を次のように改める。

多目的ホール 半面	2, 6 3 0 円	3, 5 1 0 円	3, 1 5 0 円	7, 4 5 0 円
--------------	------------	------------	------------	------------

別表中	8 2 0 円	1, 0 9 0 円	9 8 0 円	2, 3 0 0 円	を 「 」
	3 7 0 円	4 9 0 円	4 5 0 円	1, 0 4 0 円	
	6 3 0 円	8 6 0 円	7 8 0 円	1, 8 1 0 円	
	1, 1 3 0 円	1, 5 0 0 円	1, 3 5 0 円	3, 1 8 0 円	

8 3 0 円	1, 1 1 0 円	9 9 0 円	2, 3 4 0 円
3 7 0 円	4 9 0 円	4 5 0 円	1, 0 5 0 円
6 4 0 円	8 7 0 円	7 9 0 円	1, 8 4 0 円
1, 1 5 0 円	1, 5 2 0 円	1, 3 7 0 円	3, 2 3 0 円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に安城市民交流センターの利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市民交流センターの利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料金を改定する必要があるため。

第 6 7 号議案

安城市中心市街地拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市中心市街地拠点施設条例の一部を改正する条例

安城市中心市街地拠点施設条例（平成 2 8 年安城市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 中

3, 9 5 0 円	6, 4 5 0 円	8, 3 0 0 円	1 5, 8 0 0 円
4, 9 0 0 円	7, 9 9 0 円	1 0, 2 7 0 円	1 9, 5 6 0 円
5 4 0 円	6 8 0 円	8 9 0 円	1, 8 0 0 円
5 5 0 円	6 9 0 円	9 0 0 円	1, 8 2 0 円
6 0 0 円	7 5 0 円	9 9 0 円	1, 9 9 0 円
8 2 0 円	1, 0 3 0 円	1, 3 5 0 円	2, 7 2 0 円
6 4 0 円	8 1 0 円	1, 0 6 0 円	2, 1 4 0 円

を

」

「

4, 0 0 0 円	6, 6 0 0 円	8, 4 0 0 円	1 6, 1 0 0 円
5, 0 0 0 円	8, 2 0 0 円	1 0, 5 0 0 円	2 0, 1 0 0 円

5 5 0 円	6 9 0 円	9 1 0 円	1, 8 3 0 円
5 6 0 円	7 0 0 円	9 2 0 円	1, 8 5 0 円
6 1 0 円	7 7 0 円	1, 0 1 0 円	2, 0 4 0 円
8 3 0 円	1, 0 5 0 円	1, 3 8 0 円	2, 7 8 0 円
6 6 0 円	8 3 0 円	1, 0 8 0 円	2, 1 8 0 円

に改める。

」

同表エントランス及び屋外施設の項中「あたり」を「当たり」に改める。

「

「

1, 6 2 0 円
1, 0 8 0 円
5 3 0 円
7 4 0 円
7 4 0 円
7 4 0 円
1 5 0 円
2, 5 9 0 円
1, 0 8 0 円
5 3 0 円
5 3 0 円
1, 0 8 0 円
2 6 0 円
1 0 0 円
1 5 0 円
1, 2 2 0 円

1, 6 5 0 円
1, 1 0 0 円
5 5 0 円
7 5 0 円
7 5 0 円
7 5 0 円
1 6 0 円
2, 6 4 0 円
1, 1 0 0 円
5 5 0 円
5 5 0 円
1, 1 0 0 円
2 8 0 円
1 1 0 円
1 6 0 円
1, 2 4 0 円

別表第2中

を

に改める。

5 2 0 円	5 6 0 円
2 6 0 円	2 8 0 円
1, 0 8 0 円	1, 1 0 0 円
5 3 0 円	5 5 0 円
5 3 0 円	5 5 0 円
5 3 0 円	5 5 0 円
2 4 0 円	2 5 0 円
3 0 円	3 0 円
1 5 0 円	1 6 0 円

」

」

別表第3専用利用しない場合の項中「1, 0 8 0 円」を「1, 1 0 0 円」に改める。

「

「

別表第4中

を

に改める。

3, 2 4 0 円	3, 3 0 0 円
1, 4 7 0 円	1, 5 0 0 円
1, 9 6 0 円	2, 0 0 0 円
1, 4 7 0 円	1, 5 0 0 円
1, 4 7 0 円	1, 5 0 0 円
1 5 0 円	1 6 0 円

」

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後に安城

市中心市街地拠点施設の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市
市中心市街地拠点施設の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料
金を改定等する必要があるため。

第 6 8 号議案

安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 6 0 年安城市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 中

3 4 0 円	3 5 0 円	4 9 0 円	1, 1 7 0 円
3 4 0 円	3 5 0 円	4 9 0 円	1, 1 7 0 円
3 4 0 円	3 5 0 円	4 9 0 円	1, 1 7 0 円
3 4 0 円	3 5 0 円	4 9 0 円	1, 1 7 0 円
3 4 0 円	3 5 0 円	4 9 0 円	1, 1 7 0 円
3 4 0 円	3 5 0 円	4 9 0 円	1, 1 7 0 円
4 8 0 円	5 0 0 円	6 9 0 円	1, 6 6 0 円
4 8 0 円	5 0 0 円	6 9 0 円	1, 6 6 0 円
1, 2 0 0 円	1, 2 6 0 円	1, 7 3 0 円	4, 1 7 0 円

」

「

3 5 0 円	3 6 0 円	5 0 0 円	1, 2 0 0 円
---------	---------	---------	------------

「

を	3 5 0 円	3 6 0 円	5 0 0 円	1, 2 0 0 円	
	3 5 0 円	3 6 0 円	5 0 0 円	1, 2 0 0 円	
	3 5 0 円	3 6 0 円	5 0 0 円	1, 2 0 0 円	
	3 5 0 円	3 6 0 円	5 0 0 円	1, 2 0 0 円	
	3 5 0 円	3 6 0 円	5 0 0 円	1, 2 0 0 円	
	4 9 0 円	5 1 0 円	7 0 0 円	1, 6 8 0 円	
	4 9 0 円	5 1 0 円	7 0 0 円	1, 6 8 0 円	
	1, 2 3 0 円	1, 2 8 0 円	1, 7 6 0 円	4, 2 3 0 円	1

に、

」

3 4 0 円	2 4 0 円	3 3 0 円	9 0 0 円	を	3 5 0 円
3 4 0 円	2 4 0 円	3 3 0 円	9 0 0 円		3 5 0 円
3 4 0 円	2 4 0 円	3 3 0 円	9 0 0 円		3 5 0 円
3 4 0 円	2 4 0 円	3 3 0 円	9 0 0 円		3 5 0 円
3 4 0 円	2 4 0 円	3 3 0 円	9 0 0 円		3 5 0 円
3 4 0 円	2 4 0 円	3 3 0 円	9 0 0 円		3 5 0 円
4 8 0 円	3 3 0 円	4 6 0 円	1, 2 7 0 円		4 9 0 円
4 8 0 円	3 3 0 円	4 6 0 円	1, 2 7 0 円		4 9 0 円
, 2 0 0 円	8 4 0 円	1, 1 5 0 円	3, 1 8 0 円		1, 2 3 0 円

」

2 4 0 円	3 3 0 円	9 1 0 円
2 4 0 円	3 3 0 円	9 1 0 円
2 4 0 円	3 3 0 円	9 1 0 円
2 4 0 円	3 3 0 円	9 1 0 円

240円	330円	910円
240円	330円	910円
340円	470円	1,290円
340円	470円	1,290円
850円	1,170円	3,220円

に改める。

」

別表第2大判プリンターの項中「4,000円」を「4,070円」に改め、同表3Dプリンターの項中「1,000円」を「1,010円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に安城市図書館の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市図書館の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定する必要があるため。

第 6 9 号議案

安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 5 年安城市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（その 1）中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（その 1）（第 6 条関係）

中央公民館 ホール、楽屋、会議室等使用料

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 4 時 3 0 分	午後 5 時 3 0 分～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時
ホール	平日	1 3, 2 0 0 円	1 8, 7 0 0 円	2 7, 5 0 0 円	5 0, 6 0 0 円
	土曜日、 日曜日及 び祝日	1 6, 5 0 0 円	2 6, 4 0 0 円	3 1, 9 0 0 円	6 4, 9 0 0 円
楽屋 1		5 3 0 円	7 0 0 円	9 2 0 円	1, 9 1 0 円
楽屋 2		6 5 0 円	8 4 0 円	1, 1 2 0 円	2, 3 0 0 円
和室 1		6 5 0 円	8 4 0 円	1, 1 2 0 円	2, 3 0 0 円
和室 2		8 7 0 円	1, 1 3 0 円	1, 4 6 0 円	3, 1 7 0 円
展示室 1		1, 2 0 0 円	1, 5 3 0 円	1, 9 7 0 円	4, 3 0 0 円

展示室 2	2, 4 1 0 円	3, 0 7 0 円	4, 2 7 0 円	9, 0 1 0 円
講座室	1, 6 3 0 円	2, 2 0 0 円	2, 6 3 0 円	5, 9 3 0 円
1 0 1 会議室	4 3 0 円	5 3 0 円	7 6 0 円	1, 6 3 0 円
1 0 2 会議室	7 6 0 円	9 7 0 円	1, 2 0 0 円	2, 6 3 0 円
2 0 1 会議室	5 8 0 円	7 1 0 円	1, 0 0 0 円	2, 1 7 0 円
2 0 2 会議室	9 2 0 円	1, 1 4 0 円	1, 6 1 0 円	3, 4 8 0 円
3 0 1 会議室	5 8 0 円	7 1 0 円	1, 0 0 0 円	2, 1 7 0 円
3 0 2 会議室	9 2 0 円	1, 1 4 0 円	1, 6 1 0 円	3, 4 8 0 円
3 0 3 会議室	5 3 0 円	6 5 0 円	8 7 0 円	1, 8 6 0 円
3 0 4 会議室	7 6 0 円	9 7 0 円	1, 2 0 0 円	2, 6 3 0 円
音楽室	1, 2 0 0 円	1, 5 3 0 円	1, 9 7 0 円	4, 3 0 0 円
創作活動室	8 7 0 円	1, 1 3 0 円	1, 4 6 0 円	3, 1 7 0 円
クッキングルーム	1, 2 0 0 円	1, 5 3 0 円	1, 9 7 0 円	4, 3 0 0 円
大会議室	3, 8 3 0 円	4, 9 3 0 円	5, 9 3 0 円	1 3, 6 3 0 円

別表第1（その2）1時間の項中「7, 0 0 0 円」を「7, 1 2 0 円」に改める。

別表第1（その4）ホール照明設備の項中「6 4 0 円」を「6 5 0 円」に、「7 5 0 円」を「7 6 0 円」に、「9 1 0 円」を「9 2 0 円」に、「6, 8 9 0 円」を「7, 0 1 0 円」に、「3, 3 1 0 円」を「3, 3 7 0 円」に改め、同表ホール音響設備の項中「2, 5 9 0 円」を「2, 6 3 0 円」に、「1, 0 8 0 円」を「1, 1 0 0 円」に、「8 6 0 円」を「8 7 0 円」に改め、同表ホール舞台備品の項中「3, 2 4 0 円」を「3, 3 0 0 円」に、「5, 0 0 0 円」を「5, 0 9 0 円」に、「1, 9 4 0 円」を「1, 9 7 0 円」に、「6 4 0 円」を「6 5 0 円」に改める。

別表第2（その1）第1会議室の項中「5 9 0 円」を「6 0 0 円」に、「7 0 0 円」を「7 1 0 円」に、「9 1 0 円」を「9 2 0 円」に、「1, 8 3 0 円」を「1, 8 6 0 円」に改め、同表第2会議室の項中「6 1 0 円」を「6 2 0 円」に、「7 5 0 円」を「7 6 0 円」に、「1, 5 1 0 円」を「1, 5 3 0 円」に改め、同表第3会議室の項中「6 2 0 円」を「6 3 0 円」に、「1, 2 6 0 円」を「1, 2 8 0 円」に改め、同表第4会議室の項中「6 2 0 円」を「6 3 0 円」に、「1, 2 6 0 円」を「1, 2 8 0 円」に改め、同表第5会議室の項中「7 5 0 円」を「7 6 0 円」に改め、同表第6会議室の項中「9 0 0 円」を「9 1 0 円」に改め、同表第1和室の項及び第2和室の項中「9 4 0 円」を「9 5 0 円」に改め、同表実習室の項中

「730円」を「740円」に、「830円」を「840円」に、「1,050円」を「1,060円」に、「2,120円」を「2,150円」に改め、同表多目的ホールの項中「1,970円」を「2,000円」に、「2,300円」を「2,340円」に、「2,960円」を「3,010円」に、「5,930円」を「6,030円」に改める。

別表第3（その1）第1会議室の項中「610円」を「620円」に、「1,240円」を「1,260円」に改め、同表第2会議室の項中「580円」を「590円」に、「1,180円」を「1,200円」に改め、同表研修室の項中「560円」を「570円」に、「660円」を「670円」に、「840円」を「850円」に、「1,690円」を「1,720円」に改め、同表和室の項中「580円」を「590円」に、「760円」を「770円」に、「1,530円」を「1,550円」に改め、同表実習室の項中「690円」を「700円」に、「810円」を「820円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「2,080円」を「2,110円」に改め、同表視聴覚室の項中「590円」を「600円」に、「700円」を「710円」に、「900円」を「910円」に、「1,810円」を「1,840円」に改め、同表大会議室の項中「890円」を「900円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「1,320円」を「1,340円」に、「2,650円」を「2,690円」に改め、同表多目的ホールの項中「1,840円」を「1,870円」に、「2,130円」を「2,160円」に、「2,730円」を「2,780円」に、「5,480円」を「5,580円」に改める。

別表第3（その2）舞台設備の項中「1,610円」を「1,630円」に改める。

別表第4（その1）大会議室兼体育室の項中「930円」を「940円」に、「1,090円」を「1,110円」に、「1,380円」を「1,400円」に、「2,770円」を「2,820円」に改め、同表会議室の項中「590円」を「600円」に、「700円」を「710円」に、「910円」を「920円」に、「1,830円」を「1,860円」に改め、同表第1和室の項中「550円」を「560円」に、「1,120円」を「1,140円」に改め、同表第2和室の項中「940円」を「950円」に改め、同表実習室の項中「620円」を「630円」に、「740円」を「750円」に、「930円」を「940円」に、「1,870円」を「1,900円」に改める。

別表第5（その1）大会議室兼体育室の項中「950円」を「960円」に、「

「1, 120円」を「1, 140円」に、「1, 420円」を「1, 440円」に、「2, 860円」を「2, 910円」に改め、同表第1会議室の項中「590円」を「600円」に、「700円」を「710円」に、「910円」を「920円」に、「1, 830円」を「1, 860円」に改め、同表第2会議室の項中「900円」を「910円」に改め、同表第1和室の項及び第2和室の項中「940円」を「950円」に改め、同表実習室の項中「730円」を「740円」に、「830円」を「840円」に、「1, 050円」を「1, 060円」に、「2, 120円」を「2, 150円」に改め、同表談話室の項中「900円」を「910円」に改め、同表料理実習室の項中「550円」を「560円」に、「640円」を「650円」に、「830円」を「840円」に、「1, 670円」を「1, 700円」に改める。

別表第6大会議室兼体育室の項中「760円」を「770円」に、「880円」を「890円」に、「1, 120円」を「1, 140円」に、「2, 240円」を「2, 280円」に改め、同表第1会議室の項中「620円」を「630円」に、「1, 260円」を「1, 280円」に改め、同表第2会議室の項中「770円」を「780円」に、「890円」を「900円」に、「1, 140円」を「1, 160円」に、「2, 280円」を「2, 320円」に改め、同表第3会議室の項中「580円」を「590円」に、「1, 180円」を「1, 200円」に改め、同表多目的室の項中「550円」を「560円」に、「640円」を「650円」に、「820円」を「830円」に、「1, 640円」を「1, 670円」に改め、同表第1和室の項中「580円」を「590円」に、「730円」を「740円」に、「1, 460円」を「1, 480円」に改め、同表第2和室の項中「550円」を「560円」に、「1, 120円」を「1, 140円」に改め、同表陶芸実習室の項中「610円」を「620円」に、「720円」を「730円」に、「900円」を「910円」に、「1, 810円」を「1, 840円」に改める。

別表第7（その1）大会議室兼体育室の項中「910円」を「920円」に、「1, 050円」を「1, 060円」に、「1, 360円」を「1, 380円」に、「2, 730円」を「2, 780円」に改め、同表第1会議室の項中「650円」を「660円」に、「760円」を「770円」に、「960円」を「970円」に、「1, 940円」を「1, 970円」に改め、同表第2会議室の項中「980円」を「990円」に改め、同表第1和室の項中「550円」を「560円」に、「1, 120円」を「1, 140円」に改め、同表第2和室の項中「550円」を

「５６０円」に、「１，１２０円」を「１，１４０円」に改め、同表実習室の項中「５５０円」を「５６０円」に、「６４０円」を「６５０円」に、「８３０円」を「８４０円」に、「１，６７０円」を「１，７００円」に改め、同表料理実習室の項中「６００円」を「６１０円」に、「８００円」を「８１０円」に、「１，６１０円」を「１，６３０円」に改め、同表芸能室の項中「５５０円」を「５６０円」に、「７３０円」を「７４０円」に、「１，４６０円」を「１，４８０円」に改める。

別表第８（その１）第１会議室の項中「７７０円」を「７８０円」に改め、同表第２会議室の項中「　　９９０円」を「１，０００円」に改め、同表第３会議室の項中「６２０円」を「６３０円」に、「７２０円」を「７３０円」に、「９４０円」を「９５０円」に、「１，８９０円」を「１，９２０円」に改め、同表第４会議室の項中「５５０円」を「５６０円」に、「７３０円」を「７４０円」に、「１，４６０円」を「１，４８０円」に改め、同表文化室の項中「６７０円」を「６８０円」に、「７８０円」を「７９０円」に、「　　９９０円」を「１，０００円」に、「２，０００円」を「２，０３０円」に改め、同表和室の項中「６１０円」を「６２０円」に、「７７０円」を「７８０円」に、「１，５６０円」を「１，５８０円」に改め、同表芸能室の項中「６５０円」を「６６０円」に、「７６０円」を「７７０円」に、「９５０円」を「９６０円」に、「１，９１０円」を「１，９４０円」に改め、同表実習室の項中「７６０円」を「７７０円」に、「８７０円」を「８８０円」に、「１，１２０円」を「１，１４０円」に、「２，２５０円」を「２，２９０円」に改め、同表多目的ホールの項中「１，８５０円」を「１，８８０円」に、「２，１４０円」を「２，１７０円」に、「２，７４０円」を「２，７９０円」に、「５，５１０円」を「５，６１０円」に改める。

別表第８（その２）舞台設備の項中「１，６１０円」を「１，６３０円」に改める。

別表第９大会議室兼体育室の項中「９３０円」を「９４０円」に、「１，０９０円」を「１，１１０円」に、「１，３９０円」を「１，４１０円」に、「２，８１０円」を「２，８６０円」に改め、同表第１会議室の項中「７８０円」を「７９０円」に、「９００円」を「９１０円」に、「１，１４０円」を「１，１６０円」に、「２，２８０円」を「２，３２０円」に改め、同表第２会議室の項中「１，０８０円」を「１，１００円」に改め、同表第３会議室の項中「５４０円」を「５５０円」に、「６２０円」を「６３０円」に、「８２０円」を「８３０円」に、「１，６

50円」を「1, 680円」に改め、同表第4会議室の項中「620円」を「630円」に、「1, 260円」を「1, 280円」に改め、同表第1和室の項中「550円」を「560円」に、「1, 120円」を「1, 140円」に改め、同表第2和室の項中「550円」を「560円」に、「1, 120円」を「1, 140円」に改め、同表実習室の項中「620円」を「630円」に、「740円」を「750円」に、「930円」を「940円」に、「1, 870円」を「1, 900円」に改める。

別表第10大会議室の項中「600円」を「610円」に、「700円」を「710円」に、「910円」を「920円」に、「1, 830円」を「1, 860円」に改め、同表第1会議室の項中「720円」を「730円」に、「830円」を「840円」に、「1, 040円」を「1, 050円」に、「2, 100円」を「2, 130円」に改め、同表第2会議室の項中「550円」を「560円」に、「640円」を「650円」に、「830円」を「840円」に、「1, 670円」を「1, 700円」に改め、同表第3会議室の項中「570円」を「580円」に、「730円」を「740円」に、「1, 460円」を「1, 480円」に改め、同表第4会議室の項中「590円」を「600円」に、「1, 200円」を「1, 220円」に改め、同表第1和室の項中「550円」を「560円」に、「1, 120円」を「1, 140円」に改め、同表第2和室の項中「900円」を「910円」に改め、同表第1実習室の項中「550円」を「560円」に、「1, 120円」を「1, 140円」に改め、同表第2実習室の項中「550円」を「560円」に、「1, 120円」を「1, 140円」に改める。

別表第11（その1）ホールの項中「3, 810円」を「3, 880円」に、「4, 350円」を「4, 430円」に、「5, 430円」を「5, 530円」に、「10, 860円」を「11, 060円」に改め、同表第1音楽室の項中「750円」を「760円」に、「860円」を「870円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に改め、同表第2音楽室の項中「620円」を「630円」に、「1, 260円」を「1, 280円」に改め、同表大会議室の項中「780円」を「790円」に、「900円」を「910円」に、「1, 140円」を「1, 160円」に、「2, 280円」を「2, 320円」に改め、同表第1会議室の項中「590円」を「600円」に、「1, 200円」を「1, 220円」に改め、同表第2会議室の項中「980円」を「990円」に改め、同表第1和室の項中「550円」を「560円」に、「1, 120円」を

「１，１４０円」に改め、同表第２和室の項中「９００円」を「９１０円」に改め、同表実習室の項中「７６０円」を「７７０円」に、「８８０円」を「８９０円」に、「１，１２０円」を「１，１４０円」に、「２，２４０円」を「２，２８０円」に改める。

別表第１１（その２）ホール設備・備品の項中「１，１８０円」を「１，２００円」に改め、同表その他備品の項中「７８０円」を「７９０円」に、「７３０円」を「７４０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の別表第１（その１）、別表第１（その２）、別表第１（その４）、別表第２（その１）、別表第３（その１）から別表第４（その１）まで、別表第５（その１）、別表第６、別表第７（その１）、別表第８（その１）、別表第８（その２）及び別表第９から別表第１１（その２）までの規定は、この条例の施行の日以後に公民館の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に公民館の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定する必要があるため。

第 70 号議案

安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年安城市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 会議室の項中「640 円」を「650 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に改め、同表第 2 会議室の項中「750 円」を「760 円」に改め、同表視聴覚室の項中「910 円」を「920 円」に、「1,510 円」を「1,530 円」に改め、同表第 1 研修室の項中「640 円」を「650 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に改め、同表第 2 研修室の項から和室の項までの規定中「750 円」を「760 円」に改め、同表体育室の項中「640 円」を「650 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に安城市青少年の家の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市青少年の家の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料

を改定する必要があるため。

第 7 1 号議案

安城市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成 1 5 年安城市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表展示室 A の項中「2, 2 6 0 円」を「2, 3 0 0 円」に改め、同表展示室 B の項及び展示室 C の項中「3, 6 0 0 円」を「3, 6 6 0 円」に改め、同表展示室 D の項及び展示室 E の項中「3, 7 0 0 円」を「3, 7 6 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に安城市民ギャラリーの利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市民ギャラリーの利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料金を改定する必要があるため。

第 7 2 号議案

丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

丈山苑の設置及び管理に関する条例（平成 8 年安城市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 東和室の項中「8 9 0 円」を「9 0 0 円」に、「 9 9 0 円」を「1, 0 0 0 円」に、「1, 2 1 0 円」を「1, 2 3 0 円」に、「2, 6 4 0 円」を「2, 6 8 0 円」に改め、同表西和室の項中「8 9 0 円」を「9 0 0 円」に、「9 9 0 円」を「1, 0 0 0 円」に、「1, 2 1 0 円」を「1, 2 3 0 円」に、「2, 6 4 0 円」を「2, 6 8 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に丈山苑の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に丈山苑の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料金を改定する必要があるため。

第 7 3 号議案

安祥閣の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安祥閣の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安祥閣の設置及び管理に関する条例（昭和 5 4 年安城市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表茶室に係る項中「1, 8 3 0 円」を「1, 8 6 0 円」に、「2, 1 6 0 円」を「2, 2 0 0 円」に、「3, 9 9 0 円」を「4, 0 6 0 円」に改め、同表茶室控室の項中「7 5 0 円」を「7 6 0 円」に、「8 6 0 円」を「8 7 0 円」に、「1, 6 1 0 円」を「1, 6 3 0 円」に改め、同表楓の間の項中「8 0 0 円」を「8 1 0 円」に、「9 6 0 円」を「9 7 0 円」に、「1, 7 6 0 円」を「1, 7 8 0 円」に改め、同表檜の間の項中「7 7 0 円」を「7 8 0 円」に、「9 1 0 円」を「9 2 0 円」に、「1, 6 8 0 円」を「1, 7 0 0 円」に改め、同表桜の間の項中「9 1 0 円」を「9 2 0 円」に、「1, 0 1 0 円」を「1, 0 2 0 円」に、「1, 9 3 0 円」を「1, 9 4 0 円」に改め、同表松の間の項中「6 9 0 円」を「7 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に安祥閣の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安祥閣の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料金を改定する必要があるため。

第 7 4 号議案

安城市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市民会館条例の一部を改正する条例

安城市民会館条例（昭和 4 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 9 条、第 1 2 条関係）

施設利用料金

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 4 時 3 0 分～	午後 5 時 3 0 分 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時
ホール (ホワイエを含む。)	平日	2 3, 1 0 0 円	3 7, 4 0 0 円	4 8, 4 0 0 円	9 2, 4 0 0 円
	土曜日、 日曜日及 び祝日	2 8, 6 0 0 円	4 7, 3 0 0 円	5 6, 1 0 0 円	1 1 4, 4 0 0 円
ホワイエ	平日	6, 9 1 0 円	9, 2 3 0 円	1 1, 5 3 0 円	2 3, 1 0 0 円
	土曜日、 日曜日及 び祝日	9, 4 5 0 円	1 2, 6 3 0 円	1 5, 7 1 0 円	3 1, 4 5 0 円
楽屋	楽屋応接 室	8 1 0 円	9 7 0 円	1, 3 1 0 円	2, 7 3 0 円

	1号室	430円	480円	700円	1,310円
	2号室	810円	970円	1,310円	2,730円
	3号室	810円	970円	1,310円	2,730円
	5号室	810円	970円	1,310円	2,730円
	6号室	920円	1,150円	1,530円	3,070円
	7号室	920円	1,150円	1,530円	3,070円
	8号室	260円	310円	430円	870円
	リハーサル室	1,470円	1,800円	2,300円	4,930円
	シャワー室（1室につき）	340円	420円	560円	1,190円
会議室等	第1会議室	1,200円	1,530円	1,970円	4,170円
	第3会議室	700円	920円	1,200円	2,510円
	第4会議室	1,200円	1,530円	1,970円	4,170円
	第5会議室	530円	700円	970円	1,970円
	大会議室	4,710円	5,930円	7,250円	14,610円
	講座室	1,580円	1,970円	2,510円	5,160円
	視聴覚室	1,970円	2,510円	3,070円	6,370円
	和室	920円	1,150円	1,530円	3,070円
	展示室	1,200円	1,530円	1,970円	4,170円

別表第2ホール楽器の項中「3,240円」を「3,300円」に、「2,800円」を「2,850円」に改め、同表ホール映像設備の項中「2,690円」を「2,730円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「690円」を「700円」に改め、同表ホール照明設備の項中「1,080円」を「1,100円」に、「2,690円」を「2,730円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「860円」を「870円」に、「910円」を「920円」に、「1,720円」を「1,750円」に、「3,880円」を「3,950円」に、

「25,920円」を「26,400円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「10,800円」を「11,000円」に改め、同表ホール音響設備の項中「5,930円」を「6,030円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「860円」を「870円」に改め、同表ホール舞台備品の項中「2,690円」を「2,730円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,770円」を「3,830円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「640円」を「650円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表大会議室備品の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表リハーサル室備品の項中「1,610円」を「1,630円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に安城市民会館の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市民会館の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、利用料金を改定する必要があるため。

第 75 号議案

安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年安城市条例第 34 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 安城市西部グラウンドゴルフ場の項の次に次のように加える。

秋葉公園テニスコート	安城市大山町 1 丁目 7 番地 1
------------	--------------------

別表第 2（その 1）安城市陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）の項中「
3, 080 円」を「3, 130 円」に改め、同表安城市野球場（以下「野球場」と
いう。）の項中「1, 160 円」を「1, 180 円」に、「960 円」を「970
円」に、「2, 910 円」を「2, 960 円」に改め、同表安城市テニスコート（
以下「テニスコート」という。）の項中「（以下「テニスコート」という。）」を
削り、「640 円」を「650 円」に、「1, 610 円」を「1, 630 円」に改
め、同表安城市ソフトボール場（以下「ソフトボール場」という。）の項中「1,
350 円」を「1, 370 円」に、「1, 160 円」を「1, 180 円」に、「5
70 円」を「580 円」に、「2, 910 円」を「2, 960 円」に改め、同表安
城市多目的グラウンド（以下「多目的グラウンド」という。）の項を次のように改
める。

安城市多目的グラウン ド（以下「多目的グラ ウンド」という。）	半面	2 時間	470 円
---------------------------------------	----	------	-------

別表第 2（その 1）和泉公園運動広場の項中「960 円」を「970 円」に改め、

同項の次に次のように加える。

秋葉公園テニスコート	A・B面 (1面につき)	1時間	230円
------------	-----------------	-----	------

別表第2（その1）備考第1項中「テニスコート」を「安城市テニスコート及び秋葉公園テニスコート」に改め、同表備考第2項中「テニスコート」を「安城市テニスコート」に改め、同表備考中第14項を第15項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、同表備考第10項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第9項中「テニスコート」を「安城市テニスコート」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第8項中「テニスコート」を「安城市テニスコート」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 秋葉公園テニスコートの利用時間の単位は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午前10時まで
- (2) 午前10時から午前11時まで
- (3) 午前11時から正午まで
- (4) 正午から午後1時まで
- (5) 午後1時から午後2時まで
- (6) 午後2時から午後3時まで
- (7) 午後3時から午後4時まで
- (8) 午後4時から午後5時まで
- (9) 午後5時から午後6時まで
- (10) 午後6時から午後7時まで
- (11) 午後7時から午後8時まで
- (12) 午後8時から午後9時まで

別表第2（その2）陸上競技場の項中「1, 270円」を「1, 290円」に改め、同表野球場の項中「2, 310円」を「2, 350円」に、「2, 000円」を「2, 030円」に改め、同表多目的グラウンドの項中「1, 720円」を「1, 750円」に、「1, 140円」を「1, 160円」に改め、同表ソフトボール場の項中「1, 580円」を「1, 600円」に改め、同表和泉公園運動広場の項中「1, 510円」を「1, 530円」に、「1, 720円」を「1, 750円」に改め、同項の次に次のように加える。

秋葉公園テニスコート	A・B面 (1面につき)	30分	370円
------------	-----------------	-----	------

別表第2(その3)陸上競技場放送設備の項中「1,610円」を「1,630円」に改め、同表陸上競技用器具に係る項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表野球場放送設備の項及びソフトボール場放送設備の項中「1,290円」を「1,310円」に改め、同表ソフトボール場電光得点表示装置の項中「540円」を「550円」に改め、同表多目的グラウンド放送設備の項中「1,290円」を「1,310円」に改め、同表ロッカーの項を削る。

別表第3(その1)体育場の項から柔道場の項までを次のように改める。

体育場(12分の1)	410円	660円
卓球場(16分の1)	170円	240円
剣道場(半面)	930円	1,560円
柔道場(半面)	930円	1,560円

別表第3(その1)弓道場の項中「1,080円」を「1,100円」に、「1,720円」を「1,750円」に改め、同表第4会議室の項中「540円」を「550円」に、「700円」を「710円」に改め、同表大会議室の項中「1,590円」を「1,610円」に、「2,070円」を「2,100円」に改め、同表備考第8項中「体育場を」を「体育場の全面を」に改め、「場合の」の次に「体育場の12分の1の面積に係る」を加え、同表備考第9項を削り、同表備考第10項を同表備考第9項とし、同表備考第11項ただし書を削り、同項を同表備考第10項とし、同表備考第12項中「個人で」を「弓道場及びランニングコース(体育場内)を個人で」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第13項を同表備考第12項とし、同表備考第14項を同表備考第13項とし、同表備考第15項中「体育場及び卓球場以外で」を「大会議室において専用利用することなく」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、大会議室の使用料は徴収しないものとする。

別表第3(その1)備考第15項を同表備考第14項とする。

別表第3(その2)体育場照明の項中「730円」を「740円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「1,880円」を「1,910円」に改め、同表舞台設備の項中「780円」を「790円」に改め、同表放送設備の項中「1,610円」を「1,630円」に改め、同表天がい昇降装置の項を削る。

別表第4専用利用の項中「2,460円」を「2,500円」に、「1,640

円」を「1, 670円」に、「1, 130円」を「1, 150円」に改め、同表備考第3項中「2, 160円」を「2, 200円」に改め、同表備考第5項中「いずれか一の区分」を「区分（2以上の区分に該当する場合にあっては、これらのうち最も高い率であるいずれか1つの区分）」に改め、同表備考第7項を次のように改める。

7 個人が一般利用する場合の利用料金は、I Cカード型前払式利用券により納付することができる。I Cカード型前払式利用券に1回当たり入金することができる額は、次の各号に掲げる額とし、当該各号に定める率で割り引いた額の入金をもって当該各号に定める額の入金があったものとし、入金された後は返金しないものとする。

(1) 15, 000円 30パーセント

(2) 5, 000円 10パーセント

(3) 2, 000円 10パーセント

別表第4備考に次の1項を加える。

8 個人が一般利用する場合であって、法人が利用料金を納付するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数分の料金でプールを当該各号に定める回数利用することのできるレジャープール回数利用券を購入することにより利用料金を納付することができる。

(1) 大人 21回分 30回

(2) 小人 21回分 30回

別表第5（その1）アリーナの項を次のように改める。

アリーナ（8分の1）	410円	660円
------------	------	------

別表第5（その1）エアロビクスルームの項中「2, 160円」を「2, 200円」に、「2, 800円」を「2, 850円」に改め、同表研修室の項中「690円」を「700円」に改め、同表備考第8項中「アリーナを」を「アリーナの全面を」に改め、「場合の」の次に「アリーナの8分の1の面積に係る」を加え、同表備考第9項を削り、同表備考第10項を同表備考第9項とし、同表備考第11項ただし書を削り、同項を同表備考第10項とする。

別表第5（その2）専用利用の項中「2, 460円」を「2, 500円」に、「1, 640円」を「1, 670円」に、「41, 140円」を「41, 900円」に、「30, 850円」を「31, 420円」に、「10, 280円」を「10, 470円」に、「6, 850円」を「6, 970円」に、「2, 360円」を「2

， 4 0 0 円」に改め、同表備考第 5 項中「いずれか一の区分」を「区分（2 以上の区分に該当する場合にあっては、これらのうち最も高い率であるいずれか 1 つの区分）」に改め、同表備考第 7 項中「前払式利用券」を「磁気カード型前払式利用券」に改め、同表備考に次の 1 項を加える。

8 個人が一般利用する場合であって、法人が使用料を納付するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数分の料金でプール又はトレーニングルームを当該各号に定める回数利用することのできるスポーツセンター回数利用券を購入することにより使用料を納付することができる。

(1) 大人 2 1 回分 3 0 回

(2) 小人 2 1 回分 3 0 回

別表第 5（その 3）本部席に係る項中「1， 6 1 0 円」を「1， 6 3 0 円」に改め、同表放送設備の項中「1， 0 8 0 円」を「1， 1 0 0 円」に改め、同表電光得点表示装置の項中「7 5 0 円」を「7 6 0 円」に改め、同表アリーナ及びプールの照明の項中「7 3 0 円」を「7 4 0 円」に、「1， 1 0 0 円」を「1， 1 2 0 円」に改め、同表自動審判計測装置の項中「7 5 0 円」を「7 6 0 円」に改め、同表ペースメーカーの項中「1， 0 8 0 円」を「1， 1 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 2（その 3）ロッカーの項を削る改正規定及び別表第 3（その 2）天がい昇降装置の項を削る改正規定並びに附則第 4 項の規定 公布の日

(2) 別表第 4 備考第 7 項の改正規定、同表備考に第 8 項を加える改正規定、別表第 5（その 2）備考第 7 項の改正規定及び同表備考に第 8 項を加える改正規定並びに附則第 3 項の規定 令和元年 7 月 2 0 日

(3) 別表第 1 安城市西部グラウンドゴルフ場の項の次に秋葉公園テニスコートの項を加える改正規定、別表第 2（その 1）安城市テニスコート（以下「テニスコート」という。）の項の改正規定（「（以下「テニスコート」という。）」を削る部分に限る。）、同表和泉公園運動広場の項の次に秋葉公園テニスコートの項を加える改正規定、同表備考の改正規定及び別表第 2（その 2）和泉公園運動広場の項の次に秋葉公園テニスコートの項を加える改正規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

- 2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の別表第2（その1）から別表第5（その3）までの規定は、この条例の施行の日以後に安城市体育施設の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市体育施設の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の別表第4備考第7項及び別表第5（その2）備考第7項の規定により発行されている前払式利用券並びに同号に掲げる規定による改正後の別表第5（その2）備考第7項の規定により発行される磁気カード型前払式利用券は、当分の間、同号に掲げる規定による改正後の別表第4及び別表第5（その2）に規定する利用料金及び使用料の納付に使用し、又は同号に掲げる規定による改正後の別表第4備考第7項に規定するＩＣカード型前払式利用券に残額を移し替えることができる。
- 4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前においても、秋葉公園テニスコートの利用に必要な行為をすることができる。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げ等を勘案し、使用料及び利用料金を改定し、レジャープールにＩＣカード型前払式利用券を導入し、並びに秋葉公園テニスコートを新設するほか、所要の規定の整理をする上で必要があるため。

第 76 号議案

安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和 48 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 タクシー以外の車両の項中「6, 480 円」を「6, 600 円」に、「5, 400 円」を「5, 500 円」に、「9, 720 円」を「9, 900 円」に、「7, 560 円」を「7, 700 円」に、「8, 640 円」を「8, 800 円」に改め、同表タクシーの項中「54, 000 円」を「55, 000 円」に改める。

別表第 7 定期駐車料金の項中「1, 610 円」を「1, 630 円」に、「2, 690 円」を「2, 730 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 6 及び別表第 7 の規定は、この条例の施行の日以後に自動車駐車場又は自転車駐車場の定期駐車券を発行された者について適用し、同日前に自動車駐車場又は自転車駐車場の定期駐車券を発行された者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料

を改定する必要があるため。

第 7 7 号議案

安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市道路占用料条例の一部を改正する条例

安城市道路占用料条例（昭和 5 6 年安城市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に占用の許可を受けた者について適用し、同日前に占用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、占用料を改定する必要があるため。

第 7 8 号議案

安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市法定外公共用物の管理に関する条例（平成 5 年安城市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 7 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に占用の許可を受けた者について適用し、同日前に占用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、占用料を改定する必要があるため。

第 7 9 号議案

安城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市都市公園条例の一部を改正する条例

安城市都市公園条例（昭和 5 2 年安城市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「7 3 0 円」を「7 4 0 円」に、「1, 0 5 0 円」を「1, 0 6 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に公園の使用の許可を受けた者について適用し、同日前に公園の使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定する必要があるため。

第 80 号議案

安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市公共下水道条例の一部を改正する条例

安城市公共下水道条例（平成 4 年安城市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 17 条第 3 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続されている公共下水道の使用で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日が同月 31 日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じた場合は、これを 1 月とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、使用料を改定する必要があるため。

第 8 1 号議案

安城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

安城市水道事業給水条例（昭和 4 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 3 項及び第 2 5 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

第 3 3 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年 1 0 月 3 1 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月 3 1 日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 3 1 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じた場合は、これを 1 月とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、料金等を改定するほか、所要の規定の整理をする必要があるため。

第 8 2 号議案

安城市上水道布設費分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市上水道布設費分担金徴収条例の一部を改正する条例

安城市上水道布設費分担金徴収条例（昭和 4 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に給水装置の新設又は改造の申込みをする受益者について適用し、同日前に給水装置の新設又は改造の申込みをした受益者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、分担金を改定する必要があるため。

第 8 6 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

記

- 1 契 約 の 目 的 安城市スポーツセンター非構造部材等耐震化及び保全改修
主体工事
- 2 工 事 の 場 所 安城市新田町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建
 - (2) 内容
 - ア 外部保全改修 屋根 外壁ほか
 - イ 特定天井改修 プール アリーナ
 - ウ 内部改修 プール アリーナ 玄関ホールほか
 - エ 外構工事
- 4 契 約 金 額 金 4 3 7, 8 0 0, 0 0 0 円
- 5 契 約 の 相 手 方 安城市三河安城南町 1 丁目 1 1 番地 1 0
植村産業株式会社
代表取締役 植 村 真 一
- 6 契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、必要があるため。

第 8 7 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

記

- 1 契 約 の 目 的 安城市スポーツセンター非構造部材等耐震化及び保全改修
管及び空調工事
- 2 工 事 の 場 所 安城市新田町地内
- 3 契約工事の概要 給水設備 空調機器設備 空調配管設備ほか
- 4 契 約 金 額 金 4 3 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契 約 の 相 手 方 安城市今本町 8 丁目 9 番地 1 2
三神設備株式会社
代表取締役 神 谷 順 二
- 6 契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、必要があるため。

第 88 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

記

- 1 契 約 の 目 的 安城市スポーツセンター非構造部材等耐震化及び保全改修
電気工事
- 2 工 事 の 場 所 安城市新田町地内
- 3 契約工事の概要 電灯設備 非常用発電機設備ほか
- 4 契 約 金 額 金 170,500,000 円
- 5 契 約 の 相 手 方 安城市福釜町鴻ノ巣 2 番地 3
株式会社晴電舎
代表取締役 加 藤 泰 司
- 6 契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、必要があるため。

第 89 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

記

- 1 契 約 の 目 的 歴史博物館非構造部材等耐震化及び保全等改修主体工事
- 2 工 事 の 場 所 安城市安城町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建
 - (2) 内容
 - ア 特定天井改修 エントランスホール
 - イ 内部改修 昇降機 床ほか
 - ウ 外部保全改修 外壁ほか
- 4 契 約 金 額 金 180,400,000 円
- 5 契約の相手方 安城市三河安城南町 1 丁目 11 番地 10
植村産業株式会社
代表取締役 植 村 真 一
- 6 契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、必要があるため。

第 90 号議案

工事協定の締結について

次のとおり工事協定を締結するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

記

- 1 協 定 の 目 的 名鉄南桜井駅改修事業
- 2 工 事 の 場 所 安城市小川町地内
- 3 工 事 の 概 要
 - (1) 工事内容
 - ア プラットホームの上家の増設
 - イ 自動改札機の増設
 - (2) 業務内容 設計、施工及び監理
- 4 協 定 の 金 額 金 220,000,000 円
- 5 協 定 の 相 手 方 名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号
名古屋鉄道株式会社
取締役社長 安 藤 隆 司
- 6 協 定 の 方 法 随意

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、必要があるため。

報告第 1 号

継続費の通次繰越しについて

平成 30 年度安城市の一般会計継続費については、別表繰越計算書のとおり繰越しした。

上記地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定に基づき、報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

別表

平成 30 年度 安 城 市

款	項	事業名	継続費の総額	平成 30 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計
50 教育費	30 保健体 育費	レジャープ ール改修事 業	円 555,000,000	円 222,000,000	円 0	円 222,000,000

継 続 費 繰 越 計 算 書

	支 出 済 額 及 び 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				繰 越 金	特 定 財 源		
					国県支出金	地 方 債	そ の 他
	円	円	円	円	円	円	円
	3,106,000	218,894,000	218,894,000	218,894,000	0	0	0

報告第 2 号

繰越明許費の繰越しについて

平成 30 年度安城市の一般会計繰越明許費については、別表繰越計算書のとおり繰越しした。

上記地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

平成 30 年度安城市

款	項	事業名	金額
			円
30 農林水産業費	5 農業費	フローラルプレイス 改修事業	1,116,000,000
35 商工費	5 商工費	企業立地推進事業	350,000,000
		プレミアム付商品券事業	9,000,000
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路施設管理事業	13,000,000
		橋りょう維持管理事業	8,000,000
		道路新設改良事業	876,540,000
		交通安全施設整備事業	15,350,000
		橋りょう新設改良事業	61,762,000
	15 河川費	河川維持管理事業	40,000,000
	20 都市計画費	交通結節点整備促進事業	240,600,000
		緑のネットワーク事業	32,000,000
		土地区画整理事業	95,177,000
		南明治第一 土地区画整理事業	221,000,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
1,116,000,000	0	185,700,000	0	240,000,000	690,300,000
350,000,000	0	0	0	0	350,000,000
8,766,000	0	8,766,000	0	0	0
6,600,000	0	0	0	0	6,600,000
8,000,000	0	2,448,000	0	0	5,552,000
629,000,000	0	45,813,000	40,700,000	0	542,487,000
7,197,000	0	0	0	0	7,197,000
61,700,000	0	12,448,000	0	0	49,252,000
40,000,000	0	0	0	0	40,000,000
240,600,000	0	0	0	0	240,600,000
21,000,000	0	0	0	0	21,000,000
95,177,000	0	0	85,000,000	0	10,177,000
218,000,000	0	53,770,000	130,000,000	0	34,230,000

款	項	事業名	金額
40 土木費	20 都市計画費		円
		住宅市街地総合整備事業	21,000,000
		南 明 治 第 三 土 地 区 画 整 理 事 業	3,000,000
50 教育費	5 教育総務費	野外センター管理事業	4,000,000
	10 小学校費	小学校空調設備設置事業	2,387,000,000
	15 中学校費	中学校空調設備設置事業	1,158,000,000
	20 幼稚園費	幼稚園空調設備設置事業	170,000,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
21,000,000	0	9,810,000	8,000,000	0	3,190,000
3,000,000	0	0	0	0	3,000,000
4,000,000	0	0	0	0	4,000,000
2,332,000,000	0	296,250,000	1,100,000,000	0	935,750,000
1,158,000,000	0	173,966,000	500,000,000	0	484,034,000
100,500,000	0	13,500,000	67,000,000	0	20,000,000

報告第 3 号

繰越明許費の繰越しについて

平成 30 年度安城市の下水道事業特別会計繰越明許費については、別表繰越計算書のとおり繰越しした。

上記地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

別表

平成 30 年度安城市

款	項	事業名	金額
			円
5 下水道事業費	10 下水道建設費	下水道耐震化事業	24,000,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
23,900,000	17,470,000	6,430,000	0	0	0

報告第 4 号

繰越明許費の繰越しについて

平成 30 年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計繰越明許費については、別表繰越計算書のとおり繰越しした。

上記地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

別表

平成 30 年度安城市

款	項	事業名	金額
			円
5 安城桜井駅 周辺特定土地 区画整理費	5 土地区画整理費	土地区画整理事業	273,000,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
261,000,000	94,572,000	71,251,000	0	95,177,000	0

報告第 5 号

予算の繰越しについて

平成 30 年度安城市の水道事業会計予算については、別表繰越計算書のとおり繰越しした。

上記地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

別表

平成 30 年度 安 城 市

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額
			円	円
4 資本的支出	10 建設改良費	水道施設拡張事業	145,592,000	63,592,000
		配水設備増補改良事業	300,675,000	72,675,000
		取水浄水増補改良事業	9,000,000	0

水道事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
	工事負担金	過年度損益 勘定留保資金			
円	円	円	円	円	
82,000,000	0	82,000,000	0	0	関係機関と工事実施時期について調整したところ、年度内に線路保守人員等を確保することが不可能となったため。
228,000,000	5,304,120	222,695,880	0	0	給水申込みに基づく施工及び土地区画整理事業等と同調しての施工のため、並びに関係機関等との協議などに期間を要したため。
9,000,000	0	9,000,000	0	0	対象機器の製作に時間を要し、年度内の完了が不可能であるため。

報告第 6 号

安城市土地開発公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、
安城市土地開発公社の平成 30 年度事業報告及び決算並びに令和元年度事業計画及
び予算を別添のとおり報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

平成30年度事業報告及び決算書
並びに
令和元年度事業計画及び予算書

安城市土地開発公社

目 次

平成30年度事業報告及び決算書

決 算 審 査 意 見 書	3
1 事 業 報 告 書	4 ～ 9
2 決 算 報 告 書	
(1) 収益的收入及び支出	10 ・ 11
(2) 資本的收入及び支出	12 ・ 13
3 決 算 説 明 書	
(1) 収益的收入及び支出明細書	14
(2) 資本的收入及び支出明細書	15
() 各 種 明 細 表	16 ・ 17
(11) 用 地 明 細 表	19 ・ 20
4 財 産 目 録	22
5 損 益 計 算 書	23
6 貸 借 対 照 表	24 ・ 25
7 キャッシュ・フロー計算書	26

令和元年度事業計画及び予算書

1 事 業 計 画	28 ・ 29
2 予 算	30 ・ 31
3 実 施 計 画	32 ・ 33
4 資 金 計 画	34
5 予 定 損 益 計 算 書	35
6 予 定 貸 借 対 照 表	36 ・ 37
7 予定公有用地等原価計算書	38

平成30年度

事業報告及び決算書

安城市土地開発公社

決 算 審 査 意 見 書

安城市土地開発公社定款第24条の規定により、平成30年度安城市土地開発公社の
決算及び証書類を審査した結果、正確かつ適正なことを認めます。

令和元年5月15日

安城市土地開発公社

監事 大 見 孝

監事 宮 川 守

1 事業報告書

(1) 事業の概要

平成30年度の土地の取得については、公有地取得事業では市道榎前松原1号線用地取得事業、古井町地内公園用地取得事業及び安城南明治土地区画整理事業の用地として面積2,547.48㎡を取得し、用地費ほか諸経費等を含め金額2億3,092万6,883円を要し、また土地造成事業では榎前地区工業団地造成事業の用地として面積237.98㎡を取得し、用地費ほか諸経費等を含め金額4,090万7,336円を要した。

一方、土地の処分については、公有地取得事業の和泉町北交差点用地取得事業、市道榎前松原1号線用地取得事業、市道榎前松原3号線用地取得事業、市道西林中隠2号線用地取得事業、勢井前第一排水区ポンプ場用地取得事業及び安城南明治土地区画整理事業の用地として面積3,939.98㎡を金額4億409万8,512円で処分した。

平成30年度事業別執行状況

取得用地

区 分	事 業 名	面 積 (㎡)	金 額 (円)
公有地 取得事業	道路用地(榎前地区工業団地関連道路)	140.86	5,385,984
	和泉町北交差点用地取得事業	－	291,718
	市道榎前松原1号線用地取得事業	140.86	3,542,928
	市道榎前松原3号線用地取得事業	－	1,499,159
	市道西林中隠2号線用地取得事業	－	52,179
	その他公共用地	2,147.99	196,828,864
	勢井前第一排水区ポンプ場用地取得事業	－	75,522
	古井町地内公園用地取得事業	2,147.99	196,753,342
	北部学校給食施設用地取得事業	－	0
	先買用地	258.63	28,712,035
	安城南明治土地区画整理事業	258.63	28,712,035
	小 計	2,547.48	230,926,883
土地造成事業	榎前地区工業団地造成事業	237.98	40,907,336
合 計		2,785.46	271,834,219

備考 金額には用地費のほか諸経費、支払利息を含む。なお、面積に記載のないものは、平成29年度以前に取得した用地に係るものである。

処分用地

区 分	事 業 名	面 積 (㎡)	金 額 (円)
公有地 取得事業	道路用地(榎前地区工業団地関連道路)	2,762.09	296,937,318
	和泉町北交差点用地取得事業	1,417.80	147,117,666
	市道榎前松原1号線用地取得事業	140.86	3,542,928
	市道榎前松原3号線用地取得事業	620.26	133,216,020
	市道西林中隠2号線用地取得事業	583.17	13,060,704
	その他公共用地	954.27	82,039,626
	勢井前第一排水区ポンプ場用地取得事業	954.27	82,039,626
	先買用地	223.62	25,121,568
	安城南明治土地区画整理事業	223.62	25,121,568
合 計		3,939.98	404,098,512

(2) 用地明細表(概要)

(平成31年3月31日現在)

事業名	期首残高		当期増加高	
	面積	合計金額	面積	合計金額
道路用地 (榎前地区工業団地関連道路)				
和泉町北交差点用地取得事業	1,417.80	146,825,948	0.00	291,718
市道榎前松原1号線用地取得事業	0.00	0	140.86	3,542,928
市道榎前松原3号線用地取得事業	620.26	131,716,861	0.00	1,499,159
市道西林中隠2号線用地取得事業	583.17	13,008,525	0.00	52,179
その他公共用地				
勢井前第一排水区ポンプ場用地取得事業	954.27	81,964,104	0.00	75,522
古井町地内公園用地取得事業	0.00	0	2,147.99	196,753,342
北部学校給食施設用地取得事業	0.00	0	0.00	0
先買用地				
安城南明治土地区画整理事業	223.62	25,082,239	258.63	28,712,035
公有地取得事業計	3,799.12	398,597,677	2,547.48	230,926,883
開発中土地				
榎前地区工業団地造成事業	29,575.21	1,072,039,002	237.98	40,907,336
土地造成事業計	29,575.21	1,072,039,002	237.98	40,907,336
合 計	33,374.33	1,470,636,679	2,785.46	271,834,219

※なお、合計金額の詳細は、用地明細表(19・20ページ)に記載。

(面積：㎡、金額：円)

当 期 減 少 高		期 末 残 高	
面積	合計金額	面積	合計金額
1,417.80	147,117,666	0.00	0
140.86	3,542,928	0.00	0
620.26	133,216,020	0.00	0
583.17	13,060,704	0.00	0
954.27	82,039,626	0.00	0
0.00	0	2,147.99	196,753,342
0.00	0	0.00	0
223.62	25,121,568	258.63	28,672,706
3,939.98	404,098,512	2,406.62	225,426,048
0.00	0	29,813.19	1,112,946,338
0.00	0	29,813.19	1,112,946,338
3,939.98	404,098,512	32,219.81	1,338,372,386

(3) 役員会に関する事項

① 理事会議決事項

第1回 平成30年5月16日

議案第1号 平成29年度決算の承認について

第2回 平成30年6月29日

議案第2号 榎前地区工業団地(東工区)の申込企業について

議案第3号 榎前地区工業団地(東工区)の再募集の要件について

第3回 平成31年2月5日

議案第4号 榎前地区工業団地(東工区)の申込企業について

議案第5号 平成30年度事業計画の変更について

議案第6号 平成30年度補正予算について

第4回 平成31年3月14日

議案第7号 平成30年度事業計画の変更について

議案第8号 平成30年度補正予算について

議案第9号 平成31年度事業計画について

議案第10号 平成31年度予算について

② 監事会

平成30年5月10日 平成29年度決算監査

③ 理事・監事の異動(再任は除く)

就 任		辞 任	
異 動 年 月 日	役 員 名	異 動 年 月 日	役 員 名
平 成 3 0 年 4 月 1 日	理 事 宮地 正史	平 成 3 1 年 3 月 3 1 日	理事長 浜田 実
		平 成 3 1 年 3 月 3 1 日	常務理事 清水 信行
		平 成 3 1 年 3 月 3 1 日	理 事 杉浦 英彦
		平 成 3 1 年 3 月 3 1 日	理 事 竹内 清晴

就 任		辞 任	
異 動 年 月 日	役 員 名	異 動 年 月 日	役 員 名
		平 成 3 1 年 3 月 3 1 日	理 事 深津 隆
		平 成 3 1 年 3 月 3 1 日	理 事 近藤 芳永
		平 成 3 1 年 3 月 3 1 日	監 事 竹内 泰夫
		平 成 3 1 年 3 月 3 1 日	監 事 早川 智光

2 決算報告書

(1)収益的收入及び支出

収 入

区 分	当初予算額	補正予算額	合計
第1款 事業収益	1,940,850,000	△ 1,532,584,000	408,266,000
第1項 公有地取得事業収益	408,265,000	0	408,265,000
第2項 土地造成事業収益	1,532,584,000	△ 1,532,584,000	0
第3項 附帯等事業収益	1,000	0	1,000
第2款 事業外収益	237,000	0	237,000
第1項 受取利息	235,000	0	235,000
第2項 受取配当金	1,000	0	1,000
第3項 雑収益	1,000	0	1,000
第3款 特別利益	329,722,000	0	329,722,000
第1項 その他の特別利益	329,722,000	0	329,722,000
合 計	2,270,809,000	△ 1,532,584,000	738,225,000

支 出

区 分	当初予算額	補正予算額	合計
第1款 事業原価	1,606,658,000	△ 1,198,393,000	408,265,000
第1項 公有地取得事業原価	408,265,000	0	408,265,000
第2項 土地造成事業原価	1,198,393,000	△ 1,198,393,000	0
第2款 販売費及び一般管理費	330,236,000	△ 328,833,000	1,403,000
第1項 販売費及び一般管理費	330,236,000	△ 328,833,000	1,403,000
合 計	1,936,894,000	△ 1,527,226,000	409,668,000

(単位:円)

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
404,098,512	△ 4,167,488	
404,098,512	△ 4,166,488	和泉町北交差点用地取得事業等
0	0	(榎前地区工業団地の売却はH31年度に繰越し)
0	△ 1,000	公社保有土地の貸付等収益
294,236	57,236	
293,536	58,536	碧海信用金庫、豊田信用金庫、岡崎信用金庫、JAあいち中央
700	△ 300	碧海信用金庫、岡崎信用金庫への出資配当金
0	△ 1,000	
329,722,326	326	
329,722,326	326	特別修繕引当金の取崩し益 明祥工業団地: 74,114,526円 北部工業団地: 255,607,800円
734,115,074	△ 4,109,926	

(単位:円)

決算額	不用額	備 考
404,098,512	△ 4,166,488	
404,098,512	△ 4,166,488	和泉町北交差点用地取得事業等
0	0	(榎前地区工業団地の売却はH31年度に繰越し)
1,124,945	△ 278,055	
1,124,945	△ 278,055	理事会報酬、公社経理システム改修費等
405,223,457	△ 4,444,543	

(2) 資本的收入及び支出

収 入

区 分	当初予算額	補正予算額	合計
第1款 資本的收入	1,006,196,000	269,450,000	1,275,646,000
第1項 前受金	306,517,000	0	306,517,000
第2項 借入金	699,679,000	269,450,000	969,129,000
合 計	1,006,196,000	269,450,000	1,275,646,000

支 出

区 分	当初予算額	補正予算額	合計
第1款 資本的支出	1,161,740,000	△ 141,320,000	1,020,420,000
第1項 公有地取得事業費	357,228,000	186,102,000	543,330,000
第2項 土地造成事業費	89,730,000	△ 20,905,000	68,825,000
第3項 借入金償還金	714,782,000	△ 306,517,000	408,265,000
合 計	1,161,740,000	△ 141,320,000	1,020,420,000

資本的收入額174,810,000円(前受金306,490,000円及び過年度事業未払金に係る借入金173,850,000円を除いた額。)が資本的支出額553,081,679円(当年度事業未払金103,892,540円を除いた額。)に対して不足する額378,271,679円は、当年度損益勘定留保資金378,271,679円で補填した。

(単位:円)

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
655,150,000	△ 620,496,000	
306,490,000	△ 27,000	榎前地区工業団地分譲に係る契約保証金
348,660,000	△ 620,469,000	当年度事業に係る借入金 174,810,000円 過年度事業未払金に係る借入金 173,850,000円
655,150,000	△ 620,496,000	

(単位:円)

決算額	不用額	備 考
656,974,219	△ 363,445,781	
230,926,883	△ 312,403,117	うち当年度事業未払金 67,691,048円
40,907,336	△ 27,917,664	うち当年度事業未払金 36,201,492円
385,140,000	△ 23,125,000	
656,974,219	△ 363,445,781	

3 決算説明書

(1)収益的收入及び支出明細書

収 入

(単位:円)

款 項 目	節	金額	備考
1 事業収益		404,098,512	
1 公有地取得事業収益		404,098,512	
1 公有用地売却収益		404,098,512	和泉町北交差点用地取得事業等
2 附帯等事業収益		0	
1 保有土地賃貸等収益		0	
2 事業外収益		294,236	
1 受取利息		293,536	
1 受取利息		293,536	碧海信用金庫、豊田信用金庫等
2 受取配当金		700	
1 受取配当金		700	碧海信用金庫、岡崎信用金庫への出資配当金
3 雑収益		0	
1 その他の雑収益		0	
3 特別利益		329,722,326	
1 その他特別利益		329,722,326	
1 その他特別利益		329,722,326	特別修繕引当金取崩益
合 計		734,115,074	

支 出

(単位:円)

款 項 目	節	金額	備考
1 事業原価		404,098,512	
1 公有地取得事業原価		404,098,512	
1 公有用地売却原価		404,098,512	和泉町北交差点用地取得事業等
2 販売費及び一般管理費		1,124,945	
1 販売費及び一般管理費		1,124,945	
1 人件費		180,000	
報酬		180,000	理事会(4回)・監事会(1回)報酬
2 経費		944,945	
需用費		5,409	理事会お茶代、事務用品等
役務費		8,856	残高証明書発行手数料
委託料		859,680	経理システム改修費等
公租公課		71,000	法人市県民税
合 計		405,223,457	

(2)資本的收入及び支出明細書

収 入

(単位:円)

款 項 目	節	金額	備考
1 資本的收入		655,150,000	
1 前受金		306,490,000	
1 前受金		306,490,000	榎前地区工業団地分譲契約保証金
2 借入金		348,660,000	
1 長期借入金		348,660,000	
合 計		655,150,000	

支 出

(単位:円)

款 項 目	節	金額	備考
1 資本の支出		656,974,219	
1 公有地取得事業費		230,926,883	
1 公有用地取得事業費		230,926,883	
用地費		228,509,968	古井町地内公園用地取得事業等
諸経費		1,979,181	
需用費		16,400	収入印紙代
役務費		1,940,907	測量、分筆、登記手数料等
負担金補助及び交付金		21,874	明治用水決済金
支払利息		437,734	
2 土地造成事業費		40,907,336	
1 土地造成事業費		40,907,336	
用地費		5,326,406	
工事費		24,129,684	造成工事、調整池整備工事等
諸経費		10,219,541	
役務費		1,817,501	測量、分筆、登記手数料等
委託料		4,139,640	造成設計業務委託
公租公課		4,262,400	固定資産税、不動産取得税
支払利息		1,231,705	
3 借入金償還金		385,140,000	
1 長期借入金償還金		385,140,000	
合 計		656,974,219	

(3) 現金及び預金明細表

(単位:円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—	0	
預 金	普 通	328, 503, 969	碧海信用金庫
	定 期	10, 000, 000	碧海信用金庫
	定 期	510, 000, 000	東海労働金庫
合 計		848, 503, 969	

(4) 投資有価証券明細表

(単位:円)

その他の有価証券	種類及び銘柄	出資総額	貸借対照表 計上額	摘 要
出 資 証 券	碧海信用金庫	10, 000	10, 000	1 口500円で20口
出 資 証 券	岡崎信用金庫	10, 000	10, 000	同上
合 計		20, 000	20, 000	

(5) 長期借入金明細表

(単位:円)

利 率	借入先	期首残高	当期増加高	入札により借換	当期減少高	期末残高
1 年未満 1.375%	碧海信用金庫	1, 092, 510, 000	348, 660, 000	1, 045, 550, 000	△ 385, 140, 000	1, 056, 030, 000
入札 0.125% ~0.200%						
	合 計	1, 092, 510, 000	348, 660, 000	1, 045, 550, 000	△ 385, 140, 000	1, 056, 030, 000

(6) 資本金明細表

(単位:円)

区 分	出資団体名	出資額	摘 要
基本財産	安 城 市	10, 000, 000	
合 計		10, 000, 000	

(7)引当金明細表

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	取崩し	
特別修繕引当金（明祥）	74,114,526	0	0	74,114,526	0
特別修繕引当金（北部）	255,607,800	0	0	255,607,800	0
合 計	329,722,326	0	0	329,722,326	0

＜摘要＞ 造成した各工業団地の修繕又は整備補修に要する将来の費用を計上するもの

(8)事業収益明細表

(単位:円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	404,098,512	
附 帯 等 事 業 収 益	保有土地賃貸等収益	0	
合 計		404,098,512	

(9)事業原価明細表

(単位:円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	404,098,512	
合 計		404,098,512	

(10)事業未払金明細表

(単位:円)

区 分	事業名	金 額
公 有 地 取 得 事 業	古井町地内公園用地取得事業	59,083,342
	安城南明治土地区画整理事業	8,607,706
	小 計	67,691,048
土 地 造 成 事 業	榎前地区工業団地造成事業	201,751,560
	小 計	201,751,560
合 計		269,442,608

(11) 用地明細表

(平成 3 1 年 3 月 3 1 日現在)

(面積：㎡、金額：円)

事業名		期首残高		当期増加高						
		面積	合計金額	面積	用地費	補償費	工事費	諸経費	支払利息	合計
公有用地明細表	道路用地（榎前地区工業団地関連道路）									
	和泉町北交差点用地取得事業	1, 417. 80	146, 825, 948	0. 00	0	0	0	177, 574	114, 144	291, 718
	市道榎前松原 1 号線用地取得事業	0. 00	0	140. 86	3, 098, 920	0	0	435, 832	8, 176	3, 542, 928
	市道榎前松原 3 号線用地取得事業	620. 26	131, 716, 861	0. 00	0	0	0	1, 350, 775	148, 384	1, 499, 159
	市道西林中隠 2 号線用地取得事業	583. 17	13, 008, 525	0. 00	0	0	0	0	52, 179	52, 179
	その他公共用地									
	勢井前第一排水区ポンプ場用地取得事業	954. 27	81, 964, 104	0. 00	0	0	0	0	75, 522	75, 522
	古井町地内公園用地取得事業	0. 00	0	2, 147. 99	196, 753, 342	0	0	0	0	196, 753, 342
	北部学校給食施設用地取得事業	0. 00	0	0. 00	0	0	0	0	0	0
	先買用地									
	安城南明治土地区画整理事業	223. 62	25, 082, 239	258. 63	28, 657, 706	0	0	15, 000	39, 329	28, 712, 035
	公有地取得事業計	3, 799. 12	398, 597, 677	2, 547. 48	228, 509, 968	0	0	1, 979, 181	437, 734	230, 926, 883
開発細中表土地	土地造成事業									
	榎前地区工業団地造成事業	29, 575. 21	1, 072, 039, 002	237. 98	5, 326, 406	0	24, 129, 684	10, 219, 541	1, 231, 705	40, 907, 336
	土地造成事業計	29, 575. 21	1, 072, 039, 002	237. 98	5, 326, 406	0	24, 129, 684	10, 219, 541	1, 231, 705	40, 907, 336
合計		33, 374. 33	1, 470, 636, 679	2, 785. 46	233, 836, 374	0	24, 129, 684	12, 198, 722	1, 669, 439	271, 834, 219

(平成 3 1 年 3 月 3 1 日現在)

(面積：㎡、金額：円)

事業名		当期減少高							期末残高						
		面積	用地費	補償費	工事費	諸経費	支払利息	合計	面積	用地費	補償費	工事費	諸経費	支払利息	合計
公有用地 明細表	道路用地（榎前地区工業団地関連道路）														
	和泉町北交差点用地取得事業	1,417.80	97,448,766	47,379,491	0	1,839,296	450,113	147,117,666	0.00	0	0	0	0	0	0
	市道榎前松原 1 号線用地取得事業	140.86	3,098,920	0	0	435,832	8,176	3,542,928	0.00	0	0	0	0	0	0
	市道榎前松原 3 号線用地取得事業	620.26	27,366,158	102,109,806	0	3,380,825	359,231	133,216,020	0.00	0	0	0	0	0	0
	市道西林中隠 2 号線用地取得事業	583.17	12,829,740	0	0	178,785	52,179	13,060,704	0.00	0	0	0	0	0	0
	その他公共用地														
	勢井前第一排水区ポンプ場用地取得事業	954.27	81,465,075	0	0	30,000	544,551	82,039,626	0.00	0	0	0	0	0	0
	古井町地内公園用地取得事業	0.00	0	0	0	0	0	0	2,147.99	196,753,342	0	0	0	0	196,753,342
	北部学校給食施設用地取得事業	0.00	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0
	先買用地														
	安城南明治土地区画整理事業	223.62	25,001,830	0	0	15,000	104,738	25,121,568	258.63	28,657,706	0	0	15,000	0	28,672,706
	公有地取得事業計	3,939.98	247,210,489	149,489,297	0	5,879,738	1,518,988	404,098,512	2,406.62	225,411,048	0	0	15,000	0	225,426,048
開発 明発 細中 表土地	土地造成事業														
	榎前地区工業団地造成事業	0.00	0	0	0	0	0	0	29,813.19	710,771,088	26,777,314	286,924,680	85,201,811	3,271,445	1,112,946,338
	土地造成事業計	0.00	0	0	0	0	0	0	29,813.19	710,771,088	26,777,314	286,924,680	85,201,811	3,271,445	1,112,946,338
合計		3,939.98	247,210,489	149,489,297	0	5,879,738	1,518,988	404,098,512	32,219.81	936,182,136	26,777,314	286,924,680	85,216,811	3,271,445	1,338,372,386

財 務 諸 表

4 財産目録

(単位:円)

区 分		摘 要		金 額	
資 産 の 部	流 動 資 産	現金及び預金	普通預金(碧海信用金庫)	328,503,969	848,503,969
			定期預金(碧海信用金庫)	10,000,000	
			定期預金(東海労働金庫)	510,000,000	
		公有用地	古井町地内公園用地取得事業ほか		225,426,048
		開発中土地	榎前地区工業団地造成事業		1,112,946,338
		その他の流動資産	定期預金証書(出納事務取扱金融機関差入担保品)		3,000,000
	(流動資産合計)				2,189,876,355
	固 定 資 産	投資その他の資産	出資金(碧海信用金庫)	10,000	20,000
出資金(岡崎信用金庫)			10,000		
(固定資産合計)				20,000	
(資産の部合計)				2,189,896,355	
負 債 の 部	流 動 負 債	未払金	事業未払金	269,442,608	270,302,288
			その他未払金(公社経理システム保守費等)	859,680	
		前受金	前受金(榎前地区工業団地契約保証金)		306,490,000
		その他の流動負債	預り定期預金証書(出納事務取扱金融機関差入担保品)		3,000,000
	(流動負債合計)				579,792,288
	固 定 負 債	長期借入金	榎前地区工業団地造成事業 ほか2事業		1,056,030,000
		(固定負債合計)			
(負債の部合計)				1,635,822,288	
差引純財産					554,074,067

5 損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

1 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	404,098,512	
(2) 附帯等事業収益	<u>0</u>	404,098,512

2 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	<u>404,098,512</u>	<u>404,098,512</u>
---------------	--------------------	--------------------

事業総利益 0

3 販売費及び一般管理費

(1) 人件費	180,000	
(2) 経費	<u>944,945</u>	<u>1,124,945</u>

事業損失 1,124,945

4 事業外収益

(1) 受取利息	293,536	
(2) 受取配当金	<u>700</u>	<u>294,236</u>

経常損失 830,709

5 特別利益

(1) その他の特別利益	<u>329,722,326</u>	<u>329,722,326</u>
--------------	--------------------	--------------------

当期純利益 328,891,617

6 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部

1 流動資産

(1) 現金及び預金	848,503,969
(2) 公有用地 ※個別法及び原価法による	225,426,048
(3) 開発中土地 ※個別法及び原価法による	1,112,946,338
(4) その他の流動資産	<u>3,000,000</u>

流動資産合計 2,189,876,355

2 固定資産

(1) 投資その他の資産	
ア 出資金	<u>20,000</u>

投資その他の資産合計 20,000

固定資産合計 20,000

資産合計 2,189,896,355

(単位:円)

負 債 の 部

1 流動負債

(1) 未払金	270,302,288
(2) 前受金	306,490,000
(3) その他の流動負債	<u>3,000,000</u>

流動負債合計 579,792,288

2 固定負債

(1) 長期借入金	1,056,030,000
-----------	---------------

固定負債合計 1,056,030,000

負債合計 1,635,822,288

資 本 の 部

1 資本金

(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>
----------	-------------------

資本金合計 10,000,000

2 準備金

(1) 前期繰越準備金	215,182,450
(2) 当期純利益	<u>328,891,617</u>

準備金合計 544,074,067

資本合計 554,074,067

負債資本合計 2,189,896,355

7 キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入		404,098,512
公有用地売却収入	404,098,512	
前受金の増加額		306,490,000
公有地取得事業支出		221,181,310
土地造成事業支出		138,183,913
販売費及び一般管理費支出		368,944
人件費に係る支出	180,000	
経費に係る支出	188,944	
小計		350,854,345
利息の受取額		294,236
利息の支払額		0
事業活動によるキャッシュ・フロー計		351,148,581

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー計	0

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入による収入	1,394,210,000
長期借入金の返済による支出	1,430,690,000
財務活動によるキャッシュ・フロー計	△ 36,480,000
現金及び現金同等物増加額(減少額)	314,668,581
現金及び現金同等物期首残高	533,835,388
現金及び現金同等物期末残高	848,503,969

令和元年度

事業計画及び予算書

安城市土地開発公社

令和元年度 事業計画

取 得

区分	事業名	面積 (㎡)	金額 (千円)
公有地 取得事業	その他公共用地	11,880	509,480
	古井町地内公園用地取得事業	2,148	198,942
	北部学校給食施設用地取得事業	9,732	310,538
	先買用地	1,495	217,604
	安城南明治土地区画整理事業	1,495	217,604
小計		13,375	727,084
土地造成事業	榎前地区工業団地造成事業	0	365,205
合 計		13,375	1,092,289

備考 金額には、用地費のほか諸経費、支払利息を含む。

処 分

区分	事業名	面積 (㎡)	金額 (千円)
公有地 取得事業	その他公共用地	11,880	509,480
	古井町地内公園用地取得事業	2,148	198,942
	北部学校給食施設用地取得事業	9,732	310,538
	先買用地	959	137,969
	安城南明治土地区画整理事業	959	137,969
小計		12,839	647,449
土地造成事業	榎前地区工業団地造成事業	29,826	1,532,584
合 計		42,665	2,180,033

備考 土地造成事業 榎前地区工業団地造成事業の処分面積は、売却面積27,174㎡と、都市計画法第40条第2項により市へ帰属させる調整池2,652㎡を含む。

令和元年度 予算

(総則)

第1条 令和元年度安城市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりと定める。

(1) 用地取得面積	13,375 m ²
(2) 用地処分面積	42,665 m ²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 収入

第1款 事業収益	2,180,034 千円
第1項 公有地取得事業収益	647,449 千円
第2項 土地造成事業収益	1,532,584 千円
第3項 附帯等事業収益	1 千円
第2款 事業外収益	62 千円
第1項 受取利息	60 千円
第2項 受取配当金	1 千円
第3項 雑収益	1 千円
収入合計	2,180,096 千円

(2) 支出

第1款 事業原価	2,153,519 千円
第1項 公有地取得事業原価	647,449 千円
第2項 土地造成事業原価	1,506,070 千円
第2款 販売費及び一般管理費	592 千円
第1項 販売費及び一般管理費	592 千円
支出合計	2,154,111 千円

(収益的収入支出差引額 25,985 千円)

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的收入額(過年度未払金に係る借入金199,695千円を除いた1,092,289千円)が資本的支出額に対して不足する額2,153,519千円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。

(1) 収入

第1款	資本的收入	1,291,984 千円
第1項	借入金	1,291,984 千円
	収 入 合 計	1,291,984 千円

(2) 支出

第1款	資本的支出	3,245,808 千円
第1項	公有地取得事業費	727,084 千円
第2項	土地造成事業費	365,205 千円
第3項	借入金償還金	2,153,519 千円
	支 出 合 計	3,245,808 千円

(借入金)

第5条 借入金の目的、限度額、借入方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 目的 | 公有地取得等事業資金 |
| (2) 限度額 | 8,000,000 千円 |
| (3) 借入方法 | 手形借入又は証書借入の方法による。 |
| (4) 利率 | 年利4.0%以内 |
| (5) 償還方法 | 用地売却代金の収納の都度償還する。 |

令和元年度実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位: 千円)

款	項	目	節	予定額	備考
1 事業収益				2,180,034	
	1 公有地取得 事業収益			647,449	
		1 公有用地 売却収益		647,449	北部学校給食施設用地取得事業ほか
	2 土地造成 事業収益			1,532,584	
		1 完成土地等 売却収益		1,532,584	榎前地区工業団地造成事業
	3 附帯等事業 収益			1	
		1 保有土地 賃貸等収益		1	
2 事業外収益				62	
	1 受取利息			60	
		1 受取利息		60	
	2 受取配当金			1	
		1 受取配当金		1	
	3 雑収益			1	
		1 その他の 雑収益		1	
合 計				2,180,096	

支 出

(単位: 千円)

款	項	目	節	予定額	備考
1 事業原価				2,153,519	
	1 公有地取得 事業原価			647,449	
		1 公有用地 売却原価		647,449	和泉町北交差点用地取得事業ほか
	2 土地造成 事業原価			1,506,070	
		1 完成土地等 売却原価		1,506,070	榎前地区工業団地造成事業
2 販売費及び 一般管理費				592	
	1 販売費及び 一般管理費			592	
		1 人件費		270	
			報酬	270	理事・監事報酬(理事会5回・監事会1回)
		2 経費		322	
			旅費	20	
			需用費	100	消耗品費等
			役務費	21	残高証明書発行手数料
			委託料	110	公社経理システム保守委託料
			公租公課	71	法人市県民税
合 計				2,154,111	

資本的收入及び支出

収 入

(単位: 千円)

款	項	目	節	予定額	備考
1 資本的收入				1,291,984	
	1 借入金			1,291,984	
		1 長期借入金		1,291,984	当該事業年度に係る借入金 1,092,289千円 過年度未払金に係る借入金 199,695千円
合 計				1,291,984	

支 出

(単位: 千円)

款	項	目	節	予定額	備考
1 資本的支出				3,245,808	
	1 公有地 取得事業費			727,084	
		1 公有用地 取得事業費		727,084	北部学校給食施設用地取得事業ほか
			用地費	722,384	
			諸経費	615	
			需用費	615	収入印紙代
			支払利息	4,085	
	2 土地 造成事業費			365,205	
		1 土地 造成事業費		365,205	
			工事費	20,000	
			諸経費	342,001	
			需用費	1	収入印紙代
			役務費	6,000	確定測量手数料、登記手数料
			負担金補助 及び交付金	330,500	工事補償負担金
			公租公課	5,500	固定資産税
			支払利息	3,204	
	3 借入金 償還金			2,153,519	
		1 長期借入金 償還金		2,153,519	
合 計				3,245,808	

令和元年度資金計画

(単位:千円)

区 分	前年度決算見込額	当該年度予定額	比較増減額	備 考
1 受入資金	2,217,984	4,004,647	1,786,663	
(1)事業収益	408,266	2,180,034	1,771,768	
(2)事業外収益	237	62	△ 175	
(3)前受金	306,517	△ 306,517	△ 613,034	
(4)借入金	969,129	1,291,984	322,855	
(5)前年度繰越金	533,835	839,084	305,249	
2 支払資金	1,378,900	3,446,199	2,067,299	
(1)公有地取得事業費	543,330	727,084	183,754	
(2)土地造成事業費	68,825	365,205	296,380	
(3)借入金償還金	408,265	2,153,519	1,745,254	
(4)販売費及び一般管理費	1,403	592	△ 811	
(5)前年度未払金	357,077	199,799	△ 157,278	
差 引	839,084	558,448	△ 280,636	

令和元年度 予定損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

1 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	647,449	
(2) 土地造成事業収益	1,532,584	
(3) 附帯等事業収益	<u>1</u>	2,180,034

2 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	647,449	
(2) 土地造成事業原価	<u>1,506,070</u>	<u>2,153,519</u>

事業総利益 26,515

3 販売費及び一般管理費

(1) 人件費	270	
(2) 経費	<u>322</u>	<u>592</u>

事業利益 25,923

4 事業外収益

(1) 受取利息	60	
(2) 受取配当金	1	
(3) 雑収益	<u>1</u>	<u>62</u>

経常利益 25,985

当期純利益 25,985

令和元年度 予定貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 流動資産

(1)現金及び預金	558,448
(2)公有用地	613,298
(3)完成土地	0
(4)その他の流動資産	<u>3,000</u>

流動資産合計		1,174,746
--------	--	-----------

2 固定資産

(1)投資その他の資産	
ア 出資金	<u>20</u>

投資その他の資産合計	<u>20</u>
------------	-----------

固定資産合計	<u>20</u>
--------	-----------

資産合計	<u><u>1,174,766</u></u>
------	-------------------------

(単位:千円)

負 債 の 部

1 流動負債		
(1)未払金	110	
(2)その他の流動負債	<u>3,000</u>	
流動負債合計		3,110
2 固定負債		
(1)長期借入金	<u>591,931</u>	
固定負債合計		<u>591,931</u>
負債合計		<u><u>595,041</u></u>

資 本 の 部

1 資本金		
(1)基本財産	<u>10,000</u>	
資本金合計		10,000
2 準備金		
(1)前期繰越準備金	543,740	
(2)当期純利益	<u>25,985</u>	
準備金合計		<u>569,725</u>
資本合計		<u><u>579,725</u></u>
負債資本合計		<u><u>1,174,766</u></u>

令和元年度 予定公有用地等原価計算書

(平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 2 年 3 月 31 日まで)

(単位:千円)

区 分		公有地取得事業	土地造成事業
当 年 度 取 得 原 価	用 地 費	722,384	0
	工 事 費	0	20,000
	諸 経 費	615	342,001
	支 払 利 息	4,085	3,204
	計	727,084	365,205
前 年 度 末 未 処 分 用 地 等 売 却 原 価		533,663	1,140,865
当 年 度 用 地 等 売 却 原 価		647,449	1,506,070
当 年 度 末 未 処 分 用 地 等 売 却 原 価		613,298	0

報告第 7 号

公益財団法人安城都市農業振興協会の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、公益財団法人安城都市農業振興協会の平成 30 年度事業報告及び決算並びに令和元年度事業計画及び予算を別添のとおり報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

経営状況報告書

平成30年度事業報告書及び決算報告書

令和元年度事業計画書及び収支予算書

公益財団法人安城都市農業振興協会

目 次

1. 平成30年度事業報告書及び決算報告書について・・・・・・・・ 1
2. 令和元年度事業計画書及び収支予算書について・・・・・・・・ 29

平成 3 0 年度

事業報告書

及び

決算報告書

自 平成 3 0 年 4 月 1 日

至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

公益財団法人安城都市農業振興協会

1 総 括

平成30年度は、風車の広場や子ども広場のリニューアル、特に、子ども屋内遊戯施設「あそぼーネ」や大型木製遊具「リーチ・フォー・ザ・スカイ」が好評で、入園者数を伸ばし、愛知県主催の「あいち花フェスタ2018」等の開催もありましたので、年間入園者数は、目標の55万人を大きく上回る63万4千人余りとなりました。また、10月にはデンパーク入園者累計が1,200万人を達成しました。

公益目的事業では、花の大温室フローラルプレイスで、アーリーサマーフラワーショーをはじめ、計5回のフラワーショーを開催しました。ガーデンルームでは、シザンサスやコリウスなど企画展を8回実施しました。その他に、デンパークの開園20周年記念誌を作成し、デンパークにある花木を紹介するだけでなく、この間に培ってきた栽培・植栽技術等を広く周知しました。

四季イベントは、4回開催しました。秋穫祭では、恒例のハロウィーンカーニバルの開催だけでなく、安城市が主催する「ケンサチウォーキング in デンパーク」の会場となり、多くの方に来園していただきました。ウィンターフェスティバルでは、50万球のイルミネーションや花火ショーにより幻想的な冬の夜を演出しました。また、その他のイベントとして、9月には仲秋のあかり祭を開催し、幻想的な竹灯りを多くの方に楽しんでいただきました。

体験講座では、定例のソーセージ作りやクッキー作りに加え、フラワーギャザリングや料理教室を開催しました。

収益事業では、マーケット内にある直営店舗の一つをキャラクターショップに転換し、売上増加に繋げました。また、「猫のダヤン展」、「スヌーピー展」のキャラクターグッズ販売を実施しました。

以上の結果、経常収益では、そのキャラクターショップ等の売上実績が好調なこともあり、前年度に比べ1,940万円余増の7億3,301万円余となりました。

経常費用は、経費節減に努めた結果、前年度に比べ、1,300万円余減の7億1,205万円余となりました。

合計致しますと、平成30年度は2,095万円余の増益となり、正味財産期末残高は、2億3,702万円余となりました。

以上を踏まえ、令和元年度は、フローラルプレイスの大改修を行います。関係諸機関の協力を得ながら、職員一丸となり、デンパークがさらに魅力あふれる公園となるよう取り組んでまいります。

2 理事会の開催

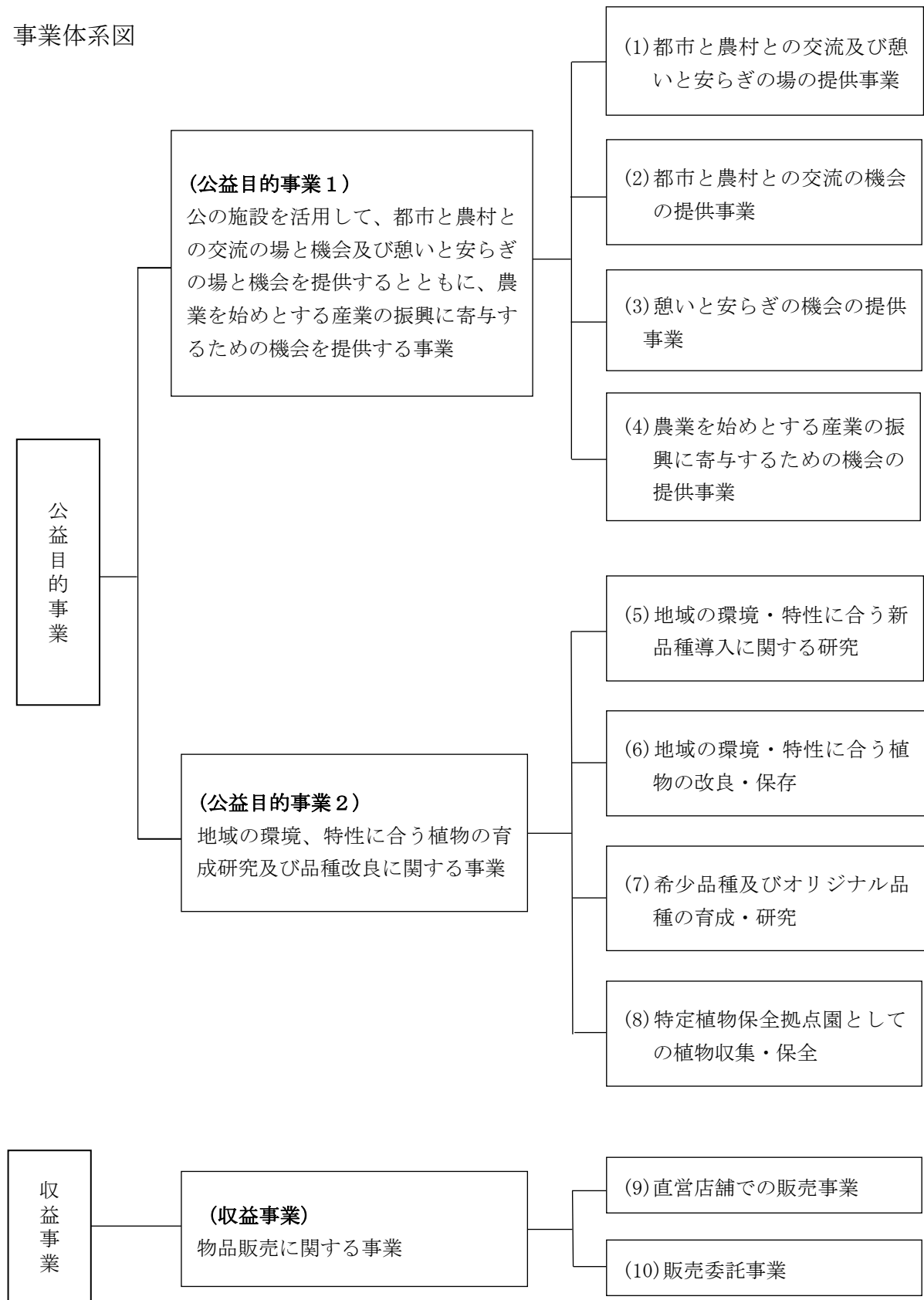
開催年月日	議 事	備考
平成30年 5月11日	第1号議案 平成29年度事業報告及び決算について 第2号議案 平成30年度第1回評議員会招集について	可決 可決
平成30年 9月28日	第3号議案 平成30年度補正予算（第1号）について 第4号議案 公益財団法人安城都市農業振興協会就業規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 公益財団法人安城都市農業振興協会再雇用職員に関する規程の制定について 第6号議案 平成30年度第2回評議員会招集について	可決 可決 可決 可決
平成30年12月20日	第7号議案 公益財団法人安城都市農業振興協会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について	可決
平成31年 2月22日	第8号議案 平成30年度補正予算（第2号）について 第9号議案 安城産業文化公園デンパーク第5次中期計画について 第10号議案 平成31年度事業計画及び収支予算等について 第11号議案 平成30年度第3回評議員会招集について	可決 可決 可決 可決

3 評議員会の開催

開催年月日	議 事	備考
平成30年 5月29日	第1号議案 平成29年度事業報告及び決算について 第2号議案 理事の選任について 第3号議案 評議員の選任について	可決 可決 可決
平成30年10月 9日	第4号議案 評議員の選任について	可決
平成31年 3月18日	第5号議案 理事の選任について 第6号議案 評議員の選任について	可決 可決

4 事業実績

事業体系図



(1) 都市と農村との交流及び憩いと安らぎの場の提供事業(公益目的事業1)

目 的		指定管理者として受託した安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城を広く市民に提供し、都市と農村との交流及び憩いと安らぎの場を安定的に確保して、潤いとゆとりのある快適な社会環境を体感、体験することによって、地域社会の健全な発展を目指す。	
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり	実 績
公園内の樹木、芝生及び建物等の管理	緑地係	・ロマンチックガーデンエリア、 <u>ふるさと館周辺の改修</u>	・ロマンチックガーデンにガマズミ属13品種を植栽。 ・ふるさと館周辺に植栽。
		・エリア毎に植物名の調査及びラベル作成、取付け (年間200枚)	・計画どおり実施 (261枚取付け)
	施設係	・施設の保守点検、樹木及び芝生の適正管理等	・計画どおり実施
		・建物及び設備の老朽化対策 <u>花の大温室耐震改修及びリニューアルの実施設計に参画</u> <u>不点灯照明器具の更新</u>	・計画どおり実施設計に参画 ・マーケット吊下げ照明3台更新、園路足元灯4台更新
		・不思議の森エリア (鉄砲山) の保全 高木剪定	・北エリア区域121本の高木剪定を実施 ・4年間 (H27～H30) で不思議の森エリアの高木剪定を完了
		・ <u>ジャブジャブ池改修工事に係る工程等の調整及び安全対策</u>	・改修工事の工程に合わせ、進入車両調整や仮囲い等の安全対策を施工者と協議し、工事期間内に事故やトラブルなく工事を完了 ・お客様向けに完成予想図看板を設置
道の駅の管理	施設係	・施設の保守点検等	・計画どおり実施
屋外花壇、見本園及び大温室等の花展示の設計施工管理	緑地係	【見本園の管理】 ・見本園 (ナシ、ギボウシ、カンナ等) の維持管理 ・トピアリーの作成管理	【計画どおり実施】 ・見本園 (ナシ、ギボウシ、カンナ等) の維持管理 ・トピアリーの設計、管理
		【花の大温室でのフラワーショーの開催】 ・アーリーサマーフラワーショー 4/ 7～ 5/28 ・トロピカルフラワーショー 6/ 2～10/ 1 ・ハロウィンフラワーショー 10/ 6～11/19 ・クリスマスフラワーショー 12/ 1～ 1/14 ・スプリングフラワーショー 1/24～ 4/ 1	【計画どおり実施】 ・アーリーサマーフラワーショー 4/ 7～ 5/28 52日間 ・トロピカルフラワーショー 6/ 2～10/ 1 122日間 ・ハロウィンフラワーショー 10/ 6～11/19 45日間 ・クリスマスフラワーショー 12/ 1～ 1/14 45日間 ・スプリングフラワーショー 1/24～ 4/ 1 68日間

区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり	実 績
屋外花壇、見 本園及び大温室 等の花展示の設 計施工管理	緑地係	・ ガーデンルームの企画展示等（8回） シザンサス・オリジナルコレクション、アマリリス、アジサイとギボウシ、サトイモの仲間、秋色に染まるコリウス・コレクション、シルバーリーフとウインターガーデン、バレンタインフラワーショー、華やかな春のツバキ展	・ 計画どおり8回実施
		・ 植物の見ごろに合わせた植物情報の提供 見ごろの植物説明パネル設置：40回	・ 計画を上回る植物情報の提供を実施 パネル設置：44回
		・ 花壇や温室展示のコンセプトを伝える現 地表示 屋外花壇：12回、温室：13回	・ 計画どおり実施
公園の運営	運営企 画係	・ <u>風車の広場一帯リニューアルと連動した P R 実施</u> 「子どもも楽しいデンパーク」に関する 情報発信の強化	・ 年間を通して風車の広場一帯を P R 実施 (広報あんじょう、イベント毎のチラシ、 ホームページ、各メディアへの掲載)
		・ <u>広報宣伝方法の見直し（愛知県内全域を カバーできる P R 方法）</u> 新聞折込広告中心から低コストな情報 誌等への転換	・ H31.3より宣伝方法の見直し実施（情報 誌、フリーペーパーを活用）
		・ 企業、各種団体の積極的な誘致 企業等の周年・福利厚生イベント及び 展示会等での利用を提案	・ 安城市と連携し、愛知県スポーツ少年大 会西三河支部大会の開催（9/1）
		・ <u>メルヘン号年間売上を5%向上させるため 運行方法等の実施</u> 繁忙期待ち時間短縮及び駐車場所の見 直し等の取組み	・ 繁忙期の随時運行実施。駐車場所の見直 しは未実施 年間売上13,677千円
	事業係	・ <u>子ども用屋内遊戯施設「あそぼ～ネ」の 運営</u> 円滑な運営と利用促進に向けた取組み	・ あそぼ～ネ実績：利用者数43,220人 ・ 円滑な運営…利用者が多い時は入場制限 し安全に運営。冬に向けて床面にカーペッ ト敷き、空気清浄器設置。 ・ 利用促進に向けた取り組み…冬季イベン ト花火ショー実施日には営業時間を延長。

(2) 都市と農村との交流の機会の提供事業(公益目的事業1)

目 的		安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城を活用し、都市農業の振興と市民園芸の普及のための各種事業を提供することにより、都市と農村との交流の機会の充実を図り、潤いとゆとりのある快適な社会環境の体感、体験を通して、地域社会の健全な発展を目指す。	
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり	実 績
交流をより促進するための季節イベントの開催	運営企画係	【四季イベントの開催】 ・フラワーフェスティバル 4/ 1～ 5/27 目標集客：127,600人 ・サマーフェスティバル 7/14～ 9/ 2 目標集客：58,600人 ・秋穫祭 9/29～11/25 目標集客：122,500人 ・ウインターフェスティバル 12/ 1～ 1/14 目標集客：103,800人 ・フラワーフェスティバル 3/16～ 3/31 目標集客：42,000人 【サブイベントの開催】 ・早朝ハスまつり 7/14～16 目標集客：6,500人 ・仲秋のあかり祭 9/15～17、9/22～24 目標集客：26,500人 【各種コンテストの開催】 ・第20回ガーデニングコンテスト 5/23～6/3 目標応募数：80点 ・第13回フォトコンテスト 目標応募数：300点 ・四季を詠む俳句コンテスト 目標応募数：1,500点 【通常開園外のイベント開催推進】	【計画どおり開催】 ・フラワーフェスティバル 50日間 入園者数：145,833人 ・サマーフェスティバル 45日間 入園者数：52,347人 ・秋穫祭 50日間 入園者数：138,244人 ・ウインターフェスティバル 39日間 入園者数：102,298人 ・フラワーフェスティバル 14日間 入園者数：51,607人 【計画どおり開催】 ・早朝ハスまつり 3日間 入園者数：4,611人 ・仲秋のあかり祭 6日間 入園者数：32,439人 【計画どおり開催】 ・第20回ガーデニングコンテスト 5/23～6/3 応募総数：47点 ・第13回フォトコンテスト 応募総数：284点 ・四季を詠む俳句コンテスト 応募総数：491点 【通常開園外のイベント誘致を積極的に推進】 ・カウントダウンイベント 12/31 19:00～ 1/ 1 1:00 入園者数：2,857人

区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり	実 績
交流をより促進するための季節イベントの開催		【その他イベント】 4月 フラワーマーケット(市内生産者との共催) 5月 デンマークコリング音楽学校演奏会 7月 田んぼアート鑑賞会(無料開園) 11月 あいち花フェスタ2018 2月 安城市民デンパーク駅伝(無料開園) 3月 桜まつり(夜間無料開園・半場川陽光桜)	【計画どおり開催】 ・4/21～22 フラワーマーケット(市内生産者との共催) 入園者数 11,243人 ・5/20 デンマークコリング音楽学校演奏会 入園者数 4,554人 ・7/21 無料開園 田んぼアート鑑賞会 入園者数 5,287人 ・11/22～25 4日間無料開園 あいち花フェスタ2018 入園者数 37,592人 ・2/10 無料開園安城市民デンパーク駅伝 入園者数 11,804人 ・3/23～24 夜間無料開園 桜まつり 夜間入園者数 674人
交流をより促進するための体験講座等の開催	事業係	・定例講座の開催 平日集客に寄与する、新講座開催及び新規受講者獲得	・定例講座の開催 17講座 171回 参加人数 1,605人 ・新講座開催 ①フラワーギャザリング 3回 参加人数 19人 ②料理教室 1回 参加人数 3人
	緑地係	・市内団体(学校、企業及び公共施設等)へ向けた緑化指導	・公民館、アイシンAW及びアンデンにて4回の緑化指導を実施
		・ <u>デンパークの花木と植栽技術の冊子作成、発行</u>	・開園20周年記念誌「花とみどりの20年」 3/28発行
		・ <u>デンパークが持つ知識と技術を伝える生涯学習の実施 4回</u>	・計画どおり実施(夏学習1回、秋学習2回、春学習2回)

(3) 憩いと安らぎの機会の提供事業(公益目的事業1)

目 的		安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城を活用し、花とみどりとのふれあいなど自然に親しむことにより、憩いと安らぎの機会を安定的に確保して、潤いとゆとりのある快適な社会環境の体感を通して、地域社会の健全な発展を目指す。そのために、花とみどりのある心豊かな暮らしを提案する展示会を開催する。	
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり	実 績
展示会の開催	運営企画係	・ 4月 春の山野草展 自閉症の子供を応援する展示会 (N P O法人主催) ・ 6月 ボタニカルアート展 ・ 9月 アートフラワー展 あかりアート展 ・ 10月 表装展、秋の山野草展 ・ 11月 菊花展 ・ 12月 写真展 ・ 1月 新春ハンギングバスケット作品展 ・ 2月 フォトコンテスト優秀作品展 ・ 3月 創作帯結び展、押し花展	・ 3/31～ 4/ 2 「あとりえ・クレッシェンド展」 障がいのある子たちが製作した作品展 ・ 4/ 4～ 9 「春の山野草展」 ・ 9/12～24 「あかりアート展」 ・ 10/17～22 「花の表装展」 ・ 10/24～29 「秋の山野草展」 ・ 10/31～11/5 「菊花展」 ・ 11/14～19 「アートフラワー展」 ・ 12/ 5～17 「写真展 わたしたちのデンパーク2018」 ・ 12/27～ 1/14 「新春ハンギングバスケット展」 ・ 2/13～24 「フォトコンテスト優秀作品展」 ・ 3/ 6～10 「創作帯結び展」 ・ 3/13～25 「安城サルビア会押し花展」

(4) 農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会の提供事業(公益目的事業1)

目 的		安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城を活用し、農業を始めとする地元産業の振興に寄与するための機会を提供することにより、地域社会の健全な発展を目指す。	
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり	実 績
地域の産業振興の活性化を図るためのイベントの開催	運営企画係他	・ 4月 地元園芸農家によるフラワーマーケット開催	・ 4/21～22 デンパークフラワーマーケット開催
			・ 5/11 連合愛知三河西地域協議会 メーデーフェスタ2018開催 6,852人 キッチンカー10台によるグルメゾーンの設置
		・ 10月 西三河地域を中心とした食と雑貨のイベント開催	・ 11/22～25 あいち花フェスタ2018開催 西三河グルメ祭り開催 入園者数 37,592人
		・ 11月 J Aまつり共催 <u>あいち花フェスタ2018開催</u>	
		・ 2月～3月 安城農林高等学校実習梅園一般公開の開催	・ 2/ 9～ 3/15 安城農林高等学校実習梅園一般公開の開催
地元農産物を使用し、その良さを知っていただく契機となる体験教室の開催	事業係	【通年開催】 ・ 県内産の豚肉を使ったソーセージ体験教室の開催 目標体験者数：5,500人 ・ 県内産小麦粉を使ったクッキー作り体験教室の開催 目標体験者数：10,000人	【通年開催】 ・ ソーセージ作り体験教室 参加人数：4,151人 ・ クッキー作り体験教室 参加人数：14,248人
		【随時開催】 ・ <u>当日募集型「お手軽ソーセージ体験教室」の開催</u> 目標体験者数：500人 ・ <u>四季イベントに連動した「期間限定クッキー作り体験教室」の開催</u> 目標体験者数：2,000人 ・ <u>地元生産者を講師とし「季節の農産物を使った料理教室」の開催</u> 目標体験者数：100人	【随時開催】 ・ 当日募集型ソーセージ体験実績 参加人数：1,404人 (内GW期間 398人) ・ 期間限定クッキー作り体験実績 参加人数：5,424人 ・ 料理教室実績 参加人数：3人

(5)～(8) 植物の育成と研究事業（公益目的事業2）

目 的		市民園芸の普及を図り、花とみどりのまちづくりに資するため、また、農業の振興に寄与するために、地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業を実施することにより、地域社会の健全な発展を目指す。	
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり	実 績
地域の環境・特性に合う新品種導入に関する研究	緑地係	・花壇用植物の新品種導入にあたり、この地域での適性を研究し、栽培可能な品種については、地元栽培農家に育成方法の情報を提供	・地元栽培農家との情報交換会を4回行い、本地域で栽培可能な品種の育成方法等について情報交換を実施
地域の環境・特性に合う植物の改良・保存		・品種固定用エキウム5系統の播種及びシザンサス4品種の採種と系統保存を実施	・デンパークオリジナル品種作出のため、品種改良を継続して実施 エキウム：交配種5系統の播種および育成の実施 シザンサス：特別展示「オリジナルコレクション」を行い、種子の少ない2品種の採種用株育成を実施
希少品種及びオリジナル品種の育成・研究		・エキウムの育種、ブルーアマリリス及びショクダイオオコンニャクの育成と開花調査	・エキウムの育種、ブルーアマリリス及びショクダイオオコンニャクの育成と開花調査 エキウム：育種株が徐々に劣化。固定育種について検討し直すことに ブルーアマリリス：9月29日に開花し、フローラルプレイスで展示。取材を受け、2018年9月30日の中日新聞県内版に掲載。 ショクダイオオコンニャク：コンニャクイモの公開植えつけを行い、開花見込株の公開準備をしたが未開花。HP育成ブログにて情報発信を実施。
特定植物保全拠点園としての植物収集・保全		・特定植物保全拠点園としてサルビア属、ガマズミ属、ヒイラギナンテン属、ギボウシ属の収集及び保全	・特定植物保全拠点園としてサルビア属、ガマズミ属、ヒイラギナンテン属、ギボウシ属の収集及び保全 サルビア属：保存親株の挿木更新を実施 ガマズミ属：見本園植栽用苗の育成と導入（6種類）を実施 ギボウシ属：見本園への捕植実施

(9) (10) 物品販売に関する事業（収益事業）

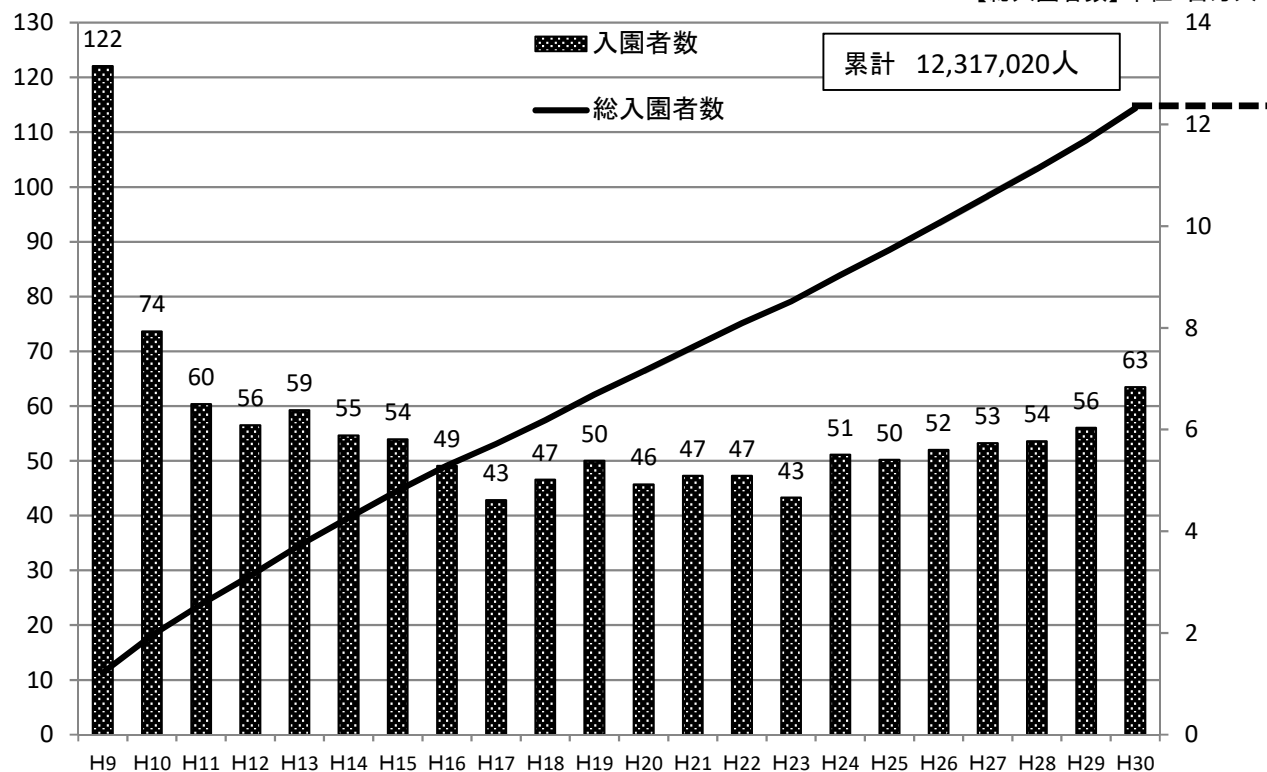
目 的		デンパーク内の施設を最大限に生かし、多様な利用者のニーズに応えるため、直営店舗、自動販売機、販売委託(移動販売事業者)、催事企画による販売などデンパークの魅力を高める収益事業を実施する。実施にあたっては、「買う楽しさ」の場を提供することで、入園者の増加にもつながる事業とする。	
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり	実 績
直営店舗での 販売事業	事業係	・ 北欧、地元地域等に関連する魅力ある土産品の提供	・ トーベおぼさんの食料品店で新商品「いちじくサブレ」を販売
		・ <u>マーケット内直営店舗をキャラクターショップに転換</u> NHK子ども向けキャラクター（おさるのジョージ、ひつじのショーン他）、ゲゲゲの鬼太郎、ミッフィー等の商品を順次入替	・ NHKキャラクターショップ営業 4/ 1～ 5/27 期間売上：1,216千円 ・ ゲゲゲの鬼太郎ショップ営業 6/16～ 9/ 2 期間売上：1,543千円 ・ ミッフィーショップ営業 9/ 8～11/26 期間売上：2,023千円
		・ <u>平成31年度予定の大温室耐震補強工事に合わせた店舗リニューアルプランの作成</u>	・ 各店舗のコンセプト案の作成。
販売委託事業		・ 自動販売機による飲食物等の販売売切れによる機会損失を防ぐため、設置事業者と集客予測及びイベント情報の共有を図る	・ 自動販売機実績：6,150千円 ・ GW期間はデンパーク周辺の駐車場に保冷車で待機し売切れによる機会損失の防止 ・ 設置事業者と集客予測及びイベント情報の共有
		・ 催事企画による販売 魅力ある催事企画により販売収入及び入園者数の増加を図る (「猫のダヤン展」、「スヌーピー展」等を計画)	・ 猫のダヤン展 4/ 1～ 7/ 2 期間売上： 7,969千円 ・ 3Dお化け屋敷のヒミツ 7/14～ 9/ 2 期間売上： 534千円 ・ 思わず声が出ちゃう科学展 9/ 8～11/ 4 期間売上： 1,601千円 ・ スヌーピー展 11/10～ 1/14 期間売上：15,332千円
		・ 販売委託(移動販売事業者・出店等)による販売参加事業者、日数を増やすと同時に魅力ある事業者を誘致し、販売手数料収入だけではなく入園者の増加も図る	・ イベントに応じて、移動販売車による販わいの創出。 キッチンカー手数料収入：4,708千円 ・ 秋、冬、春の各イベントにて「クリエイターズマルシェ」を開催。 延べ86ブース出店。

5 諸実績の推移

入園者数の推移

【入園者数】単位:万人

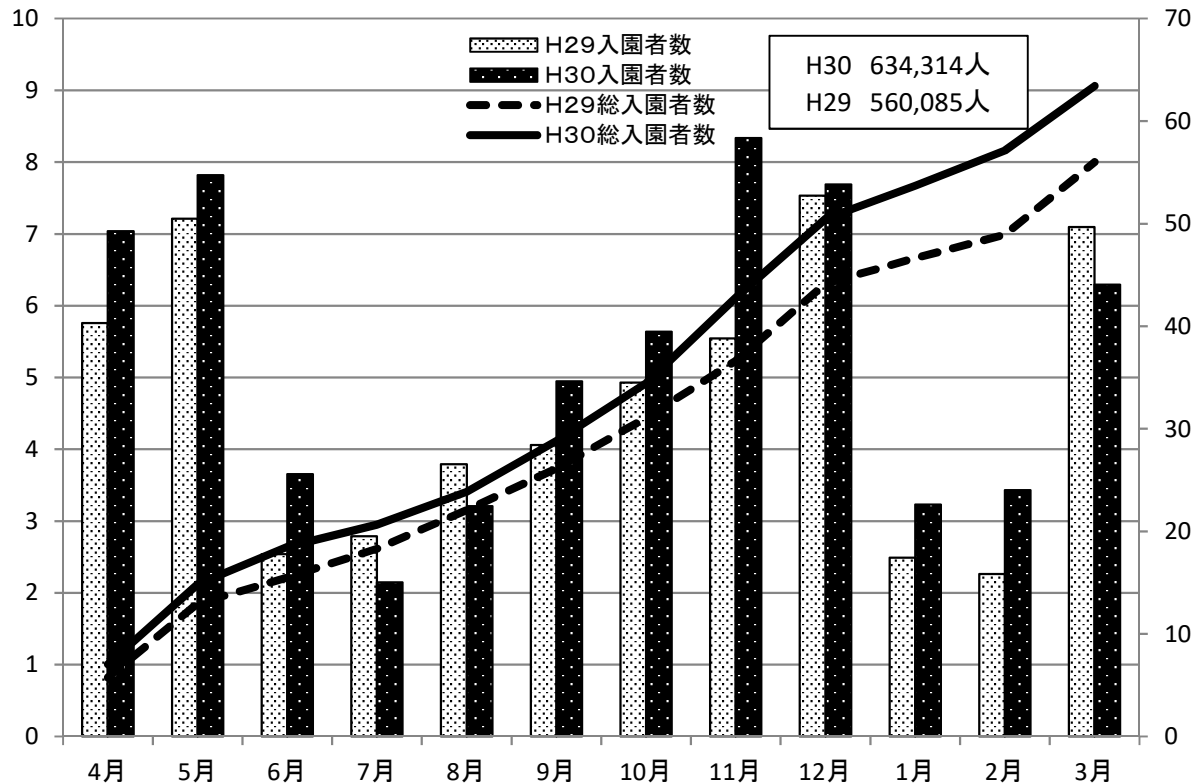
【総入園者数】単位:百万人



月別入園者数の推移

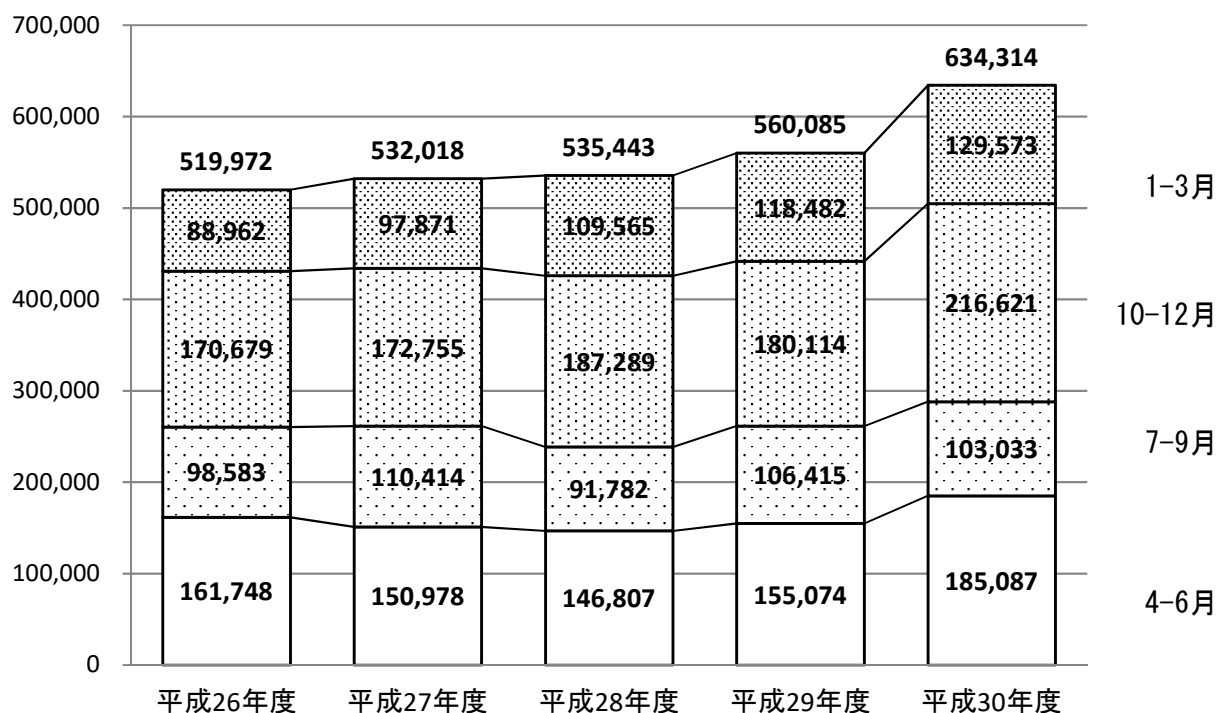
【入園者数】単位:万人

【総入園者数】単位:万人



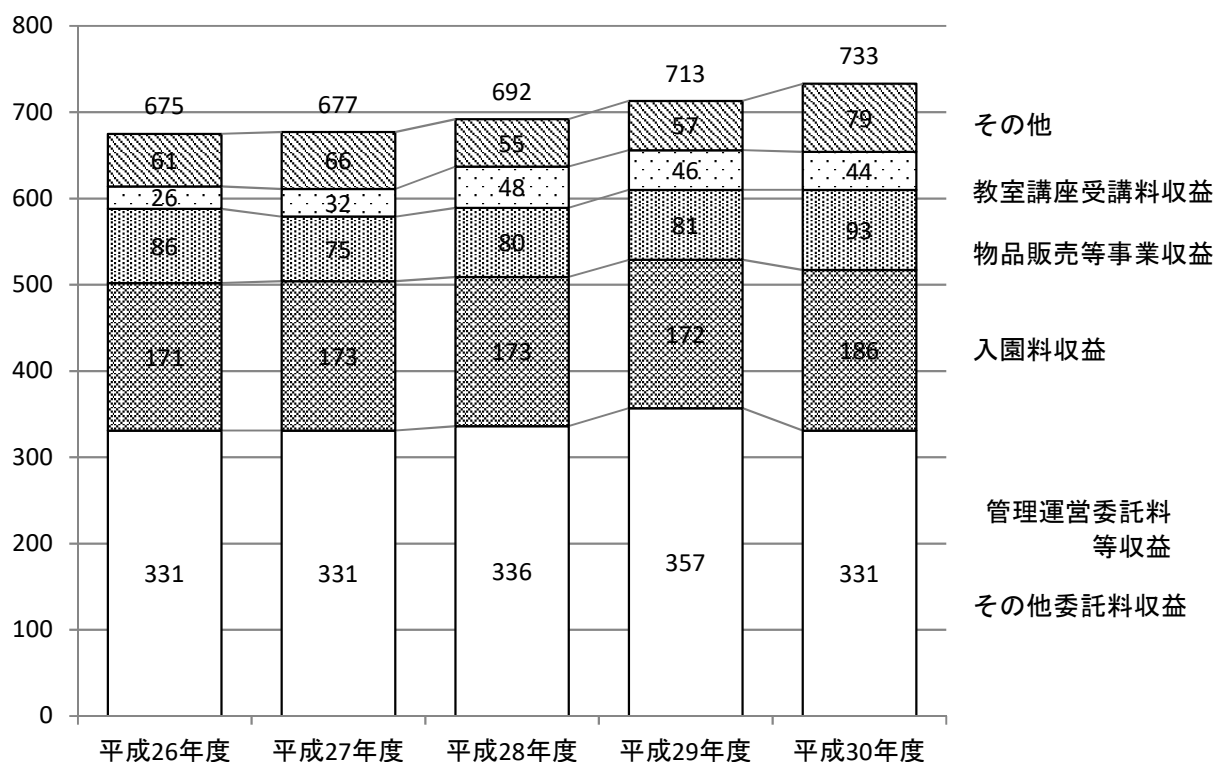
【単位：人】

入園者数の推移(直近5年間)



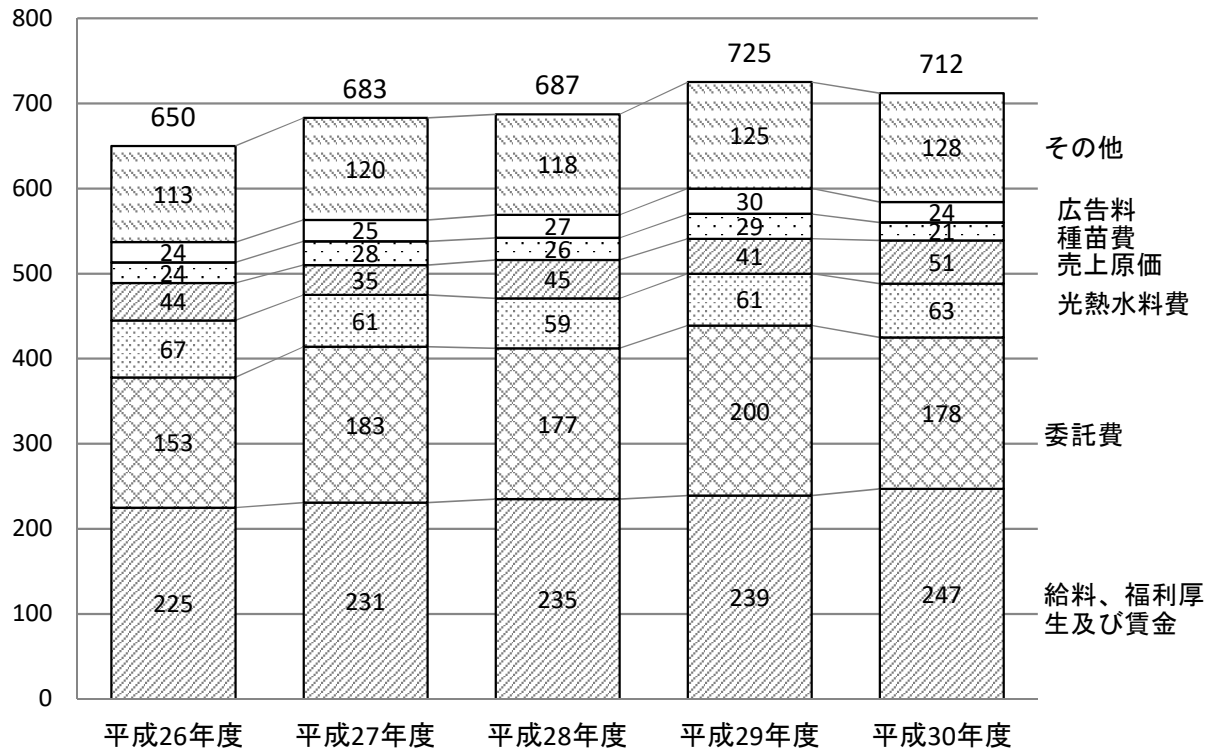
【単位：百万円】

経常収益の推移(直近5年間)



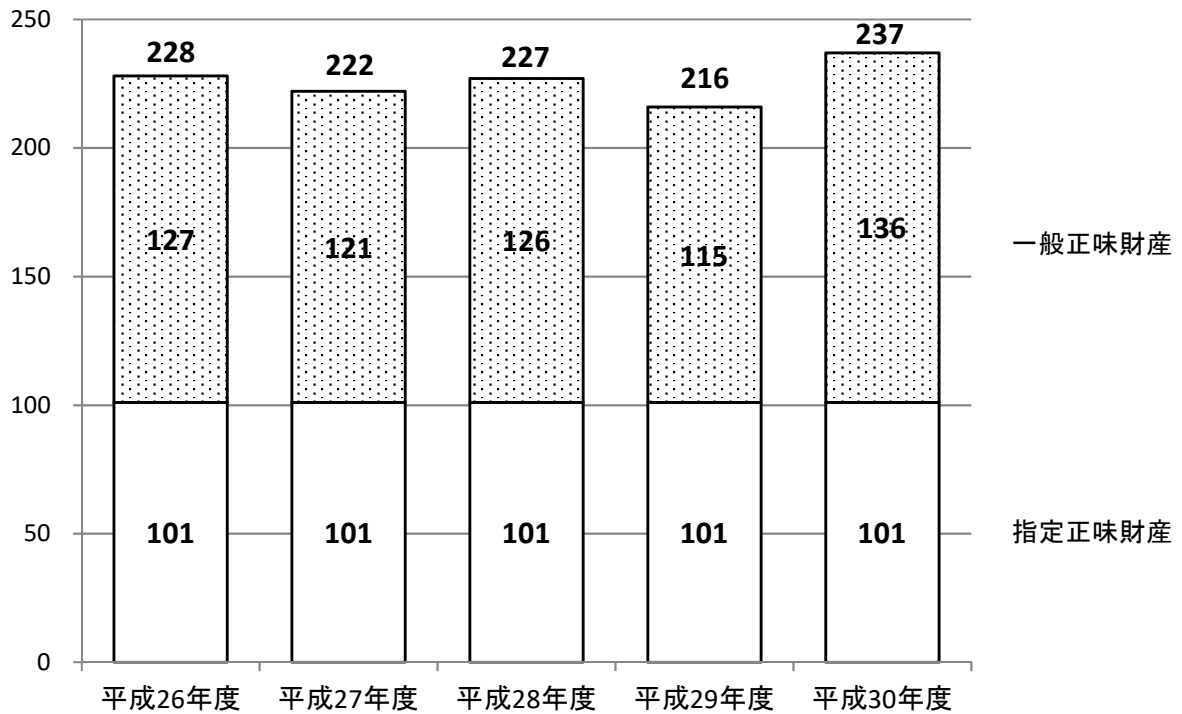
【単位:百万円】

経常費用の推移(直近5年間)



【単位:百万円】

正味財産期末残高の推移(直近5年間)



6 計算書類

1 貸借対照表

平成31年3月31日 現在
(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	14,453,812	8,856,859	5,596,953
普通預金	98,918,432	74,643,445	24,274,987
定期預金	80,000,000	80,000,000	0
現金預金合計	193,372,244	163,500,304	29,871,940
商品	3,934,628	5,747,486	△1,812,858
未収金	17,341,459	16,070,749	1,270,710
仮払金	600	3,600	△3,000
貯蔵品	177,360	229,423	△52,063
流動資産合計	214,826,291	185,551,562	29,274,729
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	101,000,000	101,000,000	0
基本財産合計	101,000,000	101,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	102,675,314	89,155,314	13,520,000
特定資産合計	102,675,314	89,155,314	13,520,000
固定資産合計	203,675,314	190,155,314	13,520,000
資産合計	418,501,605	375,706,876	42,794,729
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	72,028,984	63,080,238	8,948,746
預り金	6,725,559	6,664,106	61,453
仮受金	46,669	733,982	△687,313
流動負債合計	78,801,212	70,478,326	8,322,886
2 固定負債			0
退職給付引当金	102,675,314	89,155,314	13,520,000
固定負債合計	102,675,314	89,155,314	13,520,000
負債合計	181,476,526	159,633,640	21,842,886
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	101,000,000	101,000,000	0
基本財産	101,000,000	101,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(101,000,000)	(101,000,000)	0
2 一般正味財産	136,025,079	115,073,236	20,951,843
(うち特定資産への充当額)	(102,675,314)	(89,155,314)	13,520,000
正味財産合計	237,025,079	216,073,236	20,951,843
負債及び正味財産合計	418,501,605	375,706,876	42,794,729

2 正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位: 円)

	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1	I 一般正味財産増減の部			
2	1. 経常増減の部			
3	(1) 経常収益			
4	① 基本財産運用益	136,350	181,800	△45,450
5	基本財産受取利息	136,350	181,800	△45,450
6	② 特定資産運用益	108,002	104,475	3,527
7	特定資産受取利息	108,002	104,475	3,527
8	③ 事業収益	693,273,432	673,298,338	19,975,094
9	管理運営委託料等収益	334,769,000	357,049,402	△22,280,402
10	指定管理料収益	331,769,000	331,869,000	△100,000
11	イベント受託収益	3,000,000	25,180,402	△22,180,402
12	施設利用等収益	220,813,012	189,851,987	30,961,025
13	入園料収益	186,047,871	171,800,015	14,247,856
14	研修室等利用料収益	1,829,091	2,608,851	△779,760
15	遊戯施設利用料収益	32,936,050	15,443,121	17,492,929
16	教室講座受講料収益	44,516,027	45,766,263	△1,250,236
17	教室講座受講料収益	44,516,027	45,766,263	△1,250,236
18	物品販売等事業収益	93,175,393	80,630,686	12,544,707
19	販売事業収益	74,712,725	66,742,835	7,969,890
20	販売委託等事業収益	18,462,062	13,816,995	4,645,067
21	雑収益	606	70,856	△70,250
22	④ 運営協力金等収益	14,154,643	13,997,907	156,736
23	テナント運営協力金収益	13,659,943	13,459,907	200,036
24	その他協力金収益	494,700	538,000	△43,300
25	⑤ 雑収益	25,339,622	26,024,828	△685,206
26	雑収益	25,339,622	26,024,828	△685,206
27	経常収益計	733,012,049	713,607,348	19,404,701
28	(2) 経常費用			
29	① 事業費	700,983,188	715,970,236	△14,987,048
30	諸謝金	2,629,280	2,663,508	△34,228
31	給料手当	129,465,780	127,274,671	2,191,109
32	福利厚生費	28,078,734	26,955,625	1,123,109
33	臨時雇賃金	83,114,201	78,348,702	4,765,499
34	被服費	1,364,397	438,623	925,774
35	旅費交通費	318,310	248,790	69,520
36	消耗品費	10,278,049	15,058,976	△4,780,927
37	消耗器具備品費	62,866	291,229	△228,363
38	光熱水料費	62,860,447	60,508,761	2,351,686
39	燃料費	1,146,667	1,161,202	△14,535
40	原材料費	21,601,428	23,730,043	△2,128,615
41	肥料農薬費	619,733	607,258	12,475
42	種苗費	21,439,709	29,021,666	△7,581,957
43	印刷製本費	9,863,398	9,609,920	253,478
44	集客促進費	0	36,031	△36,031
45	通信運搬費	1,689,768	1,708,700	△18,932
46	保険料	970,900	1,050,700	△79,800
47	広告料	23,798,112	29,684,416	△5,886,304
48	手数料	2,193,841	2,060,998	132,843

	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
49	委託費	177,507,308	200,110,174	△22,602,866
50	修繕費	16,460,863	18,217,794	△1,756,931
51	使用料及び賃借料	4,290,154	6,992,082	△2,701,928
52	租税公課	25,429,510	20,995,260	4,434,250
53	負担金	11,324,661	11,223,063	101,598
54	退職給付費用	13,151,000	6,810,000	6,341,000
55	売上原価	51,315,762	41,152,534	10,163,228
56	期首商品棚卸高	4,844,921	4,650,672	194,249
57	当期商品仕入高	49,843,201	41,346,783	8,496,418
58	期末商品棚卸高	△3,372,360	△4,844,921	1,472,561
59	雑費	8,310	9,510	△1,200
60	②管理費	11,069,508	9,359,886	1,709,622
61	役員報酬	247,500	217,500	30,000
62	諸謝金	401,000	436,000	△35,000
63	給料手当	4,164,344	3,817,140	347,204
64	福利厚生費	2,377,785	2,811,613	△433,828
65	被服費	50,000	100,000	△50,000
66	旅費交通費	1,540	0	1,540
67	消耗品費	159,585	152,598	6,987
68	消耗器具備品費	348,840	0	348,840
69	印刷製本費	4,860	0	4,860
70	保険料	88,080	0	88,080
71	手数料	86,518	48,615	37,903
72	委託費	995,760	73,872	921,888
73	使用料及び賃借料	519,696	259,848	259,848
74	租税公課	2,300	0	2,300
75	負担金	1,252,700	1,252,700	0
76	退職給付費用	369,000	190,000	179,000
77	経常費用計	712,052,696	725,330,122	△13,277,426
78	当期経常増減額	20,959,353	△11,722,774	32,682,127
79	2. 経常外増減の部			
80	(1) 経常外収益			
81	過年度修正益	0	0	0
82	経常外収益計	0	0	0
83	(2) 経常外費用			
84	過年度修正損	7,510	0	7,510
85	経常外費用計	7,510	0	7,510
86	当期経常外増減額	△7,510	0	△7,510
87	他会計振替額	0	0	0
88	当期一般正味財産増減額	20,951,843	△11,722,774	32,674,617
89	一般正味財産期首残高	115,073,236	126,796,010	△11,722,774
90	一般正味財産期末残高	136,025,079	115,073,236	20,951,843
91	II 指定正味財産増減の部			
92	当期指定正味財産増減額	0	0	0
93	指定正味財産期首残高	101,000,000	101,000,000	0
94	指定正味財産期末残高	101,000,000	101,000,000	0
95	III 正味財産期末残高	237,025,079	216,073,236	20,951,843

正味財産増減計算書（内訳表）

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
(単位：円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	公益目的事業1	公益目的事業2	共通	小計				
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
① 基本財産運用益	136,350	0	0	136,350	0	0		136,350
基本財産受取利息	136,350	0	0	136,350	0	0		136,350
② 特定資産運用益	108,002	0	0	108,002	0	0		108,002
特定資産受取利息	108,002	0	0	108,002	0	0		108,002
③ 事業収益	265,329,039	0	323,699,492	589,028,531	93,175,393	11,069,508		693,273,432
管理運営委託料等収益	0	0	323,699,492	323,699,492	0	11,069,508		334,769,000
指定管理料収益	0	0	320,699,492	320,699,492	0	11,069,508		331,769,000
イベント受託収益		0	3,000,000	3,000,000	0	0		3,000,000
施設利用等収益	220,813,012	0	0	220,813,012	0	0		220,813,012
入園料収益	186,047,871	0	0	186,047,871	0	0		186,047,871
研修室等利用料収益	1,829,091	0	0	1,829,091	0	0		1,829,091
遊戯施設利用料収益	32,936,050	0	0	32,936,050	0	0		32,936,050
教室講座受講料収益	44,516,027	0	0	44,516,027	0	0		44,516,027
教室講座受講料収益	44,516,027	0	0	44,516,027	0	0		44,516,027
物品販売等事業収益	0	0	0	0	93,175,393	0		93,175,393
販売事業収益	0	0	0	0	74,712,725	0		74,712,725
販売委託等事業収益	0	0	0	0	18,462,062	0		18,462,062
雑収益	0	0	0	0	606	0		606
④ 運営協力金等収益	14,154,643	0	0	14,154,643	0	0		14,154,643
テナント運営協力金収益	13,659,943	0	0	13,659,943	0	0		13,659,943
その他協力金収益	494,700	0	0	494,700	0	0		494,700
⑤ 雑収益	25,339,622	0	0	25,339,622	0	0		25,339,622
雑収益	25,339,622	0	0	25,339,622	0	0		25,339,622
経常収益計	305,067,656	0	323,699,492	628,767,148	93,175,393	11,069,508		733,012,049
(2) 経常費用								
① 事業費	607,533,081	8,706,421	0	616,239,502	84,743,686			700,983,188

	科 目	公益目的事業会計				収益事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
		公益目的事業1	公益目的事業2	共通	小計				
30	諸謝金	2,629,280	0	0	2,629,280	0			2,629,280
31	給料手当	119,280,004	3,556,885	0	122,836,889	6,628,891			129,465,780
32	福利厚生費	25,262,129	640,119	0	25,902,248	2,176,486			28,078,734
33	臨時雇賃金	66,395,578	2,085,726	0	68,481,304	14,632,897			83,114,201
34	被服費	1,165,666	0	0	1,165,666	198,731			1,364,397
35	旅費交通費	261,720	37,800	0	299,520	18,790			318,310
36	消耗品費	9,597,169	46,859	0	9,644,028	634,021			10,278,049
37	消耗器具備品費	62,866	0	0	62,866	0			62,866
38	光熱水料費	60,667,872	0	0	60,667,872	2,192,575			62,860,447
39	燃料費	1,086,027	60,640	0	1,146,667	0			1,146,667
40	原材料費	21,319,695	281,733	0	21,601,428	0			21,601,428
41	肥料農薬費	548,528	71,205	0	619,733	0			619,733
42	種苗費	21,396,055	43,654	0	21,439,709	0			21,439,709
43	印刷製本費	9,366,598	496,800	0	9,863,398	0			9,863,398
44	集客促進費	0	0	0	0	0			0
45	通信運搬費	1,540,054		0	1,540,054	149,714			1,689,768
46	保険料	913,180	0	0	913,180	57,720			970,900
47	広告料	23,798,112	0	0	23,798,112	0			23,798,112
48	手数料	1,485,992	0	0	1,485,992	707,849			2,193,841
49	委託費	177,160,659	144,000	0	177,304,659	202,649			177,507,308
50	修繕費	16,436,887	0	0	16,436,887	23,976			16,460,863
51	使用料及び賃借料	3,855,215	0	0	3,855,215	434,939			4,290,154
52	租税公課	20,675,874	0	0	20,675,874	4,753,636			25,429,510
53	負担金	11,312,661	12,000	0	11,324,661	0			11,324,661
54	退職給付費用	11,307,000	1,229,000	0	12,536,000	615,000			13,151,000
55	売上原価	0	0	0	0	51,315,762			51,315,762
56	期首商品棚卸高	0	0	0	0	4,844,921			4,844,921
57	当期商品仕入高	0	0	0	0	49,843,201			49,843,201
58	期末商品棚卸高	0	0	0	0	△3,372,360			△3,372,360
59	雑費	8,260	0	0	8,260	50			8,310
60	②管理費						11,069,508		11,069,508
61	役員報酬						247,500		247,500

	科 目	公益目的事業会計				収益事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
		公益目的事業1	公益目的事業2	共通	小計				
62	諸謝金						401,000		401,000
63	給料手当						4,164,344		4,164,344
64	福利厚生費						2,377,785		2,377,785
65	被服費						50,000		50,000
66	旅費交通費						1,540		1,540
67	消耗品費						159,585		159,585
68	消耗器具備品費						348,840		348,840
69	印刷製本費						4,860		4,860
70	保険料						88,080		88,080
71	手数料						86,518		86,518
72	委託費						995,760		995,760
73	使用料及び賃借料						519,696		519,696
74	租税公課						2,300		2,300
75	負担金						1,252,700		1,252,700
76	退職給付費用						369,000		369,000
77	経常費用計	607,533,081	8,706,421	0	616,239,502	84,743,686	11,069,508		712,052,696
78	当期経常増減額	△302,465,425	△8,706,421	323,699,492	12,527,646	8,431,707	0		20,959,353
79	2. 経常外増減の部								
80	(1) 経常外収益								
81	過年度修正益	0	0	0	0	0	0		0
82	経常外収益計	0	0	0	0	0	0		0
83	(2) 経常外費用								
84	過年度修正損	1,472	0	0	1,472	6,038	0		7,510
85	経常外費用計	1,472	0	0	1,472	6,038	0		7,510
86	当期経常外増減額	△1,472	0	0	△1,472	△6,038	0		△7,510
87	他会計振替額	0	0	3,543,724	3,543,724	△3,543,724	0		0
88	当期一般正味財産増減額	△302,466,897	△8,706,421	327,243,216	16,069,898	4,881,945	0		20,951,843
89	一般正味財産期首残高	0	0	57,122,626	57,122,626	56,950,610	1,000,000		115,073,236
90	一般正味財産期末残高	△302,466,897	△8,706,421	384,365,842	73,192,524	61,832,555	1,000,000		136,025,079
91	Ⅱ 指定正味財産増減の部								
92	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0		0
93	指定正味財産期首残高	0	0	101,000,000	101,000,000	0	0		101,000,000
94	指定正味財産期末残高	0	0	101,000,000	101,000,000	0	0		101,000,000
95	Ⅲ 正味財産期末残高	△302,466,897	△8,706,421	485,365,842	174,192,524	61,832,555	1,000,000		237,025,079

3 財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

平成25年度事業から「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・移動平均法に基づく原価法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・職員の退職給付の支給に備えるため、期末自己都合支給額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 会計方針の変更

該当なし。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	101,000,000	0	0	101,000,000
小 計	101,000,000	0	0	101,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	89,155,314	13,520,000	0	102,675,314
小 計	89,155,314	13,520,000	0	102,675,314
合 計	190,155,314	13,520,000	0	203,675,314

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産				
定期預金	101,000,000	(101,000,000)	—	—
小 計	101,000,000	(101,000,000)	—	—
特定資産				
退職給付引当資産	102,675,314	—	—	(102,675,314)
小 計	102,675,314	—	—	(102,675,314)
合 計	203,675,314	(101,000,000)	—	(102,675,314)

6. 担保に供している資産
該当なし
7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
貸倒引当金なし
9. 債務保証等の偶発債務
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
該当なし
12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当なし
13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当なし
14. 関連当事者との取引内容
該当なし
15. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
大規模法人に該当しないため、キャッシュ・フロー計算書の作成義務なし
16. 重要な後発事象
該当なし

4 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	101,000,000	0	0	101,000,000
小 計	101,000,000	0	0	101,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	89,155,314	13,520,000	0	102,675,314
小 計	89,155,314	13,520,000	0	102,675,314
合 計	190,155,314	13,520,000	0	203,675,314

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付 引当金	89,155,314	13,520,000	0	0	102,675,314
合 計	89,155,314	13,520,000	0	0	102,675,314

5 財産目録

平成31年3月31日現在
(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金	14,453,812
	普通預金			98,918,432
		あいち中央農協 本店	運転資金	7,270,107
		あいち中央農協 本店	運転資金	30,227,153
		あいち中央農協 本店	運転資金	48,583,643
		あいち中央農協 本店	運転資金	7,496,912
		あいち中央農協 本店	運転資金	5,340,617
	定期預金	あいち中央農協 本店	運転資金	80,000,000
	未収金			17,341,459
		安城市	入園料、委託料の未収分（公益目的事業）	8,773,320
		(株)ネクスト等テナント	運営協力金等の未収分（公益目的事業）	3,194,497
(流動負債)		i・JTB・セブンネット等旅行社	入園料・教室講座受講料の未収分（公益目的事業）	3,454,649
		トヨタファイナンス等	自販機・物販等の未収分（収益事業）	1,918,993
	仮払金	(株)ネクスト	安城市職員互助会	600
	商品			3,934,628
		販売用商品	在庫（収益事業）	3,372,360
		体験用商品	在庫（公益事業）	562,268
	貯蔵品	収入印紙・切手	公益目的事業	177,360
	流動資産合計			214,826,291
	(固定資産)			
	基本財産			101,000,000
	定期預金	あいち中央農協 本店	公益目的事業の保有財産	101,000,000
	特定資産			102,675,314
	退職給付引当資産	定期預金		102,675,314
		あいち中央農協 本店	退職給付引当金に見合う引当資産	89,204,374
		碧海信用金庫 本店	退職給付引当金に見合う引当資産	13,470,940
	固定資産合計			203,675,314
	資産合計			418,501,605
	未払金			72,028,984
		深津園芸株式会社等	施設保守点検業務委託等の未払金（公益目的事業）	56,947,265
		(株)ワック、(株)ハンズプロ等	商品仕入れ、企画展等の未払金（収益事業）	14,260,197
		(株)ネクスト等	共通商品券利用分等の未払金（法人会計）	821,522
	預り金			6,725,559
		職員、臨時職員等	所得税・社会保険料等	4,983,059
		施設利用者等	共通商品券	1,742,500
	仮受金	(株)ネクスト、(有)安城の郷	旅行社からの売掛金の預かり等	46,669
	流動負債合計			78,801,212
	(固定負債)			
	退職給付引当金		職員の退職金支払いに備えたもの	102,675,314
	固定負債合計			102,675,314
	負債合計			181,476,526
	正味財産			237,025,079

監 査 報 告 書

平成31年4月25日

公益財団法人安城都市農業振興協会
理事長 神 谷 学 様

公益財団法人安城都市農業振興協会

監 事 加 藤 新 一

監 事 早 川 智 光

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会等の会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

ア 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和元年度

事業計画書

及び

収支予算書

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

公益財団法人安城都市農業振興協会

令和元年度公益財団法人安城都市農業振興協会事業計画書

1 はじめに

公益財団法人安城都市農業振興協会（以下「協会」という。）は、安城市の貴重な観光資源であるデンパークを運営するに当たり、四季を通じた花とみどりの充実、市民の参加、交流を促す各種イベントの開催や体験講座の充実及び安城市が目指す「健幸都市」実現に関連する施策の一端を担うなど、行政と連携し、地域社会に貢献するという使命感を持って取り組んでまいりました。

本年度は、デンパークの主要施設である花の大温室が耐震及び空調改修等の工事により長期間閉鎖するため、入園者や直営店の閉鎖に伴う収益の落ち込みが懸念されますが、それを補うべく新たな事業を展開するとともに、ジャブジャブ池のリニューアルといった新たな経営資源を最大限活用することにより、幅広い世代の方々にとって魅力溢れる公園となるよう職員一同一丸となって取り組んでまいります。

2 運営方針

（１）全般

新たに設定した長期ビジョン「楽しく心豊かに過ごせるみんなのデンパーク」を目指して、第５次中期計画の初年度としての事業を展開します。

（２）花とみどり

花の大温室担当の人員を屋外花壇や劣化エリアの改修に投入し、デンパークの植栽の魅力を一層と向上させます。また、植物ガイドや園芸講座を積極的に開催し、花とみどりの魅力を伝えます。

（３）イベント企画

四季イベント開催に加え、水あそび場としてリニューアルするジャブジャブ池を活用したイベントを開催し、夏季入園者の獲得に取り組みます。また、企業・各種団体が行う周年・福利厚生イベント等を積極的に誘致します。

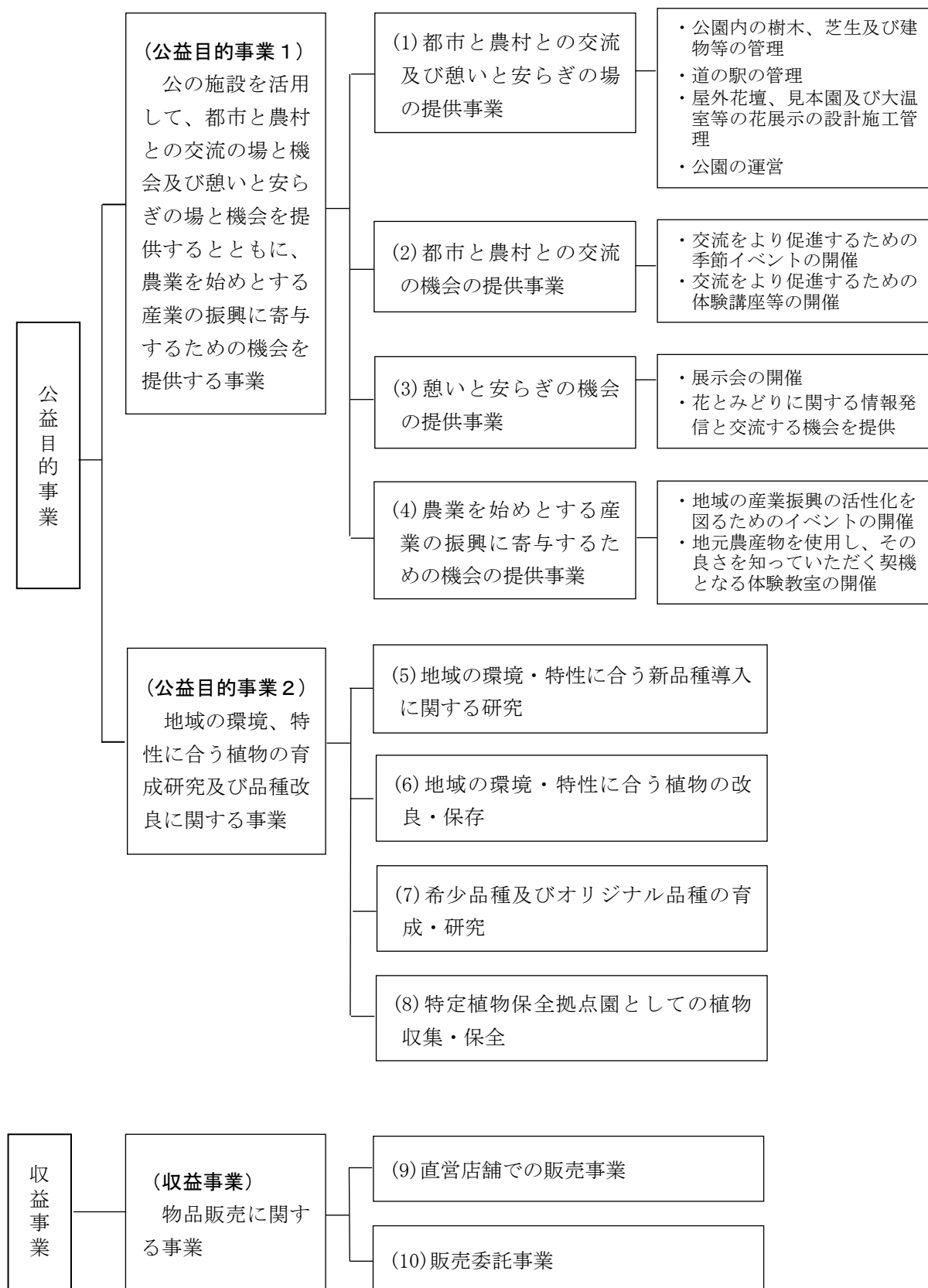
（４）体験教室

お客様のニーズを捉えた魅力あるアウトドア体験教室を新たに提供するとともに、子ども用屋内遊戯施設「あそボ～ネ」の利用促進に取り組みます。

（５）物品販売

花の大温室改修に併せて閉店する直営店舗の売り上げ減を補うために、ブランド力のある企画展に合わせたグッズの販売やデンパークの自然を活用した屋外型恐竜展示「ディノランド」を通年開催することにより、売上及び手数料収入の増加に取り組みます。

3 事業体系図



4 事業別計画書

(1) 都市と農村との交流及び憩いと安らぎの場の提供事業(公益目的事業1)

目 的		指定管理者として受託した安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城を広く市民に提供し、都市と農村との交流及び憩いと安らぎの場を安定的に確保して、潤いとゆとりのある快適な社会環境を体感、体験することによって、地域社会の健全な発展を目指す。
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり
公園内の樹木、芝生及び建物等の管理	緑地係	・ <u>植物エリアの計画的な改修 1箇所(サマースノーボーダー)</u>
		・ 植物名のラベル作成、取付け(年間100枚) ・ 品種不明植物の調査及びラベル作成、取付け(年間20枚)
	施設係	・ 施設の保守点検、樹木及び芝生の適正維持管理等
		・ 建物及び設備の老朽化対策 <u>花の大温室耐震改修等工事及び園路改修工事に係る工程等の調整及び安全対策</u> <u>トイレ洋式化及び中水配管設備強化の推進</u>
		・ <u>正面ゲート及び道の駅周辺エリア等の樹木保全(高木剪定)</u> ・ <u>ジャブジャブ池水遊び場の維持管理</u>
道の駅の管理	施設係	・ 施設の保守点検等
屋外花壇、見本園及び大温室等の花展示の設計施工管理	緑地係	【見本園の管理】 ・ 見本園(ナシ、ギボウシ、カンナ等)の維持管理 ・ トピアリーの作成管理
		【花の大温室でのフラワーショーの開催】 ・ <u>アーリーサマーフラワーショー</u> 4/ 8～ 5/ 6 ・ <u>花の大温室閉鎖</u> 5/ 7～ 3/13 ・ <u>リニューアルフラワーショー</u> 2020/3/14～ 6/ 1 ・ <u>ガーデンルームの企画展示等(3回)</u> 華やかな春のツバキ展 2019/3/16～ 4/15 エキウム展 4/20～ 5/ 6 シークレットガーデン 2020/3/15～ 4/13
		・ 植物の見ごろに合わせた植物情報の提供 見ごろの植物説明パネル設置: 50回(内新規設置10回)
		・ 花壇や温室展示のコンセプトを伝える現地表示 屋外花壇: 9回、温室5回
公園の運営	運営企画係	・ <u>デンパーク公式ウェブサイトのリニューアル</u> デザイン性、機能性に優れたウェブサイトへ更新
		・ 広告宣伝方法の見直し(愛知県内全域をカバーできるPR方法) 新聞折込広告中心から情報誌等への転換
		・ <u>多言語案内マップ試作</u> 外国人来園者増加に伴い、案内マップの多言語版を作成
		・ <u>入園業務全般のIT化推進</u> チケット発券から売上集計まで一連業務のシステム化調査
	事業係	・ 企業、各種団体の積極的な誘致 企業等の周年・福利厚生イベント及び展示会等での利用を提案
	事業係	・ <u>子ども用屋内遊戯施設「あそぼ～ネ」の運営</u> 公園の開園時間に合わせた利用時間の延長

(2) 都市と農村との交流の機会の提供事業(公益目的事業1)

目 的		安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城を活用し、都市農業の振興と市民園芸の普及のための各種事業を提供することにより、都市と農村との交流の機会の充実を図り、潤いとゆとりのある快適な社会環境の体感、体験を通して、地域社会の健全な発展を目指す。
区 分	担 当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり
交流をより促進するための季節イベントの開催	運営企画係	【四季イベントの開催】 ・フラワーフェスティバル 4/ 1～ 5/26 目標集客：137,000人 ・サマーフェスティバル 7/13～ 9/ 1 目標集客： 67,800人 (早朝ハスマつり 7/13～15 目標集客： 4,500人含む) ・秋穫祭 9/14～11/ 4 目標集客：110,600人 (仲秋のあかり祭 9/21～23 目標集客：18,000人含む) ・ウインターフェスティバル 11/23～ 1/27 目標集客：117,900人 ・フラワーフェスティバル 3/14～ 3/31 目標集客： 45,300人 【各種コンテストの開催】 ・第21回ガーデニングコンテスト 5/22～6/2 目標応募数： 80点 ・第14回フォトコンテスト 目標応募数： 300点 ・四季を詠む俳句コンテスト 目標応募数：1,500点 【その他イベント】 ・メーデーフェスタ 5月 ・田んぼアート鑑賞会(無料開園) 7月 ・安城市民デンパーク駅伝(無料開園) 2月 ・桜まつり(夜間無料開園・半場川陽光桜) 3月 ・<u>恋人の聖地を活かしたイベントの企画立案</u>
	事業係	・定例講座の開催 平日集客に寄与する、新講座開催及び新規受講者獲得 <u>自然を活用したアウトドア体験講座(ツリークライミング、バーベキュー等)の開催</u>
交流をより促進するための体験講座等の開催	運営企画係・緑地係	・<u>幼児、児童向けの体験プログラム及びイベントの立案・試行</u> あそぼ～ネで親子で楽しめる機会を提供 ・<u>花とみどりで囲まれたエリアで期間限定の飲食ゾーン</u>の設置
	緑地係	・団体(学校、企業及び公共施設等)へ向けた緑化指導

(3) 憩いと安らぎの機会の提供事業(公益目的事業1)

目 的		安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城を活用し、花とみどりとふれあいなど自然に親しむことにより、憩いと安らぎの機会を安定的に確保して、潤いとゆとりのある快適な社会環境の体感を通して、地域社会の健全な発展を目指す。
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり
展示会の開催	運営企画係	・4月 春の山野草展 自閉症の子供を応援する展示会（NPO法人主催） ・11月 菊花展 ・1月 新春ハンギングバスケット作品展 ・2月 フォトコンテスト優秀作品展
花とみどりに関する情報発信と交流する機会を提供	運営企画係・緑地係	・ <u>クリスマスガーデンニングコンテストの企画</u>
	事業係緑地係	・ <u>初心者向け園芸講座の試行</u>
	緑地係	・ <u>園内植物ガイドの実施方法を立案・試行</u>
		・<u>珍しい植物・話題性のある植物の展示を企画</u> ・<u>子どもを対象とした園芸講座及び教育プログラムの実施 4回</u> 園内多種植物を教材に園芸や植物に関する知識を教育

(4) 農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会の提供事業(公益目的事業1)

目 的		安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城を活用し、農業を始めとする地元産業の振興に寄与するための機会を提供することにより、地域社会の健全な発展を目指す。
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり
地域の産業振興の活性化を図るためのイベントの開催	運営企画係他	・4月 地元園芸農家によるフラワーマーケット開催
		・5月 西三河地域を中心とした食と雑貨のイベント開催 労働組合(連合愛知メーデーフェスタ)家族ふれあいイベント開催
		・10月 西三河地域を中心とした食と雑貨のイベント開催
		・ <u>10～11月 (仮称) デンパーク花フェスタ開催</u>
		・11月 J Aまつり共催
		・2月～3月 安城農林高等学校実習梅園一般公開の開催
		・ <u>地元企業製品の展示会</u> 企業の新製品や新技術を宣伝する場の提供

(4) 次ページへ

区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり
地元農産物を使用し、その良さを知っていただく契機となる体験教室の開催	事業係	【通年開催】 ・ 県内産の豚肉を使ったソーセージ体験教室の開催 目標体験者数：5,500人 ・ 県内産小麦粉を使ったクッキー作り体験教室の開催 目標体験者数：10,000人 ・ 県内産の豚肉を使ったソーセージ入りパン作り体験教室の開催 目標体験者数：9,000人
		【随時開催】 ・ 当日募集型「お手軽ソーセージ体験教室」の開催 目標体験者数：500人 ・ 四季イベントに連動した「期間限定クッキー作り体験教室」の開催 目標体験者数：2,000人 ・ <u>地元の農産物を使った体験教室の開催</u> 目標体験者数：50人 ・ <u>地元栽培農家を講師とした園芸教室の開催</u> 目標体験者数：100人

(5)～(8) 植物の育成と研究事業（公益目的事業2）

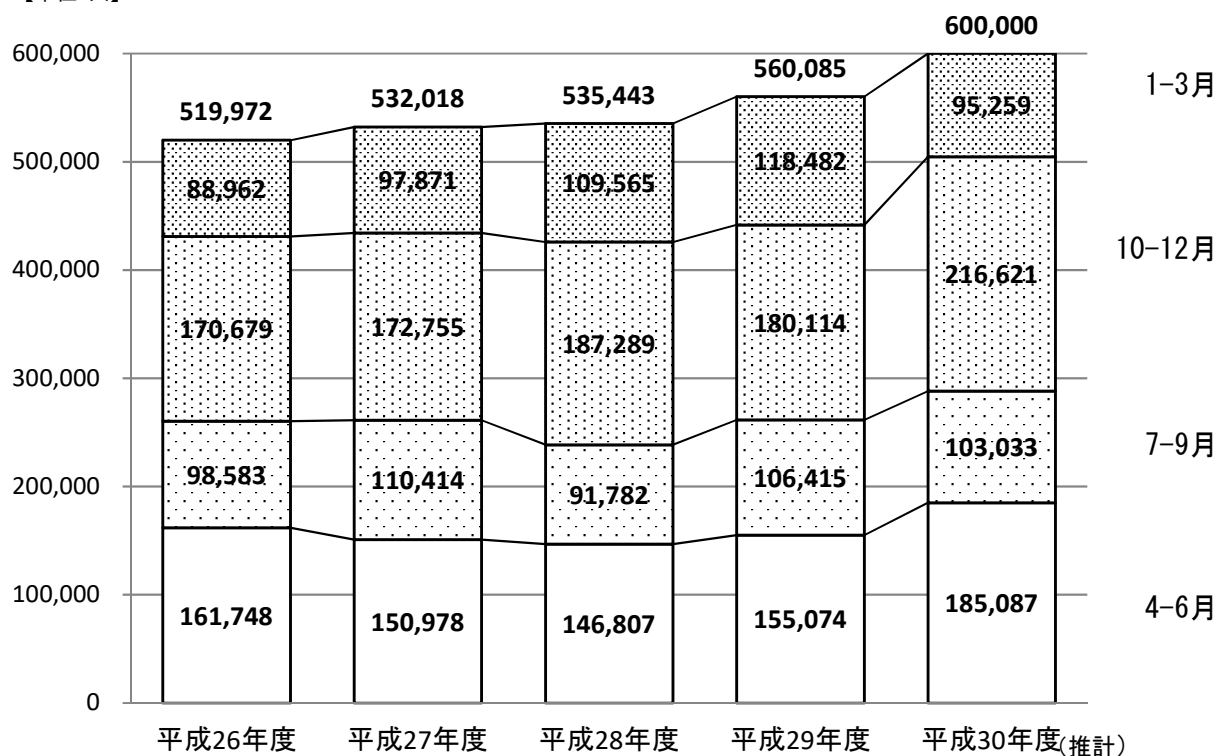
目 的		市民園芸の普及を図り、花とみどりのまちづくりに資するため、また、農業の振興に寄与するために、地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業を実施することにより、地域社会の健全な発展を目指す。
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり
地域の環境・特性に合う新品種導入に関する研究	緑地係	・ <u>新品種への取り組み・公開</u> 新品種を5品種選定し育成。環境適応する植物を公開
地域の環境・特性に合う植物の改良・保存		・ <u>デンパークで植栽実績のある優良品種のうち、樹木に関する情報をまとめ、公開方法を検討</u>
希少品種及びオリジナル品種の育成・研究		・ エキウムの育種、ブルーアマリリス及びショクダイオオコンニャクの育成と開花調査
特定植物保全拠点園としての植物収集・保全		・ 特定植物保全拠点園としてサルビア属、ガマズミ属、ヒイラギナンテン属、ギボウシ属の収集、保全及び展示

(9) (10) 物品販売に関する事業（収益事業）

目 的		デンパーク内の施設を最大限に生かし、多様な利用者のニーズに応えるため、直営店舗、自動販売機、販売委託(移動販売事業者)、催事企画による販売などデンパークの魅力を高める収益事業を実施する。実施にあたっては、「買う楽しさ」の場を提供することで、入園者の増加にもつながる事業とする。
区 分	担当	主な計画や取組等 ※新たな取組には下線あり
直営店舗での販売事業	事業係	・ <u>花の大温室耐震補強等工事に合わせた既存店舗の閉店及びリニューアル後の新店舗オープンの準備</u>
販売委託事業		・ 催事企画による販売 魅力ある催事企画により販売収入及び入園者数の増加を図る (「不思議の国のアリス展」、「猫のダヤン展」等を計画)
		・ <u>長期間開催の屋外催事による販売</u> 不思議の森で開催する屋外型恐竜展示「ディノランド」の管理運営を行い、収益と集客の向上を図る
		・ <u>ジャブジャブ池周辺でウォーターパークを開催 (7月～8月)</u> 夏季集客対策
		・ <u>販売委託(移動販売事業者・出店等)による販売</u> 出店場所を風車の広場エリアやクラブハウス周辺および花木園エリアへ変更。マルシェ形式の出店方法により販売手数料のみでなく入園者の増加も図る
		・ <u>飲食など新分野進出の研究</u> 来園者ニーズが高いグルメを充実させるべく飲食経営手法を調査、研究
		・ 自動販売機による飲食物等の販売 設置事業者の見直しにより収益の向上を図るとともに、飲食物等の売切れによる機会損失を防ぐため、設置事業者と集客予測及びイベント情報の共有を図る

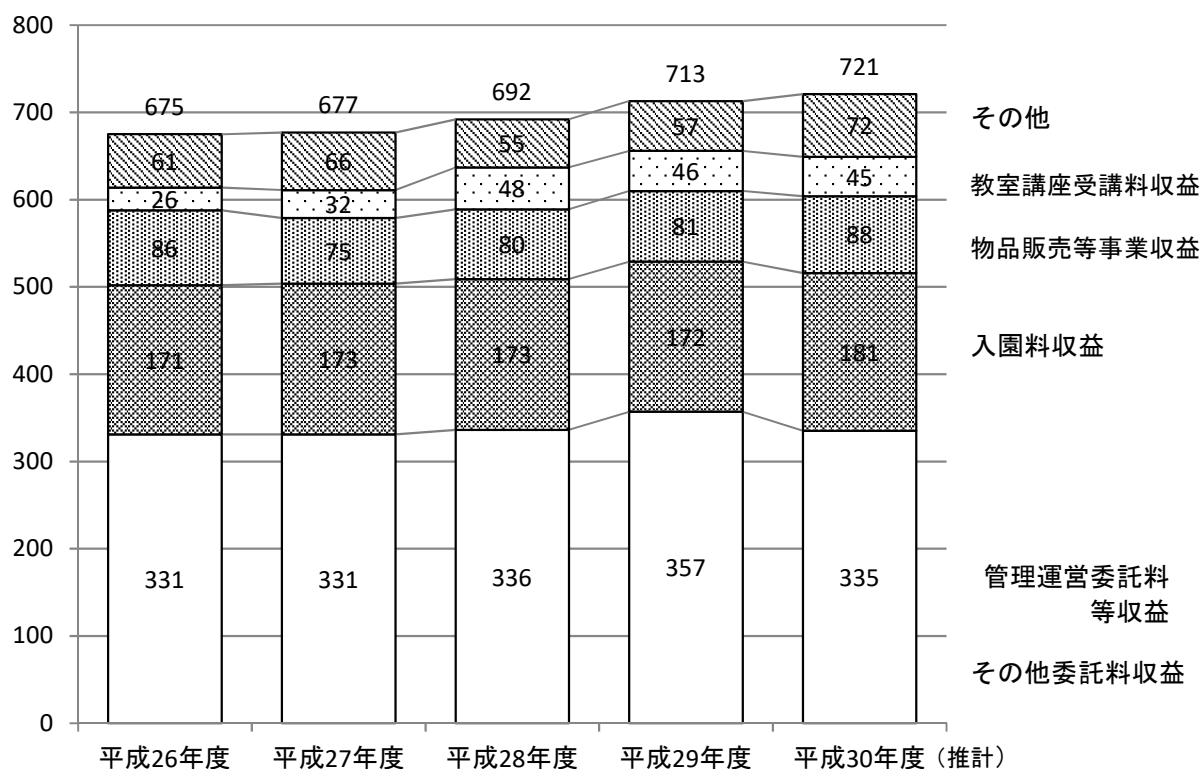
5 諸実績の推移（平成30年度は推計）

【単位：人】



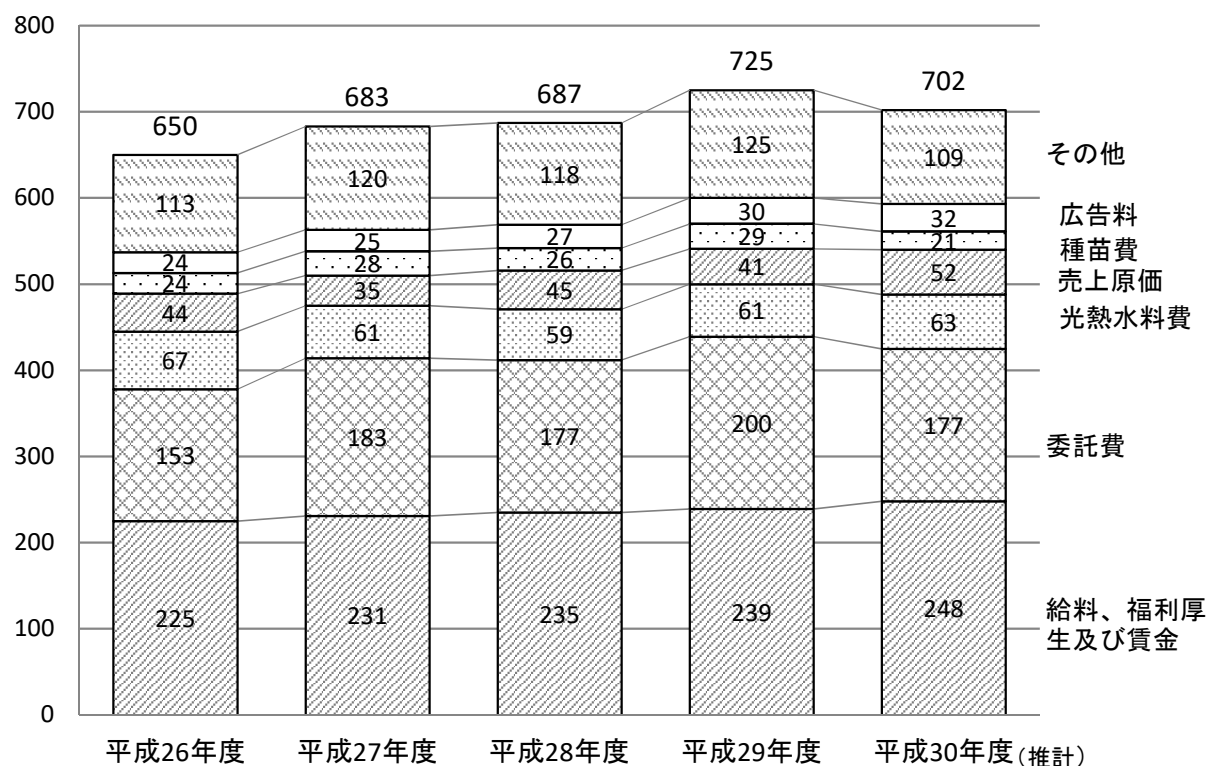
入園者数の推移(直近5年間)

【単位：百万円】



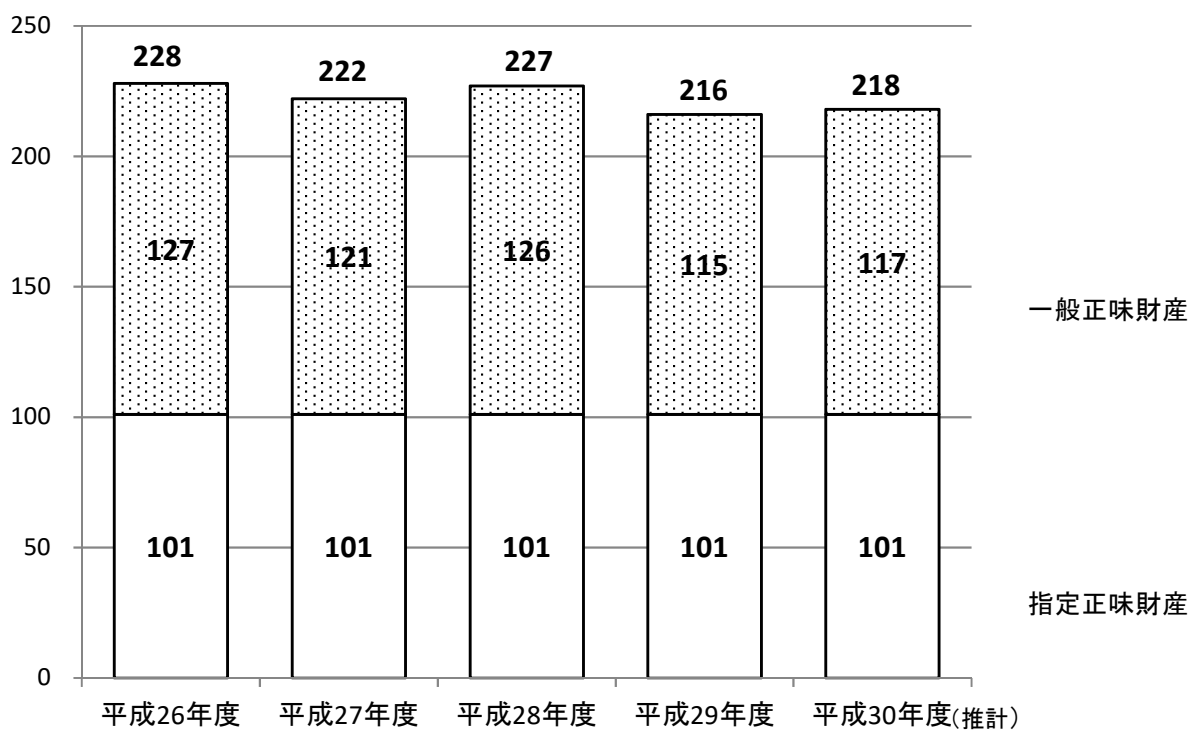
経常収益の推移(直近5年間)

【単位:百万円】



経常費用の推移(直近5年間)

【単位:百万円】



正味財産期末残高の推移(直近5年間)

令和元年度公益財団法人安城都市農業振興協会収支予算書

〔平成31年4月1日から令和2年3月31日まで〕

(単位:円)

	科 目	予 算 額 (A)	前年度 予算額(B)	増 減 (A)-(B)	備 考
1	I 一般正味財産増減の部				
2	1 経常増減の部				
3	(1)経常収益				
4	①基本財産運用益	112,000	130,000	△ 18,000	
5	基本財産受取利息	112,000	130,000	△ 18,000	
6	②特定資産運用益	100,000	111,000	△ 11,000	
7	特定資産受取利息	100,000	111,000	△ 11,000	
8	③事業収益	634,044,000	667,359,000	△ 33,315,000	
9	管理運営委託料等収益	329,180,000	331,769,000	△ 2,589,000	
10	指定管理料収益	329,180,000	331,769,000	△ 2,589,000	
11	施設利用等収益	212,144,000	204,520,000	7,624,000	
12	入園料収益	179,000,000	178,000,000	1,000,000	
13	研修室等利用料収益	2,290,000	2,220,000	70,000	
14	遊戯施設利用料収益	30,854,000	24,300,000	6,554,000	
15	教室講座受講料収益	43,650,000	50,000,000	△ 6,350,000	
16	教室講座受講料収益	43,650,000	50,000,000	△ 6,350,000	
17	物品販売等事業収益	49,070,000	81,070,000	△ 32,000,000	
18	販売事業収益	29,000,000	66,000,000	△ 37,000,000	
19	販売委託等事業収益	20,000,000	15,000,000	5,000,000	
20	雑収益	70,000	70,000	0	
21	④運営協力金等収益	14,400,000	15,400,000	△ 1,000,000	
22	テナント運営協力金収益	14,000,000	15,000,000	△ 1,000,000	
23	その他協力金収益	400,000	400,000	0	
24	⑤雑収益	24,500,000	25,000,000	△ 500,000	
25	雑収益	24,500,000	25,000,000	△ 500,000	
26	経常収益計	673,156,000	708,000,000	△ 34,844,000	

	科 目	予 算 額 (A)	前年度 予算額(B)	増 減 (A)-(B)	備 考
27	(2)經常費用				
28	①事業費	659,755,000	695,822,000	△ 36,067,000	
29	諸謝金	2,370,000	2,650,000	△ 280,000	
30	給料手当	135,200,000	129,057,000	6,143,000	
31	福利厚生費	29,075,000	28,649,000	426,000	
32	臨時雇賃金	78,283,000	85,300,000	△ 7,017,000	
33	被服費	1,490,000	1,240,000	250,000	
34	旅費交通費	537,000	387,000	150,000	
35	消耗品費	12,610,000	10,730,000	1,880,000	
36	消耗器具備品費	0	263,000	△ 263,000	
37	光熱水料費	62,040,000	63,240,000	△ 1,200,000	
38	燃料費	1,200,000	1,200,000	0	
39	原材料費	21,070,000	22,020,000	△ 950,000	
40	肥料農薬費	1,003,000	778,000	225,000	
41	種苗費	17,000,000	23,650,000	△ 6,650,000	
42	印刷製本費	8,240,000	8,709,000	△ 469,000	
43	通信運搬費	1,880,000	1,860,000	20,000	
44	保険料	1,036,000	990,000	46,000	
45	広告料	24,252,000	24,252,000	0	
46	手数料	1,730,000	2,024,000	△ 294,000	
47	委託費	169,890,000	172,761,000	△ 2,871,000	
48	修繕費	14,890,000	14,390,000	500,000	
49	使用料及び賃借料	5,089,000	6,788,000	△ 1,699,000	
50	租税公課	24,828,000	23,820,000	1,008,000	
51	負担金	11,342,000	11,543,000	△ 201,000	
52	退職給付費用	9,730,000	13,151,000	△ 3,421,000	
53	商品仕入費	24,800,000	46,200,000	△ 21,400,000	
54	雑費	170,000	170,000	0	

	科 目	予 算 額 (A)	前年度 予算額(B)	増 減 (A)-(B)	備 考
55	②管理費	13,401,000	12,178,000	1,223,000	
56	役員報酬	450,000	450,000	0	
57	諸謝金	410,000	410,000	0	
58	給料手当	4,522,000	4,326,000	196,000	
59	福利厚生費	2,431,000	2,889,000	△ 458,000	
60	被服費	50,000	50,000	0	
61	旅費交通費	36,000	29,000	7,000	
62	交際費	20,000	19,000	1,000	
63	消耗品費	171,000	171,000	0	
64	消耗器具備品費	0	357,000	△ 357,000	
65	印刷製本費	4,000	11,000	△ 7,000	
66	通信運搬費	20,000	20,000	0	
67	保険料	89,000	105,000	△ 16,000	
68	手数料	140,000	85,000	55,000	
69	委託費	3,006,000	1,110,000	1,896,000	
70	使用料及び賃借料	525,000	520,000	5,000	
71	租税公課	4,000	4,000	0	
72	負担金	1,253,000	1,253,000	0	
73	退職給付費用	270,000	369,000	△ 99,000	
74	経常費用計	673,156,000	708,000,000	△ 34,844,000	
75	当期経常増減額	0	0	0	
76	2 経常外増減の部				
77	(1)経常外収益				
78	経常外収益計	0	0	0	
79	(2)経常外費用				
80	経常外費用計	0	0	0	
81	当期経常外増減額	0	0	0	
82	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	
83	当期一般正味財産増減額	0	0	0	
84	一般正味財産期首残高	115,073,236	126,796,010	△ 11,722,774	
85	一般正味財産期末残高	115,073,236	126,796,010	△ 11,722,774	
86	Ⅱ 指定正味財産増減の部				
87	当期指定正味財産増減額	0	0	0	
88	指定正味財産期首残高	101,000,000	101,000,000	0	
89	指定正味財産期末残高	101,000,000	101,000,000	0	
90	Ⅲ 正味財産期末残高	216,073,236	227,796,010	△ 11,722,774	

令和元年度公益財団法人安城都市農業振興協会収支予算書(内訳表)

[平成31年4月1日から令和2年3月31日まで]

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業会計	法人会計	31年度予算額計	前年度予算額	差額
	公益目的事業1	公益目的事業2	共通	小計					
I 一般正味財産増減の部									
1 経常増減の部									
(1)経常収益									
①基本財産運用益	112,000	0	0	112,000	0	0	112,000	130,000	△ 18,000
基本財産受取利息	112,000	0	0	112,000	0	0	112,000	130,000	△ 18,000
②特定資産運用益	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000	111,000	△ 11,000
特定資産受取利息	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000	111,000	△ 11,000
③事業収益	255,794,000	0	315,779,000	571,573,000	49,070,000	13,401,000	634,044,000	667,359,000	△ 33,315,000
管理運営委託料等収益	0	0	315,779,000	315,779,000	0	13,401,000	329,180,000	331,769,000	△ 2,589,000
指定管理料収益	0	0	315,779,000	315,779,000	0	13,401,000	329,180,000	331,769,000	△ 2,589,000
施設利用等収益	212,144,000	0	0	212,144,000	0	0	212,144,000	204,520,000	7,624,000
入園料収益	179,000,000	0	0	179,000,000	0	0	179,000,000	178,000,000	1,000,000
研修室等利用料収益	2,290,000	0	0	2,290,000	0	0	2,290,000	2,220,000	70,000
遊戯施設利用料収益	30,854,000	0	0	30,854,000	0	0	30,854,000	24,300,000	6,554,000
教室講座受講料収益	43,650,000	0	0	43,650,000	0	0	43,650,000	50,000,000	△ 6,350,000
教室講座受講料収益	43,650,000	0	0	43,650,000	0	0	43,650,000	50,000,000	△ 6,350,000
物品販売等事業収益	0	0	0	0	49,070,000	0	49,070,000	81,070,000	△ 32,000,000
販売事業収益	0	0	0	0	29,000,000	0	29,000,000	66,000,000	△ 37,000,000
販売委託等事業収益	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	15,000,000	5,000,000
雑収益	0	0	0	0	70,000	0	70,000	70,000	0
④運営協力金等収益	14,400,000	0	0	14,400,000	0	0	14,400,000	15,400,000	△ 1,000,000
テナント運営協力金収益	14,000,000	0	0	14,000,000	0	0	14,000,000	15,000,000	△ 1,000,000
その他協力金収益	400,000	0	0	400,000	0	0	400,000	400,000	0
⑤雑収益	24,500,000	0	0	24,500,000	0	0	24,500,000	25,000,000	△ 500,000
雑収益	24,500,000	0	0	24,500,000	0	0	24,500,000	25,000,000	△ 500,000
経常収益計	294,906,000	0	315,779,000	610,685,000	49,070,000	13,401,000	673,156,000	708,000,000	△ 34,844,000

	科 目	公益目的事業会計				収益事業会計	法人会計	31年度予算額計	前年度予算額	差額
		公益目的事業1	公益目的事業2	共通	小計					
27	(2)経常費用									
28	①事業費	602,038,000	8,647,000	0	610,685,000	49,070,000	0	659,755,000	695,822,000	△ 36,067,000
29	諸謝金	2,370,000	0	0	2,370,000	0	0	2,370,000	2,650,000	△ 280,000
30	給料手当	124,626,000	3,813,000	0	128,439,000	6,761,000	0	135,200,000	129,057,000	6,143,000
31	福利厚生費	26,121,000	721,000	0	26,842,000	2,233,000	0	29,075,000	28,649,000	426,000
32	臨時雇賃金	65,784,000	2,320,000	0	68,104,000	10,179,000	0	78,283,000	85,300,000	△ 7,017,000
33	被服費	1,490,000	0	0	1,490,000	0	0	1,490,000	1,240,000	250,000
34	旅費交通費	400,000	38,000	0	438,000	99,000	0	537,000	387,000	150,000
35	消耗品費	12,041,000	69,000	0	12,110,000	500,000	0	12,610,000	10,730,000	1,880,000
36	消耗器具備品費	0	0	0	0	0	0	0	263,000	△ 263,000
37	光熱水料費	61,000,000	40,000	0	61,040,000	1,000,000	0	62,040,000	63,240,000	△ 1,200,000
38	燃料費	1,120,000	80,000	0	1,200,000	0	0	1,200,000	1,200,000	0
39	原材料費	20,770,000	300,000	0	21,070,000	0	0	21,070,000	22,020,000	△ 950,000
40	肥料農薬費	932,000	71,000	0	1,003,000	0	0	1,003,000	778,000	225,000
41	種苗費	16,940,000	60,000	0	17,000,000	0	0	17,000,000	23,650,000	△ 6,650,000
42	印刷製本費	8,240,000	0	0	8,240,000	0	0	8,240,000	8,709,000	△ 469,000
43	通信運搬費	1,720,000	10,000	0	1,730,000	150,000	0	1,880,000	1,860,000	20,000
44	保険料	976,000	0	0	976,000	60,000	0	1,036,000	990,000	46,000
45	広告料	24,252,000	0	0	24,252,000	0	0	24,252,000	24,252,000	0
46	手数料	1,402,000	0	0	1,402,000	328,000	0	1,730,000	2,024,000	△ 294,000
47	委託費	169,580,000	180,000	0	169,760,000	130,000	0	169,890,000	172,761,000	△ 2,871,000
48	修繕費	14,790,000	0	0	14,790,000	100,000	0	14,890,000	14,390,000	500,000
49	使用料及び賃借料	4,829,000	0	0	4,829,000	260,000	0	5,089,000	6,788,000	△ 1,699,000
50	租税公課	22,828,000	0	0	22,828,000	2,000,000	0	24,828,000	23,820,000	1,008,000
51	負担金	11,307,000	35,000	0	11,342,000	0	0	11,342,000	11,543,000	△ 201,000

	科 目	公益目的事業会計				収益事業会計	法人会計	31年度予算額計	前年度予算額	差額
		公益目的事業1	公益目的事業2	共通	小計					
52	退職給付費用	8,370,000	910,000	0	9,280,000	450,000	0	9,730,000	13,151,000	△ 3,421,000
53	商品仕入費	0	0	0	0	24,800,000	0	24,800,000	46,200,000	△ 21,400,000
54	雑費	150,000	0	0	150,000	20,000	0	170,000	170,000	0
55	②管理費	0	0	0	0	0	13,401,000	13,401,000	12,178,000	1,223,000
56	役員報酬	0	0	0	0	0	450,000	450,000	450,000	0
57	諸謝金	0	0	0	0	0	410,000	410,000	410,000	0
58	給料手当	0	0	0	0	0	4,522,000	4,522,000	4,326,000	196,000
59	福利厚生費	0	0	0	0	0	2,431,000	2,431,000	2,889,000	△ 458,000
60	被服費	0	0	0	0	0	50,000	50,000	50,000	0
61	旅費交通費	0	0	0	0	0	36,000	36,000	29,000	7,000
62	交際費	0	0	0	0	0	20,000	20,000	19,000	1,000
63	消耗品費	0	0	0	0	0	171,000	171,000	171,000	0
64	消耗器具備品費	0	0	0	0	0	0	0	357,000	△ 357,000
65	印刷製本費	0	0	0	0	0	4,000	4,000	11,000	△ 7,000
66	通信運搬費	0	0	0	0	0	20,000	20,000	20,000	0
67	保険料	0	0	0	0	0	89,000	89,000	105,000	△ 16,000
68	手数料	0	0	0	0	0	140,000	140,000	85,000	55,000
69	委託費	0	0	0	0	0	3,006,000	3,006,000	1,110,000	1,896,000
70	使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	525,000	525,000	520,000	5,000
71	租税公課	0	0	0	0	0	4,000	4,000	4,000	0
72	負担金	0	0	0	0	0	1,253,000	1,253,000	1,253,000	0
73	退職給付費用	0	0	0	0	0	270,000	270,000	369,000	△ 99,000
74	経常費用計	602,038,000	8,647,000	0	610,685,000	49,070,000	13,401,000	673,156,000	708,000,000	△ 34,844,000
75	当期経常増減額	△ 307,132,000	△ 8,647,000	315,779,000	0	0	0	0	0	0

科 目	公益目的事業会計				収益事業会計	法人会計	31年度予算額計	前年度予算額	差額
	公益目的事業1	公益目的事業2	共通	小計					
76 2 経常外増減の部									
77 (1)経常外収益									
78 経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79 (2)経常外費用									
80 経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81 当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82 他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
83 税引前当期一般正味財産増減額	△ 307,132,000	△ 8,647,000	315,779,000	0	0	0	0	0	0
84 法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
85 当期一般正味財産増減額	△ 307,132,000	△ 8,647,000	315,779,000	0	0	0	0	0	0
86 一般正味財産期首残高	0	0	57,122,626	57,122,626	56,950,610	1,000,000	115,073,236	126,796,010	△ 11,722,774
87 一般正味財産期末残高	△ 307,132,000	△ 8,647,000	372,901,626	57,122,626	56,950,610	1,000,000	115,073,236	126,796,010	△ 11,722,774
88 II 指定正味財産増減の部									
89 一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90 当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
91 指定正味財産期首残高	0	0	101,000,000	101,000,000	0	0	101,000,000	101,000,000	0
92 指定正味財産期末残高	0	0	101,000,000	101,000,000	0	0	101,000,000	101,000,000	0
93 III 正味財産期末残高	△ 307,132,000	△ 8,647,000	473,901,626	158,122,626	56,950,610	1,000,000	216,073,236	227,796,010	△ 11,722,774

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1 資金調達の見込みについて

令和元年度中における資金調達の予定はありません。

2 設備投資の見込みについて

令和元年度中における設備投資の予定はありません。

報告第 8 号

公益財団法人安城市学校給食協会の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、公益財団法人安城市学校給食協会の平成 30 年度事業報告及び決算並びに令和元年度事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

安城市長 神 谷 学

経営状況報告書

平成30年度事業報告書及び決算報告書
令和元年度事業計画書及び収支予算書

公益財団法人安城市学校給食協会

目 次

1 平成30年度事業報告書及び決算報告書	1
2 令和元年度事業計画書及び収支予算書	25

平成30年度
事業報告書及び決算報告書

公益財団法人安城市学校給食協会

I 事業報告

1 協会の概要

本協会は、従前の安城市施設管理協会を給食に特化した法人とするため、平成27年4月に一般財団法人安城市学校給食協会として設立されました。

協会の目的は、安城市内の小・中学校、幼稚園、保育園における給食事業の実施及び給食調理に関連した食育事業を実施することにより、児童、生徒及び園児の健全な心身の発達並びに豊かな食生活の実現に寄与することで、そのための事業を実施してきました。

また、安城市の設置する施設の管理運営事業の一部を担当してきました。

平成29年4月には愛知県知事から公益財団法人の認可を受け、食育推進事業に積極的に取り組み、「子供たちに食べる楽しさと健康を届けたい」をモットーに、安全・安心でバランスのとれたおいしい給食を提供しています。

2 事業実施の総括

1 食育推進事業

子どもたちが様々な体験を通して、作る喜び、親子で食する楽しさ、作ってくれた人への感謝の気持ちを持ち、健全な食生活を送ることができるように事業を実施してきました。

児童、生徒及び園児の保護者を含め、多くの市民に学校給食の大切さ及び食育への理解と関心を高めていただくため、食育推進事業を実施し、ホームページで紹介してきました。

子どもたちが「給食をしっかりと食べる元気な子」になるように小学校4校、保育園4園で13回の「出前講座」を実施し、多くの人が愛情を込めて給食を作っていることを伝えました。

夏休みには、児童とその保護者を対象とした「親子給食調理教室」を青少年の家の料理実習室において4回開催し、31組62人に参加していただきました。

安城市内の6年生の児童を対象とした「給食に関する思い出の作文・絵画」の募集事業には、476点の応募がありました。優秀な作品を掲載した作品集を関係者に配布するとともにホームページに紹介しました。

学校給食に理解と関心を持ってもらうため、PTA、父母の会等の団体からの申出に応じて、施設見学及び給食の試食会を開催し、1,651人に参加していただきました。

地元農産物チンゲンサイの生産者の思いや、チンゲンサイを使用した給食の人気献立ビビンバのレシピを掲載した「食育通信」を各小中学校の教室に掲示していただき、地元食材の啓発に努めました。

今後も多くの方に関心を持っていただけるよう子どもたちの知育、徳育及び体育の基礎となる食育推進事業を継続していきます。

2 給食調理及び物資購入事業

給食調理業務、給食物資の購入事業及び施設管理業務を実施してまいりました。

学校給食衛生管理マニュアルを徹底することにより、安全・安心でバランスのとれたおいしい給食の提供に努めています。

平成30年度は北部、中部及び南部の3つの調理場において、1日当たり22,300食余の調理を行い、年間1,020百万円余の給食物資の購入を行いました。

3 安城市の設置する施設の管理運営事業

総合斎苑の受付業務及び市役所庁内印刷業務を実施しました。

併せて、給食に特化した法人を目指して、事業の縮小化を図りました。

3 理事会・評議員会等に関する事項

(1) 評議員会の開催

開催年月日	議事等の内容	備考
第1回 平成30年5月24日	第1号議案 平成29年度事業報告及び決算について	可決
第2回 平成31年3月18日	第2号議案 平成30年度補正予算（第1号）について 第3号議案 平成31年度事業計画及び収支予算について 第4号議案 安城市学校給食協会規則の一部改正について 第5号議案 安城市学校給食協会規程の一部改正について 第6号議案 安城市学校給食協会規程の制定について 第7号議案 重要な使用人の選任について	可決 可決 可決 可決 可決 可決

(2) 理事会の開催

開催年月日	議事等の内容	備考
第1回 平成30年5月9日	第1号議案 平成29年度事業報告及び決算について 第2号議案 平成30年度第1回評議員会の招集について	可決 可決
第2回 平成31年3月12日	第3号議案 平成30年度補正予算（第1号）について 第4号議案 平成31年度事業計画及び収支予算について 第5号議案 安城市学校給食協会規則の一部改正について 第6号議案 安城市学校給食協会規程の一部改正について 第7号議案 安城市学校給食協会規程の制定について 第8号議案 重要な使用人の選任について 第9号議案 平成30年度第2回評議員会の招集について	可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決

(3) 合同会議の開催

開催年月日	議事等の内容	備考
平成30年11月5日	議題 1 平成30年度予算執行状況について	了承
	議題 2 平成30年度食育推進事業実施状況について	了承
	議題 3 学校給食に関する作文及び絵画の入賞作品選定について	了承

(4) 監査の実施

実施年月日	議事等の内容	備考
平成30年5月1日	平成29年度決算監査	
平成30年10月4日	平成30年度予算執行中間監査	

4 事業実施

(1) 食育推進事業

① 食育の普及啓発事業

協会を広く市民に周知し、学校給食及び食育への関心を高めてもらうため、イメージキャラクター「あんきゅー」を活用したPR用品の配布や給食配送車への貼付などの啓発をしました。協会ホームページに給食メニューの写真紹介や給食の人気メニューと郷土料理のレシピを掲載したほか、栄養内容など給食に関する情報と魅力を発信しました。

また、保育園の園児や小学校低学年を対象に「出前講座」を行い、調理員手作りの「あんきゅーパペット」を使用して、衛生面の大切さや給食調理場の様子を紹介しました。

さらに、調理場の施設見学時や学校や園での食育授業時に調理場の仕事をわかりやすく紹介できるように、南部調理場の仕事をまとめたDVDを作成し、所管する学校に配布しました。

実施状況

区 分	参加者数
保育園（4園）4回	236人
小学校（4校）9回	277人



ホームページアクセス件数

月間アクセス件数		1日当たりアクセス件数	
年間平均	2,184件	年間平均	72件
最高月(1月)	2,977件	最高日(1/7)	271件

② 学校給食に関する思い出の作文・絵画の募集事業

学校給食で、忘れられない給食メニュー、みんなと食べた給食、給食時間のできごと、給食当番など心に残っている思い出やエピソードに関する作文と絵画を、小学校6年生を対象に募集しました。



募集・応募状況

募集期間		7月20日～9月10日	
応募 点数	作文	263点	(前年度 482点)
	絵画	213点	(前年度 222点)
入賞点数		各部門 特選1点 入選3点 佳作5点	

③ 親子給食調理教室開催事業

学校給食の人気メニューを小学生とその保護者で作りながら、「手洗いの仕方」や「調理の方法」などを体験し、学校給食に対する理解と作る喜び、親子で食する楽しさを感じてもらうことができました。

また、効果を高めるため、参加者に修了証を交付しました。

開催状況 会 場：青少年の家

メニュー：ビビンバ、錦糸たまご、春雨スープ

開 催 日 時	参 加 者
7月27日(金) 午前10時～午後1時	8組 16人
8月 1日(水) 午前10時～午後1時	7組 14人
8月 8日(水) 午前10時～午後1時	8組 16人
8月 9日(木) 午前10時～午後1時	8組 16人
計	31組 62人
(前年度)	40組 90人



④ 調理場施設見学・試食会の受入れ事業

学校給食に理解と関心を持ってもらうため、PTA、父母の会等の団体からの申出に応じて、施設見学及び給食の試食会を受け入れました。

また、新入園児や小学校に入学する子及び幼稚園・保育園に入園する子の保護者を対象とした施設見学及び給食の試食会を開催しました。

実施状況

区 分	調理場施設見学・試食会		学校等での試食会	
北部調理場	5回	69人	7回	409人
中部調理場	3回	55人	26回	789人
南部調理場	6回	147人	5回	182人
計	14回	271人	38回	1,380人
(前年度)	16回	462人	42回	1,567人

うち、協会主催の施設見学・試食会

区 分	参加者数
新入園編 (1回)	11人 (前年度 19人)
小学校新入学編 (2回)	13人 (前年度 24人)



⑤ 地元食材の啓発事業

地元（安城市産、西三河産、愛知県産）の食材を給食に使用することで、地域の食文化、農産物の生産、消費に対する関心を深めてもらうため、6月に「愛知を食べる学校給食の日」を、11月に「地域の農産物・特産物を味わう日」を設けるとともに、31年1月を「安城を食べる」給食月間として、地元食材を取り入れた献立としました。

また、安城産チンゲンサイの生産農家の苦労話やチンゲンサイを使った給食で人気の献立のビビンバのレシピを紹介した食育通信を1月に発行し、各学校の教室に掲示してもらうことで、地元食材の啓発をしました。

食育通信

平成31年1月

安城を食べよう!

公益財団法人 安城市学校給食協会

安城市学校給食協会
イメージキャラクター



地元で生産される作物を、地元で消費する（食べる）ことを地産地消と意思。毎年1月の給食では「安城を食べる月間」として、安城市とその近くの市の産物をたくさん取り入れています。今回は「チンゲンサイ生産者」の郡会長、神谷啓成さんにお話をうかがいました。

● 安城市はチンゲンサイの県内一の産地です ●

チンゲンサイってどんな野菜?

チンゲンサイは、中国野菜の一種で、昭和40年代後半から日本で栽培されるようになりました。安城市では、平成14年頃から栽培が盛んになり、今では県内最大の産地となりました。8カ所産やビタミンC、カルシウムを多く含む、油を使った料理ではチンゲンサイを知らなくともことができます。ワセガシなく、魚卵やゆめ、あえ物などいろいろなお料理に合う野菜です。

**チンゲンサイを
作っていて大変な
ところはありますか?**

ビニールハウスの中で、時間をずらしながら一年中作っているのも、お休みはきりません。収穫がすべて手作業なので大変なところ。また、天候に左右されやすいので、水加減がとても大事です。

チンゲンサイ作りの特色は?

環境と安全に配慮して生産しています
「チンゲンサイ生産者」の全生産者が環境にやさしい農業を行う「エコファーマー」

**給食を食べている
子どもたちに一言!**

地元のおいしいチンゲンサイをたくさん食べてください。

イメージキャラクター



(2) 物資購入事業

市内57校園の児童、生徒及び園児等に年間438万食余の給食の提供に必要な給食用主食及び副食物資を1,020百万円余で購入しました。

また、これらの給食用物資は、協会職員のほか県栄養士及び市職員で構成される物資検討会議で毎月選定しています。

① 給食実施状況

区 分	学 校(園)数	給食実施日数	年 間 調 理 食 数	
			今年度	前年度
小 学 校	21 校	190 日	2,240,746 食	2,217,351 食
中 学 校	8 校	190 日	1,025,806 食	1,033,649 食
幼 稚 園	4 園	187 日	127,516 食	132,440 食
保 育 園	23 園	234 日	937,410 食	921,715 食
サルビア学園	1 園	158 日	11,448 食	0 食
調 理 場			40,865 食	40,604 食
計	57施設		4,383,791 食	4,345,759 食

② 給食用物資納入業者

区 分	契 約 業 者 数	
	今年度	前年度
市 内 業 者	8 業者	9 業者
市 外 業 者	28 業者	27 業者
計	36 業者	36 業者

③ 物資検討会議 検討品目数

区 分	検 討 品 目 数	
	今年度	前年度
月 物 資	904 品目	1,051 品目
学 期 物 資	23 品目	27 品目
年 間 物 資	201 品目	169 品目
計	1,128 品目	1,247 品目

④ 物資購入実績

区 分	購 入 金 額	
	今年度	前年度
主食(パン、ごはん、麺)	194,028,813 円	191,954,210 円
牛乳	175,406,012 円	172,933,122 円
副食(主菜、副菜他)	650,579,012 円	652,973,393 円
計	1,020,013,837 円	1,017,860,725 円

⑤ 各調理場物資購入実績

区分	北部調理場	中部調理場	南部調理場	計
4月	28,393,664 円	9,564,427 円	31,571,667 円	69,529,758 円
5月	43,395,410 円	12,213,826 円	49,509,485 円	105,118,721 円
6月	43,838,159 円	13,303,160 円	50,439,962 円	107,581,281 円
7月	30,334,978 円	12,226,403 円	34,176,724 円	76,738,105 円
8月		9,157,532 円		9,157,532 円
9月	35,568,620 円	10,692,599 円	38,511,432 円	84,772,651 円
10月	48,733,714 円	14,031,431 円	56,042,034 円	118,807,179 円
11月	45,517,782 円	13,164,652 円	51,337,666 円	110,020,100 円
12月	31,237,245 円	11,512,465 円	35,035,803 円	77,785,513 円
1月	38,658,890 円	11,173,754 円	44,581,104 円	94,413,748 円
2月	41,748,291 円	11,684,971 円	46,723,792 円	100,157,054 円
3月	24,570,828 円	11,043,806 円	30,317,561 円	65,932,195 円
計	411,997,581 円	139,769,026 円	468,247,230 円	1,020,013,837 円
前年度	417,283,398 円	137,859,369 円	462,717,958 円	1,017,860,725 円

(3) 給食調理事業

北部、中部、南部学校給食共同調理場で市内57校園に提供する副食調理を行いました。

① 北部学校給食共同調理場

給食実施校

小学校名	学級数	児童数	教職員数
安 城 中 部	21	613	42
安 城 東 部	18	464	35
安 城 北 部	27	794	40
志 貴	9	161	20
作 野	23	675	37
里 町	22	581	38
桜 町	23	668	42
新 田	17	462	35
今 池	14	390	27
計 9 校	174	4,808	316

基準食数(平成30年4月1日)

中学校名	学級数	生徒数	教職員数
安 城 南	25	825	66
安 城 北	25	830	62
東 山	23	768	46
篠 目	23	717	50
計 4 校	96	3,140	224

調理食数

区分	小学校		中学校		調理場	食数合計
	実施日数	食 数	実施日数	食 数	食 数	
4月	13	61,941	13	40,919	1,002	103,862
5月	21	100,183	21	62,828	1,611	164,622
6月	21	102,379	21	61,402	1,591	165,372
7月	13	66,156	13	43,199	982	110,337
8月	-	-	-	-	-	-
9月	16	78,620	16	48,059	1,207	127,886
10月	22	105,317	22	71,249	1,662	178,228
11月	21	101,278	21	64,816	1,627	167,721
12月	14	70,463	14	45,060	1,063	116,586
1月	17	85,268	17	55,249	1,278	141,795
2月	19	96,237	19	59,499	1,463	157,199
3月	13	65,917	13	26,454	1,018	93,389
計	190	933,759	190	578,734	14,504	1,526,997
前年度	188	935,146	188	592,170	14,455	1,541,771

② 中部学校給食共同調理場

給食実施園

基準食数(平成30年4月1日)

幼稚園名	園児数	職員数
安 城	191	15
安 城 北 部	148	13
さ く の	191	17
東 栄	157	13
計 4 園	687	58

園名	園児数	職員数
サルビア	46	27

※平成30年7月20日開始

保育園名	園児数	職員数	保育園名	園児数	職員数
安 城	224	32	二 本 木	281	45
あ け ぼ の	270	44	ゆ た か	207	30
南 部	152	26	え の き	55	10
西 部	152	23	み の わ	212	36
和 泉	208	35	新 田	129	21
東 端	93	15	赤 松	80	15
城 ケ 入	66	11	三 ツ 川	54	9
東 部	64	10	み そ の	121	22
高 棚	67	11	桜 井	107	19
志 貴	74	12	錦	247	36
小 川	164	22	作 野	267	42
さ く ら	246	35	計 23 園	3,540	561

調理食数

区分	幼稚園		保育園		サルビア学園		調理場	食数合計
	実施日数	食 数	実施日数	食 数	実施日数	食 数	食 数	
4月	13	6,209	18	71,525	-	-	791	78,525
5月	21	14,527	21	80,736	-	-	1,041	96,304
6月	20	14,343	21	85,959	-	-	1,049	101,351
7月	13	9,176	21	85,183	8	563	962	95,884
8月	-	-	20	77,735	20	1,387	652	79,774
9月	16	11,759	17	69,878	17	1,202	820	83,659
10月	21	14,580	22	86,752	21	1,545	1,085	103,962
11月	21	14,441	21	85,923	20	1,489	1,042	102,895
12月	14	9,597	18	73,593	18	1,369	807	85,366
1月	17	11,588	17	69,863	17	1,241	819	83,511
2月	19	12,778	19	76,056	19	1,402	929	91,165
3月	12	8,518	19	74,207	18	1,250	820	84,795
計	187	127,516	234	937,410	158	11,448	10,817	1,087,191
前年度	189	132,440	234	921,715	0	0	11,053	1,065,208

③ 南部学校給食共同調理場

給食実施校

小学校名	学級数	児童数	教職員数
安城南部	20	582	31
安城西部	20	574	39
錦町	21	587	39
高棚	14	290	27
明和	14	375	29
桜井	29	858	50
祥南	14	345	34
丈山	23	642	42
二本木	26	810	48
桜林	20	561	48
三河安城	21	574	39
梨の里	19	485	34
計 12 校	241	6,683	460

基準食数(平成30年4月1日)

中学校名	学級数	生徒数	教職員数
明祥	14	363	35
安城西	24	822	59
桜井	21	626	48
安祥	19	603	51
計 4 校	78	2,414	193

調理食数

区分	小学校		中学校		調理場	食数合計
	実施日数	食数	実施日数	食数	食数	
4月	13	85,859	13	31,631	1,064	118,554
5月	21	140,357	21	47,650	1,684	189,691
6月	21	144,900	21	47,033	1,718	193,651
7月	13	91,758	13	33,527	1,048	126,333
8月	-	-	-	-	-	-
9月	16	107,712	16	36,563	1,322	145,597
10月	22	150,033	22	56,204	1,847	208,084
11月	21	141,396	21	50,035	1,786	193,217
12月	14	99,026	14	33,711	1,149	133,886
1月	17	119,413	17	43,411	1,344	164,168
2月	19	134,132	19	46,288	1,517	181,937
3月	13	92,401	13	21,019	1,065	114,485
計	190	1,306,987	190	447,072	15,544	1,769,603
前年度	188	1,282,205	188	441,479	15,096	1,738,780

(4) 施設管理事業

安城市からの委託を受け、2施設の管理業務を行いました。

事業名	事業内容
市役所庁内印刷業務	文書の印刷業務
総合斎苑管理業務	庶務及び受付等に関する事務

事業報告の附属明細書

平成30年度事業報告には、定款第11条第1項第2号に規定する事業報告の附属明細書として記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので作成しない。

Ⅱ 決算報告

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	190,034,876	179,424,140	10,610,736
流動資産合計	190,034,876	179,424,140	10,610,736
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	282,541,892	288,784,512	△ 6,242,620
特定資産合計	282,541,892	288,784,512	△ 6,242,620
固定資産合計	285,541,892	291,784,512	△ 6,242,620
資産合計	475,576,768	471,208,652	4,368,116
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	184,754,861	174,421,623	10,333,238
預り金	5,280,015	5,002,517	277,498
流動負債合計	190,034,876	179,424,140	10,610,736
2 固定負債			
退職給付引当金	282,541,892	288,784,512	△ 6,242,620
固定負債合計	282,541,892	288,784,512	△ 6,242,620
負債合計	472,576,768	468,208,652	4,368,116
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
2 一般正味財産	0	0	0
正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
負債及び正味財産合計	475,576,768	471,208,652	4,368,116

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	750	750	0
基本財産受取利息	750	750	0
特定資産運用益	172,117	176,306	△ 4,189
特定資産受取利息	172,117	176,306	△ 4,189
事業収益	1,181,756,808	1,179,196,384	2,560,424
業務受託収益	1,181,719,608	1,179,149,284	2,570,324
受取参加費	37,200	47,100	△ 9,900
運営費補助金収益	747,886,957	732,689,167	15,197,790
受取地方公共団体補助金	747,886,957	732,689,167	15,197,790
雑収益	1,612,403	1,261,365	351,038
受取利息	5,447	5,415	32
雑収益	1,606,956	1,255,950	351,006
経常収益計	1,931,429,035	1,913,323,972	18,105,063
(2) 経常費用			
事業費	1,864,111,896	1,848,303,669	15,808,227
給料	338,385,174	332,787,143	5,598,031
職員手当等	173,689,504	169,570,807	4,118,697
賃金	84,790,370	82,781,532	2,008,838
福利厚生費	84,094,175	82,962,336	1,131,839
通信運搬費	688,849	700,074	△ 11,225
消耗品費	30,792,152	32,163,648	△ 1,371,496
修繕費	14,897,931	14,955,841	△ 57,910
印刷製本費	27,993	220,536	△ 192,543
燃料費	17,819,964	16,277,993	1,541,971
光熱水費	67,269,292	64,787,717	2,481,575
賃借料	177,661	183,805	△ 6,144
手数料	11,047,737	11,650,358	△ 602,621
報償費	46,000	28,000	18,000
委託料	20,371,257	21,373,154	△ 1,001,897
給食物資購入費	1,020,013,837	1,017,860,725	2,153,112
管理費	67,317,139	65,020,303	2,296,836
報酬	606,000	611,000	△ 5,000

科 目	当年度	前年度	増 減
給料	16,473,600	16,038,000	435,600
職員手当等	9,149,730	8,769,761	379,969
賃金	283,190	104,155	179,035
退職給付費用	28,032,353	27,316,946	715,407
福利厚生費	4,085,690	4,035,155	50,535
旅費	1,405,980	1,395,680	10,300
通信運搬費	235,693	208,168	27,525
消耗品費	474,875	356,173	118,702
印刷製本費	1,800	66,600	△ 64,800
食糧費	11,368	10,239	1,129
光熱水費	201,697	177,725	23,972
賃借料	488,183	469,541	18,642
保険料	654,240	548,990	105,250
公課費	1,382,800	1,004,650	378,150
手数料	100,705	62,978	37,727
負担金	152,910	116,250	36,660
報償費	745,688	648,000	97,688
委託料	2,830,637	3,080,292	△ 249,655
経常費用計	1,931,429,035	1,913,323,972	18,105,063
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0

正味財産増減計算書内訳書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

科 目	事業会計 (公益目的事業)	事業会計 (その他事業)	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	750	0	0	750
基本財産受取利息	750	0	0	750
特定資産運用益	0	0	172,117	172,117
特定資産受取利息	0	0	172,117	172,117
事業収益	1,181,756,808	0	0	1,181,756,808
業務受託収益	1,181,719,608	0	0	1,181,719,608
受取参加費	37,200	0	0	37,200
運営費補助金収益	668,423,815	13,422,130	66,041,012	747,886,957
受取地方公共団体補助金	668,423,815	13,422,130	66,041,012	747,886,957
雑収益	508,393	0	1,104,010	1,612,403
受取利息	0	0	5,447	5,447
雑収益	508,393	0	1,098,563	1,606,956
経常収益計	1,850,689,766	13,422,130	67,317,139	1,931,429,035
(2) 経常費用				
事業費	1,850,689,766	13,422,130	0	1,864,111,896
給料	329,991,174	8,394,000	0	338,385,174
職員手当等	170,550,055	3,139,449	0	173,689,504
賃金	84,790,370	0	0	84,790,370
福利厚生費	82,205,494	1,888,681	0	84,094,175
通信運搬費	688,849	0	0	688,849
消耗品費	30,792,152	0	0	30,792,152
修繕費	14,897,931	0	0	14,897,931
印刷製本費	27,993	0	0	27,993
燃料費	17,819,964	0	0	17,819,964
光熱水費	67,269,292	0	0	67,269,292
賃借料	177,661	0	0	177,661
手数料	11,047,737	0	0	11,047,737
報償費	46,000	0	0	46,000
委託料	20,371,257	0	0	20,371,257
給食物資購入費	1,020,013,837	0	0	1,020,013,837
管理費	0	0	67,317,139	67,317,139

科 目	事業会計 (公益目的事業)	事業会計 (その他事業)	法人会計	合計
報酬	0	0	606,000	606,000
給料	0	0	16,473,600	16,473,600
職員手当等	0	0	9,149,730	9,149,730
賃金	0	0	283,190	283,190
退職給付費用	0	0	28,032,353	28,032,353
福利厚生費	0	0	4,085,690	4,085,690
旅費	0	0	1,405,980	1,405,980
通信運搬費	0	0	235,693	235,693
消耗品費	0	0	474,875	474,875
印刷製本費	0	0	1,800	1,800
食糧費	0	0	11,368	11,368
光熱水費	0	0	201,697	201,697
賃借料	0	0	488,183	488,183
保険料	0	0	654,240	654,240
公課費	0	0	1,382,800	1,382,800
手数料	0	0	100,705	100,705
負担金	0	0	152,910	152,910
報償費	0	0	745,688	745,688
委託料	0	0	2,830,637	2,830,637
経常費用計	1,850,689,766	13,422,130	67,317,139	1,931,429,035
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0	0
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	0	0	3,000,000
指定正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
III 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000

財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職手当の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
小 計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	288,784,512	28,032,353	34,274,973	282,541,892
小 計	288,784,512	28,032,353	34,274,973	282,541,892
合 計	291,784,512	28,032,353	34,274,973	285,541,892

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	(3,000,000)	(0)	(0)
小 計	3,000,000	(3,000,000)	(0)	(0)
特定資産				
退職給付引当資産	282,541,892	(0)	(0)	(282,541,892)
小 計	282,541,892	(0)	(0)	(282,541,892)
合 計	285,541,892	(3,000,000)	(0)	(282,541,892)

5 担保に供している資産

該当事項なし

6 保証債務等の偶発債務

該当事項なし

7 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金					
安城市学校給食協会運営補助金 (調理場総務事務)	安城市	0	508,709,687	508,709,687	0
安城市学校給食協会運営補助金 (食育推進)	安城市	0	886,722	886,722	0
安城市学校給食協会運営補助金 (小学校)	安城市	0	101,475,053	101,475,053	0
安城市学校給食協会運営補助金 (中学校)	安城市	0	39,963,783	39,963,783	0
安城市学校給食協会運営補助金 (保育園)	安城市	0	11,797,659	11,797,659	0
安城市学校給食協会運営補助金 (サルビア)	安城市	0	5,590,911	5,590,911	0
安城市学校給食協会運営補助金 (市役所印刷)	安城市	0	5,685,397	5,685,397	0
安城市学校給食協会運営補助金 (総合斎苑管理)	安城市	0	7,736,733	7,736,733	0
安城市学校給食協会運営補助金 (管理費)	安城市	0	66,041,012	66,041,012	0
合 計		0	747,886,957	747,886,957	0

8 重要な後発事象

該当事項なし

9 その他

該当事項なし

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

「財務諸表に対する注記 3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載していますので、附属明細書の記載を省略しています。

2 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	288,784,512	28,032,353	34,274,973	0	282,541,892

財産目録

平成31年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	預金			190,034,876
	普通預金	碧海信用金庫 本店営業部	運営資金として使用している	179,669,570
		碧海信用金庫 本店営業部	源泉所得税等の預り金の管理に 使用している	10,365,306
流動資産合計				190,034,876
(固定資産)				
基本財産	定期預金		定款の定めにより事業を行うために不可	3,000,000
	定期預金(指定)	碧海信用金庫	欠な財産として管理されている預金	3,000,000
		本店営業部		
特定資産	退職給付引当資産		給与に関する規程に基づく退職手当の	282,541,892
	普通預金	碧海信用金庫	財源に充てるため管理されている預金	5,541,892
		本店営業部		
	定期預金	碧海信用金庫	〃	77,000,000
		本店営業部		
	定期預金	豊田信用金庫	〃	100,000,000
		三河安城支店		
	定期預金	豊田信用金庫	〃	100,000,000
		三河安城支店		
固定資産合計				285,541,892
資産合計				475,576,768
(流動負債)				
	未払金			184,754,861
		高瀬物産㈱トヨタ支店 他24件	給食物資購入費	65,932,195
		職員、臨時職員	人件費等	50,728,055
		合同会社エビス薬局 他	消耗品費	823,492
		三水工業㈱ 他	修繕費	429,084
		山崎石油㈱ 他	燃料費	1,467,323
		東邦ガス㈱ 他	光熱水費	6,513,611
		日本設備㈱ 他	手数料	6,158,589
		昭和建物管理㈱ 他	委託料	1,898,888
		ソフトバンク㈱ 他	通信運搬費 他	171,189
		安城市	返納金	50,632,435
	預り金			5,280,015
		職員等	社会保険料	5,280,015
流動負債合計				190,034,876
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員	給与に関する規程に基づく退職手当で 期末自己都合要支給額	282,541,892
固定負債合計				282,541,892
負債合計				472,576,768
正味財産				3,000,000

監 査 報 告 書

平成31年4月26日

公益財団法人安城市学校給食協会

理事長 杉 山 春 記

公益財団法人安城市学校給食協会

監事 大 見 孝

監事 早 川 智 光

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度における業務及び会計に関する監査を行いました。その方法及び結果について次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 業務監査について、理事会等の会議に出席して理事等からその業務の報告を受け、必要に応じて説明を求め、関係書類の閲覧等を行うことにより、事業報告について検討した。
- (2) 会計監査について、会計帳簿及び関係書類の照合確認等を行い関係職員の聞き取りを行うことにより、その適正性を検討した。

2 監査意見

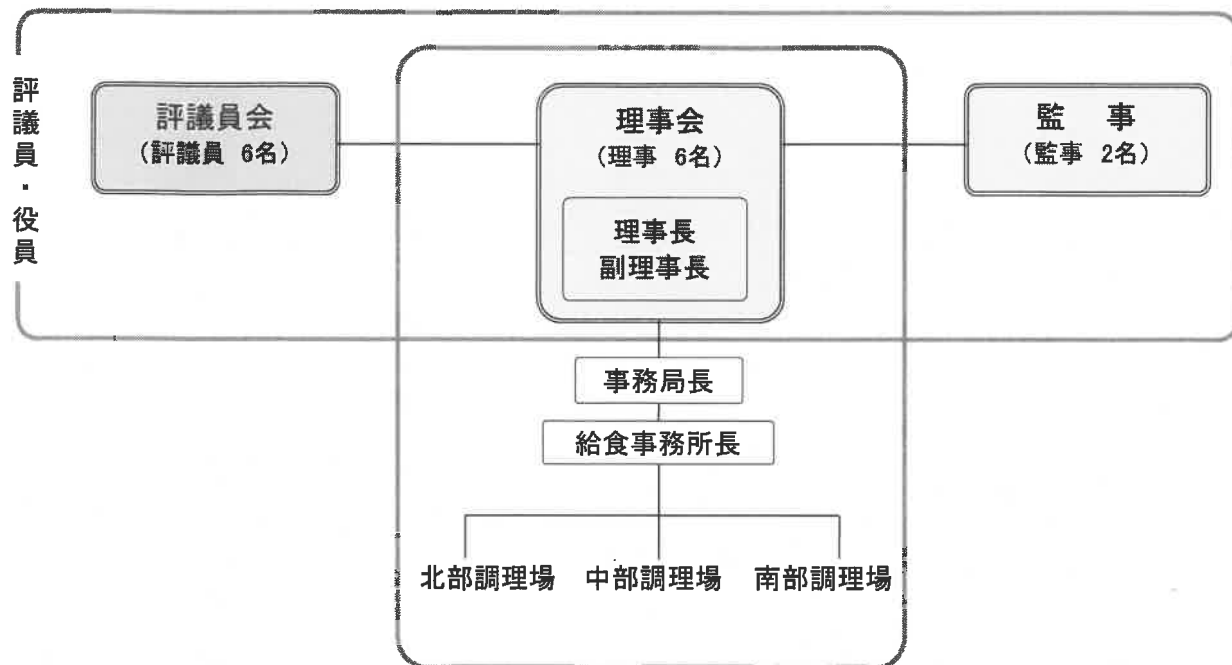
- (1) 業務執行は法令及び定款に従って行われており、事業報告書は法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (3) 財務諸表(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和元年度
事業計画書及び収支予算書

公益財団法人安城市学校給食協会

I 事業計画

1 組 織



2 職員構成

(平成31年4月1日見込)

区 分	事務職員	施設作業 職員	給食調理 職員	給食用務 職員	臨時職員			計
					事務	施設作業	給食調理	
事務局	5							5
公益目的事業 配膳業務	給食事務所	3						3
	北部調理場	4	2	28	1		46	81
	中部調理場	4	3	19	1	1	27	55
	南部調理場	5	3	34	1	1	36	80
	小学校			21				21
	中学校			8				8
	保育園			2				2
	サルビア学園			1				1
その他事業	市役所文書室		1					1
	総合斎苑	1						1
合 計	22	9	81	32	3	2	109	258

3 公益目的事業

(1) 食育に関する普及啓発及び給食を機会とした食育推進事業

成長期における児童、生徒及び園児の知育、徳育及び体育の基礎となる食育事業を推進することにより、食に関する知識と健全な食生活を実践することができる力を育て、児童、生徒及び園児の健全な心身の発達に寄与する。

この食育推進事業の展開にあたっては、協会及び市の職員に県栄養士を加えた「食育推進会議」において事業計画を立案するとともに、関係機関との連携により進めていく。

① 食育の普及啓発事業

ホームページにより、毎日の給食メニューの特色と写真紹介や学校給食の人気メニューのレシピ、郷土料理レシピ、栄養内容のほか安城市で生産される食材など給食に関する情報と魅力を視覚的に発信する。

また、給食に関心を持っていただくため、小中学校、幼稚園及び保育園に栄養士や調理員が出向き、「出前講座」を実施する。

イメージキャラクター「あんきゅー」を活用した啓発用品を作成し、調理場施設見学者、食育推進事業参加者などに配布するとともに、給食配送車の側面にシールを貼付することにより広くPRする。

調理場の1日をまとめたDVDを作成し、調理場施設見学者に見てもらったり、学校や園に貸し出すことによって、調理場業務の理解を深めてもらう。

② 学校給食に関する思い出の作文・絵画・習字の募集事業

小学校6年生の児童を対象に、小学校の給食を振り返り、給食への思いと給食に関わった人たちへの感謝の気持ちを持ち続けてもらうために、思い出に残った給食に関する作文、絵画又は習字を募集する。

優秀な作品は作品集を作成するとともに、ホームページにも掲載し、紹介する。

③ 親子給食調理教室開催事業

学校給食の人気メニューを親子で作りながら、「手洗いの仕方」や「調理の方法」などを体験し、学校給食に対する理解と作る喜び、栄養の大切さや調理の大変さ、親子で食する楽しさを感じてもらう。

小学校の児童とその親(保護者)を対象に参加者を募集する。

④ 調理場施設見学・試食会の受入れ事業

学校給食に理解と関心を持っていただくため、学校PTA、幼稚園・保育園の父母の会などの団体や個人からの申出により、調理場施設見学と試食会を受け入れる。

また、新入園児や新入学児の保護者を対象とした施設見学・試食会を開催し、給食の理解を促進する。

⑤ 地元食材の啓発事業

自分たちの住んでいる地域の食文化、地元農産物の生産、流通、消費に関心を持っていただくため、6月の「愛知を食べる学校給食の日」のほかに、1月を「安城を食べる月間」とし、地元食材を積極的に使用した献立としていく。

また、安城産の食材情報や生産者の思いなどを掲載した「食育通信」を作成し、学校での配布・掲示など目に見える形で啓発していく。

(2) 学校給食の調理等に関する事業

成長期における児童、生徒及び園児に安全で安心な給食を提供することにより、健全な心身の発達並びに豊かな食生活の実現に寄与する。

① 物資購入事業

市内57校園の児童、生徒及び園児等23,920人の給食用主食及び副食物資を年間1,040百万円で購入する。

学校等給食実施数

区 分	学 校(園)	人 数
小 学 校	21 校	12,660 人
中 学 校	8 校	6,050 人
幼 稚 園	2 園	330 人
こ ど も 園	2 園	550 人
保 育 園	23 園	4,255 人
サルビア学園	1 園	75 人
計	57 校園	23,920 人

※教職員等を含む。

給食物資(主食及び副食)の購入額

区 分	児童、生徒園児数等	給食実施 予定日数	予定年間購入額
小 学 校	12,660 人	189 日	590,715 千円
中 学 校	6,050 人	189 日	312,301 千円
幼 稚 園	330 人	188 日	6,793 千円
こ ど も 園	550 人	231 日	14,421 千円
保 育 園	4,255 人	231 日	112,855 千円
サルビア学園	75 人	224 日	1,915 千円
保存食用物資等			1,000 千円
合 計	23,920 人		1,040,000 千円

② 給食調理事業

北部、中部、南部学校給食共同調理場で市内57校園に提供する給食、1日当たり23,920食の調理を行う。

【北部学校給食共同調理場】

小学校

校 名	クラス数	食 数
安 城 中 部	25	625
安 城 東 部	19	482
安 城 北 部	29	803
志 貴	9	185
作 野	26	677
祥 南	15	339
里 町	21	584
桜 町	25	656
新 田	20	461
今 池	16	407
教 職 員		349
調 理 場		76
計	205	5,644

中学校

校 名	クラス数	食 数
安 城 南	26	852
安 城 北	26	854
東 山	23	732
篠 目	23	718
教 職 員		256
計	98	3,412

北部合計 14 校 303 クラス 9,056 食

【中部学校給食共同調理場】

幼稚園

園 名	食 数
安 城 北 部	144
東 栄	153
教 職 員	33
計	330

こども園

園 名	食 数
安 城	250
さ く の	250
教 職 員	50
計	550

サルビア学園

園 名	食 数
サルビア学園	47
教 職 員	28
計	75

保育園

園 名	食 数	園 名	食 数	園 名	食 数	園 名	食 数
安 城	222	東 部	62	え の き	53	錦	254
あ け ぼ の	273	高 棚	67	み の わ	210	作 野	278
南 部	151	志 貴	69	新 田	126	教 職 員	603
西 部	152	小 川	160	赤 松	87	調 理 場	54
和 泉	222	さ く ら	289	三 ツ 川	52	計	4,255
東 端	91	二 本 木	279	み そ の	125		
城 ケ 入	63	ゆ た か	207	桜 井	106		

中部合計 28 園 5,210 食

【南部学校給食共同調理場】

小学校

校 名	クラス数	食 数
安 城 南 部	22	615
安 城 西 部	22	581
錦 町	25	591
高 棚	15	301
明 和	16	391
桜 井	33	888
丈 山	25	664
二 本 木	29	816
桜 林	21	579
三 河 安 城	24	591
梨 の 里	20	499
教 職 員		418
調 理 場		82
計	252	7,016

中学校

校 名	クラス数	食 数
明 祥	14	381
安 城 西	27	826
桜 井	22	642
安 祥	18	580
教 職 員		209
計	81	2,638

南部合計 15 校 333 クラス 9,654 食

4 その他の事業

(1) 公共施設の管理運営を行う事業

事 業 名	事 業 内 容
市役所印刷業務	行政文書等の印刷製本業務
総合斎苑管理業務	総合斎苑の利用に関する申請・許可の受付と交付等業務

Ⅱ 収支予算書

収支予算書

平成31年 4月 1日から令和2年 3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	1	1	0
基本財産受取利息	1	1	0
②特定資産運用益	20	50	△30
特定資産受取利息	20	50	△30
③事業収益	1,240,557	1,240,511	46
業務受託収益	1,240,509	1,240,469	40
受取参加費	48	42	6
④運営費補助金収益	809,343	789,770	19,573
運営費補助金収益	809,343	789,770	19,573
⑤雑収益	45	90	△45
受取利息	5	50	△45
雑収益	40	40	0
経常収益計	2,049,966	2,030,422	19,544
(2) 経常費用			
①事業費	1,971,280	1,956,809	14,471
給料	350,566	345,988	4,578
職員手当等	186,004	185,500	504
賃金	96,200	90,349	5,851
福利厚生費	96,562	93,322	3,240
通信運搬費	756	756	0
消耗品費	33,980	34,444	△464
修繕費	17,000	15,000	2,000
印刷製本費	329	329	0
燃料費	20,000	20,000	0
光熱水費	79,000	81,000	△2,000
賃借料	222	182	40
手数料	20,595	18,587	2,008
報償費	78	28	50
委託料	29,988	21,324	8,664
給食物資購入費	1,040,000	1,050,000	△10,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
②管理費	78,686	73,613	5,073
報酬	781	781	0
給料	17,400	16,938	462
職員手当等	10,500	10,057	443
賃金	1,000	1,966	△966
退職給付費用	32,202	28,299	3,903
福利厚生費	5,100	4,947	153
旅費	1,830	1,767	63
通信運搬費	267	276	△9
交際費	50	50	0
消耗品費	690	764	△74
印刷製本費	165	158	7
食糧費	16	16	0
光熱水費	209	209	0
賃借料	536	486	50
保険料	857	770	87
公課費	1,452	1,432	20
手数料	438	82	356
負担金	215	210	5
報償費	980	798	182
委託料	3,998	3,607	391
経常費用計	2,049,966	2,030,422	19,544
評価損益等調整前当期増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000	3,000	0
指定正味財産期末残高	3,000	3,000	0
III 正味財産期末残高	3,000	3,000	0

収支予算書(内訳表)

平成31年 4月 1日から令和2年 3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計	その他の事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	1	0	0	1
基本財産受取利息	1	0	0	1
②特定資産運用益	0	0	20	20
特定資産受取利息	0	0	20	20
③事業収益	1,240,557	0	0	1,240,557
業務受託収益	1,240,509	0	0	1,240,509
受取参加費	48	0	0	48
④運営費補助金収益	720,514	10,168	78,661	809,343
運営費補助金収益	720,514	10,168	78,661	809,343
⑤雑収益	40	0	5	45
受取利息	0	0	5	5
雑収益	40	0	0	40
経常収益計	1,961,112	10,168	78,686	2,049,966
(2) 経常費用				
①事業費	1,961,112	10,168	0	1,971,280
給料	344,644	5,922	0	350,566
職員手当等	183,310	2,694	0	186,004
賃金	96,200	0	0	96,200
福利厚生費	95,010	1,552	0	96,562
通信運搬費	756	0	0	756
消耗品費	33,980	0	0	33,980
修繕費	17,000	0	0	17,000
印刷製本費	329	0	0	329
燃料費	20,000	0	0	20,000
光熱水費	79,000	0	0	79,000
賃借料	222	0	0	222
手数料	20,595	0	0	20,595
報償費	78	0	0	78
委託料	29,988	0	0	29,988
給食物資購入費	1,040,000	0	0	1,040,000

科 目	公益目的事業会計	その他の事業会計	法人会計	合計
②管理費	0	0	78,686	78,686
報酬	0	0	781	781
給料	0	0	17,400	17,400
職員手当等	0	0	10,500	10,500
賃金	0	0	1,000	1,000
退職給付費用	0	0	32,202	32,202
福利厚生費	0	0	5,100	5,100
旅費	0	0	1,830	1,830
通信運搬費	0	0	267	267
交際費	0	0	50	50
消耗品費	0	0	690	690
印刷製本費	0	0	165	165
食糧費	0	0	16	16
光熱水費	0	0	209	209
賃借料	0	0	536	536
保険料	0	0	857	857
公課費	0	0	1,452	1,452
手数料	0	0	438	438
負担金	0	0	215	215
報償費	0	0	980	980
委託料	0	0	3,998	3,998
経常費用計	1,961,112	10,168	78,686	2,049,966
評価損益等調整前当期増減額	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000	0	0	3,000
指定正味財産期末残高	3,000	0	0	3,000
III 正味財産期末残高	3,000	0	0	3,000

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
(平成31年4月1日 から 令和2年3月31日まで)

1 資金調達の見込みについて

令和元年度中における資金調達の予定はありません。

2 設備投資の見込みについて

令和元年度中における設備投資の予定はありません。